

よくわかるFPシリーズ

合格テキスト

FP **1**
技能士 **1** 級

1

ライフプランニングと
資金計画・リスク管理

TAC FP講座 編

はじめに

日常生活に役立つ知識を幅広く得られる資格、それがFP資格です。銀行、証券会社、保険会社等の金融業界や、不動産業界などでは、FP技能士2級は必須といわれるほど浸透した資格となりました。2級まで取得された方は、学習以前と比べて、視野が広がったことを実感されていることでしょう。

FPの資格が活かせるのは、金融業界に限りません。独立してFP事務所を構え、お金の相談にかかわっていくためには、やはり、1級レベルの知識が必要になってきます。学習した知識が実務に直結する、それがFP技能士1級なのです。

TAC FP講座では、これまでの講義・研修で培ったノウハウをまとめ、1級に確実に合格したい人に向けて「合格テキスト・合格トレーニングシリーズ」を執筆いたしました。過去の試験問題を徹底分析し、学ぶべき事項を確実にピックアップし、きちんと知識を習得できるように構成しています。

本書ではライフプランとリスクという、FP業務の根幹となるものを学習します。特にライフプランは、すべての相談がここから始まる、FP業務において欠くことのできない学習内容となります。本書を最大限に活用することで、FP1級合格をつかみとり、将来の夢の実現につながることを心より祈念いたします。

2021年5月

TAC FP講座

本書の特長・利用方法

PICK UP 1

出題傾向・全体像

章扉のページに過去6回分の出題状況を示してあります。出題されたテーマには☆印がついているので、重点的に学習しましょう。

重要論点を確認し、学習内容を把握しておきましょう。

第1章

FPと職業倫理・関連法規

過去の出題状況	2019.1	2019.5	2019.9	2020.1	2020.9	2021.1
関連法規			☆			

- FPと職業倫理・関連法規の関係**
顧客の幅広い相談に応えるために問われるFPの職業倫理や関連法規の関係について確認する。
- 職業倫理**
FPは顧客の立場に立った職業倫理が大切である。
- 関連法規**
FPは顧客の要望に応えようとするために他の専門家の領域を侵してはならない。

PICK UP 2

図表・重要公式

図表や資料を多用して説明をわかりやすくまとめ、視覚的にもスムーズに理解できるようにしました。

本試験で計算問題を解く際に重要となる公式には色付きのアミをかけて強調しています。

3 ライフプランニングの手法

1 ライフイベント表

ライフイベント表とは、顧客本人とその家族の将来の予定や希望（イベント）を時系列に沿って表すものである。目的は、漠然としたライフイベントの再確認による優先順位把握、その費用・収入の数値化である。記載する数値（見積もる数値）は、現在価値である。

■例

西暦	年齢				イベントと必要資金
	夫	妻	長男	長女	
	一郎	花子	太郎	咲子	
2021年	43	41	13	11	太郎中学入学
2022年	44	42	14	12	マイホーム購入 800万円
2023年	45	43	15	13	咲子中学入学
2024年	46	44	16	14	太郎高校入学
2025年	47	45	17	15	妻の資格取 200万円
2026年	48	46	18	16	咲子大学入学
2027年	49	47	19	17	太郎大学入学 80万円
2028年	50	48	20	18	

(注) 年齢は各年末時点の満年齢を記載。

2 キャッシュフロー表

キャッシュフロー表は、現在の取支状況や今後のライフプランをもとに、将来の取支状況や貯蓄残高を予想し表形式でまとめたもの。

(1) 可処分所得

自分で自由に使える（処分可能な）お金のこと。キャッシュフロー表の「収入欄」には、年収（表面的な収入）ではなく、**可処分所得**（年単位）を記入する。

$$\text{サラリーマンの可処分所得} = \text{年収} - (\text{社会保険料} + \text{所得税} + \text{住民税})$$

※ 社会保険料＝厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料、雇用保険料

PICK UP 3

重要語句・POINT!

重要な用語・内容を色付き文字で目立たせ、覚えるべき語句が把握しやすくなっています。

項目の最後に設けた **POINT!** で、覚えるべき事柄を把握しておきましょう。

1 ライフプランとファイナンシャル・プランニング

個人の価値観によるそれぞれの生き方は、「ライフプラン」の前提であり「ライフデザイン」と呼ばれている。
個人はライフデザインに基づき生活の具体化、方向付け、プランにおける課題を整理しライフプランを実行する。
「ライフプラン」は、人生の節目ごとに見直すことも必要となる。それと同時に万が一のアシラントに備える「リスクマネジメント」も変化するため、必要に応じた対応を行うことが大切である。



一般に人生の中で大きな資金が必要となるものは、**住宅取得資金、教育資金、老後の生活資金**（人生の三大資金と呼ばれる）の3つがあげられ、資金計画の重要度も高く、ライフプランを考える上でもこれらの三大資金の分配は重要である。

POINT!

ライフプランの変化に応じたファイナンシャル・プランニングが大切！
人生の三大資金（住宅・教育・老後）の計画は特に重要といえる。

10

PICK UP 4

チェックテスト

章末には、インプットした内容を確認できるように、○×形式のチェックテストを掲載しています。簡潔にまとめられていますので、すばやく復習ができます。必ず解いてみましょう。

チェックテスト

- ファイナンシャル・プランナーは、フィーやコミッションを取得することを目的として顧客の利益を犠牲にするようなプランニングを作成することは、償まなければならない。
- 税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客の求めに応じて行う個別具体的な税務相談は、その行為が無償であれば税理士法に抵触しない。
- 税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客のデータを参考にした架空の事例に基づく一般的な税務説明を有償で行うことは、税理士法に抵触しない。
- 保険募集人として登録を受けていないファイナンシャル・プランナーが、保険の募集行為をすることは、保険業法に抵触しない。
- 弁護士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客の遺産分割の意思が生じた際、相続に関する一般的な助言を無償で行うことは、弁護士法に抵触しない。
- 弁護士、司法書士、行政書士の資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、報酬を得る目的で顧客の自己破産手続きを行う行為は弁護士法に抵触する。
- 社会保険労務士の独占業務として、報酬を得て業として行う事務であって、労働社会保険法令に基づく「申請書の作成、その提出に関する手続の代行」申請などの代理「帳簿書類の作成」が社会保険労務士法で定められている。
- 金融商品取引業者の登録を受けていないファイナンシャル・プランナーが、報酬や経費に換算されている株式の情報を顧客に提供することは禁じられている。
- 金融商品取引業者の登録を受けていないファイナンシャル・プランナーが、過去の株価や騰落率が掲載されている「会社四季報」等を使用して、顧客に一般的な情報提供を行った。
- 宅地建物取引業者でないファイナンシャル・プランナーが、「業」として顧客の宅地または建物に顧客の代理人という立場で売買することは、宅地建物取引業法に抵触しない。

解答

- (1) ○ (2) × (3) ○ (4) × (5) ○
(6) ○ (7) ○ (8) × (9) ○ (10) ×

チェックテスト 7

FP技能士・1級試験のしくみ

1級FP技能検定 試験概要

試験実施団体	金融財政事情研究会（金財）
試験科目と出題形式	【学科試験】 基礎編 マークシート方式による筆記試験、四答択一式 応用編 記述式による筆記試験
	【実技試験】 口頭試問形式
受験資格	① 2級技能検定合格者で、FP業務に関し1年以上の実務経験を有する者、 ② FP業務に関し5年以上の実務経験を有する者、③ 厚生労働省認定金融涉外技能審査2級の合格者で、1年以上の実務経験を有する者
試験日	【学科試験】 9月・1月・5月の年3回
	【実技試験】 6月・10月・2月の年3回
試験時間	【学科試験】 基礎編 10：00～12：30 応用編 13：30～16：00
	【実技試験】 面接開始約15分前に設例配布、各面接の1人当たり所要時間は約12分
出題数と合格基準	【学科試験】 基礎編 50問、応用編 5題、200点満点で120点以上
	【実技試験】 異なる設例課題に基づき2回面接、200点満点で120点以上

1級試験
お問い合わせ先

一般社団法人 金融財政事情研究会 検定センター
<https://www.kinzai.or.jp/>
 TEL 03-3358-0771

1級FP技能士とCFP®

- ・ 2級FP技能検定合格者で1年以上のFP実務経験を有する者
- ・ 5年以上のFP実務経験を有する者

FP技能士1級学科試験を受検・合格！

- ・ AFP登録者
- ・ FP協会が認めた大学で所定の単位を取得した者

CFP®資格審査試験を受検・合格！

↓
CFP®エントリー研修

↓
3年間の実務経験要件充足・日本FP協会登録により、CFP®として認定

実技試験を受検・合格！

1級FP技能士に！

目次

はじめに	iii
本書の特長・利用方法	iv
FP技能士・1級試験のしくみ	vi

第1章 FPと職業倫理・関連法規 1

1 FPと職業倫理・関連法規の関係	2
2 FPの職業倫理	3
3 FPと関連法規	4
チェックテスト	7

第2章 ライフプランの手法 9

1 ライフプランとファイナンシャル・プランニング	10
2 ファイナンシャル・プランニング	11
3 ライフプランニングの手法	12
チェックテスト	16

第3章 ライフプランと資金計画 17

1 住宅取得とライフプラン	18
2 教育資金とライフプラン	29
3 年金等受給者と融資制度	32
チェックテスト	34

第4章 中小法人の資金計画 35

1 資金計画のプランニング	36
2 資金調達の種類・特徴	37
チェックテスト	42

第5章 リスクマネジメント 43

1 リスクマネジメントの概略	44
2 リスクの処理技術	45
チェックテスト	47

第6章 保険制度 49

1 保険募集人等と保険募集に関するコンプライアンス	50
2 契約者の保護に関する規制	53
3 保険契約者保護機構	57
4 保険法	61
5 少額短期保険業	63
6 各種共済制度	64
チェックテスト	66

第7章 生命保険・第三分野の保険の仕組みと保険商品 **67**

1 生命保険の仕組みと特徴	68
2 保険契約のルール（約款の留意点など）	74
3 生命保険商品	84
4 第三分野の保険とは	99
5 第三分野の保険商品	100
チェックテスト	102

第8章 損害保険の仕組みと保険商品 **103**

1 損害保険の仕組み	104
2 損害賠償と法律	107
3 損害保険商品	109
チェックテスト	128

第9章 保険と税金 **129**

1 生命保険と税金	130
2 生命保険の法人の経理処理	137
3 損害保険と税金	149
チェックテスト	160

索引	162
----	-----

第1章

FPと職業倫理・関連法規

過去の出題状況	2019.1	2019.5	2019.9	2020.1	2020.9	2021.1
関連法規		☆				

1. FPと職業倫理・関連法規の関係

顧客の幅広い相談に応えるために問われるFPの職業倫理や関連法規の関係について確認する。

2. 職業倫理

FPは顧客の立場に立った職業倫理が大切である。

3. 関連法規

FPは顧客の要望に応えようとするために他の専門家の領域を侵してはならない。

1 FPと職業倫理・関連法規の関係

FPは顧客（主として個人）のファイナンスについての相談に対し中立的に、総合的かつ長期的なスタンスでファイナンシャル・プランニングを行い、顧客の夢や希望、目標に対するアドバイスや実行を援助する専門家であるといえる。

そのため、個人のお金に関係する「保険（リスクマネジメント）」「経済・金融」「税金」「不動産関連」「相続・事業承継」など幅広い知識を必要とすることは当然である。

しかし、幅広い知識があるがゆえに顧客の要望に応えようとするあまり、他の資格を持たないFPがその領域を越え、他の専門家の領域に足を踏み入れることは法律に抵触することを把握しておかなければならない。そのため、顧客の希望を完璧に実現するためには、1人のFPが行うことに限界がある場合も視野に入れておかなければならない。

そこで、他の専門家（税理士、弁護士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、生命・損害保険会社、証券会社、銀行・信託銀行、不動産業者など）と顧客情報を共有し、協働してファイナンシャル・プランニングを実現することも考えられるため、個人情報取り扱いには注意が必要である。

また、独立系FPでは顧客から直接フィー（相談料）を得るとともに、プランの実行援助に伴い金融機関からコミッション収入が発生することもある。このような場合でもFPに職業倫理が問われることはいうまでもない。

POINT!

FPとして職業倫理の遵守、関連する法律の遵守は切り離すことはできない。

2 FPの職業倫理

1 顧客利益の優先

FPが顧客に提案したライフプランニングがFPの収益性確保を優先したプランであってはならない。また、FPの提案内容が顧客の希望や目標と相違している場合、そのプランを無理に納得させても意味はなく、顧客と再度話し合い、顧客の意図しているプランニングを行うことを心がけるべきである。これに反したプランニングを提案し実行援助に際しフィーやコミッション収入を得たとしても顧客満足を得られることは難しく、信頼関係を築くことはできない。

FPは、常に顧客利益を優先しなければならない。

2 守秘義務の遵守

FPは、ライフプランニングを行うにあたり、顧客の収入、支出、資産、家族構成や生年月日などあらゆる個人情報に接することになる。その情報の取り扱い、十分な注意が必要といえる。個人情報などの漏洩は顧客との信頼関係を損なうことはもちろん、内容によっては、刑事罰の対象になることもありうる。

FPは、職務上知り得た顧客の情報を、顧客の同意なく第三者に漏らしてはならない。

3 顧客に対する説明義務（アカウンタビリティ）

FPは、顧客に対して相談方法や手順を含め理解を得られないままプランニングを進めたとしても、実行されない無理なプランで終わってしまうことになる。

また、金融商品等を取り扱うFPは、法律における説明義務のみならず、顧客が理解できるように説明をする必要があり、納得ができていないか確認しながら進めること（インフォームド・コンセント）は大切である。

4 コンプライアンスの徹底

FPは、プランニングを行う際に税理士法や弁護士法など各種の業法に抵触し、他の専門家の領域に踏み込むことのないようにコンプライアンス（法令遵守）の徹底は必須である。また、金融商品や保険商品などを取り扱うFPは、金融商品取引法、金融商品販売法、消費者契約法、保険法、保険業法など多岐にわたるコンプライアンスを徹底しなければならない。

POINT!

- ① 顧客利益の優先
- ② 守秘義務の遵守
- ③ 顧客に対する説明義務
- ④ コンプライアンスの徹底

3 FPと関連法規

1 税理士法

FPは、顧客のあらゆるデータを基にライフプランニングを行うにあたり、税金の分野を無視することは不可能である。一方、税務の専門家である税理士が存在している。FPは、税理士の職域を認識する必要がある。

税理士の業務は、税理士法の中で「**税務代理行為**」「**税務書類の作成**」「**税務相談**」を挙げている。

税理士資格のないFPが、「**業として行う税務相談***」は税理士法違反となる。例えば、FPが顧客から税金に関する相談を受け、回答を求められることは数多くあるといえる。しかしながら、個別具体的な税務質問に回答することは、税理士の専門領域である「**業として行う税務相談**」に抵触するおそれがあることを忘れてはならない。

※ 「業として行う税務相談」とは、「**税務代理行為**」「**税務書類の作成**」「**税務相談**」を反復継続して行い、または反復継続して行う意思をもって行うことをいう。この行為は、**営利目的の有無、有償・無償は問わない**こととされている。

よって、FPは、プランニングを業として行う場合、顧客のデータを参考にしつつ、具体的な数値から離れた仮定の金額を用いた税のプランニングに留める必要がある。

FPが行える範囲として、**一般的な情報・資料の提供**や相談、講演等を行うことは可能である。

2 保険業法

保険募集人*の登録がないFPは、保険業法に規定された内容を十分に把握する必要がある。保険募集人であるFPが保険などの募集をする際にも注意する必要があるといえる。

例えば、FPが顧客のプランニングに際し保障額や保険商品について説明を求められることはよくあることだが**保険募集人の登録をしていないFPは、保険契約の募集・勧誘を目的とした商品の説明**をすることはできない。

一方、必要保障額の計算や保険商品の**一般的な**仕組み、活用法の説明、講演を行うことは可能である。

※ 生命保険募集人、損害保険代理店または少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く）

3 弁護士法

弁護士の職域は、具体的な権利義務関係全般にわたる非常に広いものである。弁護士でないFPは、**具体的な法律事件（一般の法律事務）**についての相談、判断、アド

バイスはできない。

例えば、債務整理、遺言書作成、事業承継（遺産分割）などの相談を受け、回答する場合、微妙な法律解釈が必要とされるケースも考えられる。法律判断を必要とする事案は、弁護士資格のないFPは一般的な回答に留め、その後の判断や処理手続きは弁護士に任せる必要がある。

一方、**一般的な説明**の範囲で相談を行うことは可能である。

4 社会保険労務士法

公的年金額の計算や各種社会保険の知識はFPにとって不可欠であり、それらの計算金額や知識を活用したライフプランニングを行うことは可能である。一方、業として行う事務手続きの専門家である社会保険労務士の職域を認識する必要がある。

社会保険労務士の業務は、業として行う事務であって労働社会保険諸法令に基づく申請書類の作成、その提出に関する手続きの代行、申請等の代理、帳簿書類の作成などが独占業務として社会保険労務士法で定められている。

5 金融商品取引法

FPが行うプランニングの中には、金融資産の運用設計を並行して行うことがある。その中でも有価証券を用いた運用に際しては、金融商品取引業として「**投資助言・代理業**」「**投資運用業**」との境界が問題となる。これらは内閣総理大臣の登録を受けることが必要である。

金融商品取引法は、有価証券の価値や金融商品の価値などの分析に基づく投資判断について報酬を得て助言を行う契約を「**投資顧問契約**」とし、この契約に基づいて助言を業として行うことを「投資助言・代理業」としている。

また、投資一任契約を締結し、この契約に基づいて金融商品の価値などの分析を行い、運用を業として行うことを「**投資運用業**」としている。

例えば、金融商品取引業者として登録をしていないFPが、顧客から資産運用について相談があり報酬を得て、金融商品についての運用、取り扱いの回答を行うに際し、金融商品の経済的な価値を分析し、いつ、いかなる量で、どのような投資をすればよいかについて判断に関する助言を口頭、文章、メールなどで行うことは、投資助言・代理行為に該当する可能性があり、注意が必要といえる。

したがって、「投資助言・代理業」「投資運用業」でないFPは、有価証券などのポートフォリオのプランニングを業として行うことはできない。

一方、一般的な経済情勢、景気動向、企業業績、金融商品の仕組みなどの説明を行うことは可能である。

6 宅地建物取引業法

宅地建物取引業は、以下に掲げる行為のいずれかを業として行う場合、免許が必要である。

- ① 宅地または建物の売買、交換
- ② 宅地または建物の売買、交換、貸借の代理
- ③ 宅地または建物の売買、交換、貸借の媒介

■宅建業免許が必要なもの＝○ 必要でないもの＝×

区分	自己物件	他人の物件の代理	他人の物件の媒介
売買	○	○	○
交換	○	○	○
賃貸	×	○	○

免許には、都道府県知事の免許（1つの都道府県の区域にのみ事務所を設置）と国土交通大臣の免許（複数の都道府県に事務所を設置）がある。

免許を受けないFPは、宅地建物取引業を営むことはできない。

POINT!

税理士法：税理士でない者は、営利目的の有無、有償・無償を問わず「業として行う税務相談」を行ってはならない。

保険業法：保険募集人登録をしていなければ、保険募集行為を行ってはならない。

弁護士法：弁護士でない者は、具体的な法律事件（一般の法律事務）の相談、判断、アドバイスを行ってはならない。

社労士法：社会保険労務士でない者は、業として行う労働社会保険諸法令に基づく申請書等の作成や手続の代行等を行うことはできない。

金融商品取引法：金融商品取引業として登録をしていなければ、顧客から報酬を得て金融商品の価値等の分析に基づく投資判断について、口頭、文章などにより助言をすることはできない。

宅地建物取引業法：免許を受けない者は、宅地建物取引業を営むことはできない。

チェックテスト

- (1) ファイナンシャル・プランナーは、フィーやコミッションを取得することを目的として顧客の利益を犠牲にするようなプランニングを作成することは、慎まなければならない。
- (2) 税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客の求めに応じて行う個別具体的な税務相談は、その行為が無償であれば税理士法に抵触しない。
- (3) 税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客のデータを参考にした架空の事例に基づく一般的な税の説明を有償で行うことは、税理士法に抵触しない。
- (4) 保険募集人として登録を受けていないファイナンシャル・プランナーが、保険の募集行為をすることは、保険業法に抵触しない。
- (5) 弁護士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客の遺産分割の問題が生じた際、相続に関する一般的な説明を無償で行うことは、弁護士法に抵触しない。
- (6) 弁護士・司法書士・行政書士の資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、報酬を得る目的で顧客の自己破産手続きを行う行為は弁護士法に抵触する。
- (7) 社会保険労務士の独占業務として、報酬を得て業として行う事務であって、労働社会保険諸法令に基づく「申請書等の作成、その提出に関する手続の代行」「申請などの代理」「帳簿書類の作成」が社会保険労務士法で定められている。
- (8) 金融商品取引業者の登録を受けていないファイナンシャル・プランナーが、新聞や雑誌に掲載されている株式の情報を顧客に提供することは禁じられている。
- (9) 金融商品取引業者の登録を受けていないファイナンシャル・プランナーが、過去の株価や騰落率が掲載されている『会社四季報』等を使用して、顧客に一般的な情報提供を行った。
- (10) 宅地建物取引業者でないファイナンシャル・プランナーが、「業」として顧客の宅地または建物を顧客の代理人という立場で売買することは、宅地建物取引業法に抵触しない。

解答

- (1) ○ (2) × (3) ○ (4) × (5) ○
(6) ○ (7) ○ (8) × (9) ○ (10) ×

第2章

ライフプランの手法

過去の出題状況	2019.1	2019.5	2019.9	2020.1	2020.9	2021.1
係数の活用			☆			

1. ライフプランとファイナンシャル・プランニング

ライフプランとファイナンシャル・プランニングの関係について。

2. ライフプランの手法

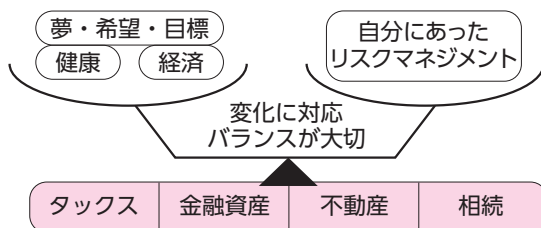
- (1) ライフイベント表とは
- (2) キャッシュフロー表とは
- (3) 個人バランスシートとは
- (4) 係数の活用

1 ライフプランとファイナンシャル・プランニング

個人の価値観によるそれぞれの生き方は、「ライフプラン」の前提であり「ライフデザイン」と呼ばれている。

個人はライフデザインに基づき生活の具体化、方向付け、プランにおける課題を整理しライフプランを実行する。

「ライフプラン」は、人生の節目ごとに見直すことも必要となる。それと同時に万一のアクシデントに備える「リスクマネジメント」も変化するため、必要に応じた対応を行うことが大切である。



一般に人生の中で大きな資金が必要となるものは、**住宅取得資金**、**教育資金**、**老後の生活資金**（人生の三大資金と呼ばれる）の3つがあげられ、資金計画の重要度も高く、ライフプランを考える上でもこれらの三大資金の分配は重要である。

POINT!

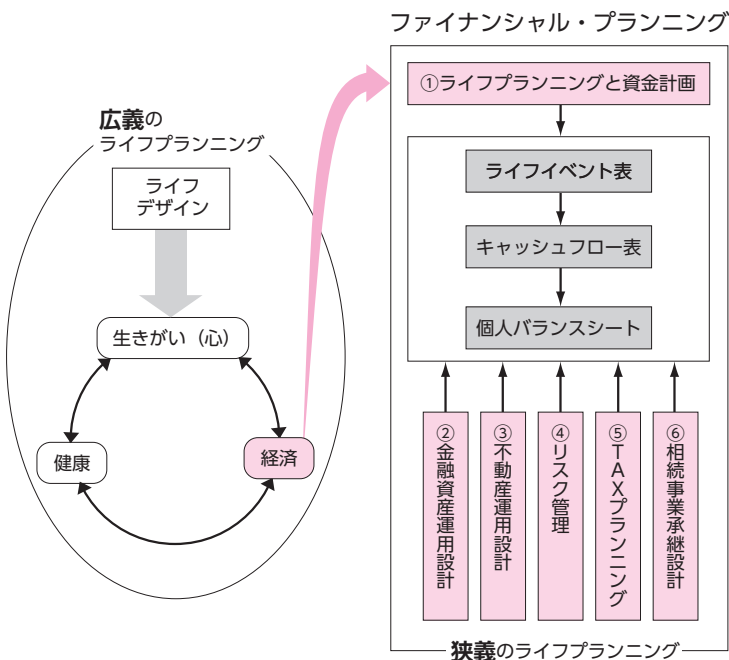
ライフプランの変化に応じたファイナンシャル・プランニングが大切！
人生の三大資金（住宅・教育・老後）の計画は特に重要といえる。

2 ファイナンシャル・プランニング

1 広義のライフプランニングと狭義のライフプランニング

- ・ 広義のライフプランニングとは、健康・生きがい（心）・経済の、いわゆる3Kをバランスよくみつけ、生きがいを中心としたライフデザインを中心に、それを支える経済プランと健康を総合的にみた概念である。
- ・ 狭義のライフプランニングとは、広義のライフプランニングの中での経済プラン、つまりファイナンシャル・プランニングの領域内で使われる概念であり、広義のライフプランニングを計数化したものである。

■ ライフプランとFP



POINT!

ファイナンシャル・プランニングは、6分野の知識を集約したものである。

3 ライフプランニングの手法

1 ライフイベント表

ライフイベント表とは、顧客本人とその家族の将来の予定や希望（イベント）を時系列に沿って表すものである。目的は、漠然としたライフイベントの再確認による優先順位の把握、その費用・収入の数値化である。記載する数値（見積もる数値）は、**現在価値**である。

■例

西暦	年齢				イベントと必要資金	
	夫	妻	長男	長女		
	一郎	花子	太郎	良子		
2021年	43	41	13	11	太郎中学入学	
2022年	44	42	14	12	マイホーム購入	800万円
2023年	45	43	15	13	良子中学入学	
2024年	46	44	16	14	太郎高校入学	
2025年	47	45	17	15	車の買換え	200万円
2026年	48	46	18	16	良子高校入学	
2027年	49	47	19	17	太郎大学入学	80万円
2028年	50	48	20	18		

（注）年齢は各年末時点の満年齢を記載。

2 キャッシュフロー表

キャッシュフロー表は、現在の収支状況や今後のライフプランをもとに、将来の収支状況や貯蓄残高を予想し表形式でまとめたもの。

(1) 可処分所得

自分で自由に使える（処分可能な）お金のこと。キャッシュフロー表の「収入欄」には、年収（表面的な収入）ではなく、**可処分所得**（年単位）を記入する。

サラリーマンの可処分所得 = 年収 - (社会保険料* + 所得税・住民税)

※ 社会保険料 = 厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料、雇用保険料

(2) キャッシュフローの数値の見積もり

キャッシュフロー表を作成する際には、ライフイベント表に「**現在価値**」で記入した予算や収入を、「**将来価値**」に直す計算を行う。収入、物価、教育費などの変動率（上昇率・下降率）の予測、貯蓄残高の運用利率の予測が重要となる。

年間収支 = 収入合計 - 支出合計

貯蓄残高 = 前年の貯蓄残高 × (1 + 運用利率) ± その年の年間収支

将来価値 (○年後の予想額) = 現在の金額 × (1 + 変動率)^{経過年数}

現在価値 = 将来の金額 ÷ (1 + 変動率)^{経過年数}

例

(単位：万円)

	西暦 変動率	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
		田中 一郎	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳	50歳
田中 花子	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳		
田中 太郎	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳		
田中 良子	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳		
収入	夫収入	1%	590	595	601	607	613	620	626	632
	妻収入	0%			80	80	80	80	80	80
	その他									
収入合計			590	595	681	687	693	700	706	712
支出	基本生活費	1%	240	242	244	247	249	252	254	257
	住居費	0%	144	870	170	170	170	170	170	170
	教育費	1%	75	71	94	98	101	113	199	138
	保険料	0%	45	45	45	45	45	45	45	45
	その他の生活費	1%	25	25	25	25	26	26	26	26
	一時的な支出	1%					208			
支出合計額			529	1,253	578	585	799	606	694	636
年間収支			61	▲658	103	102	▲106	94	12	76
貯蓄残高		1%	1,000	352	458	564	463	561	578	659

(注) 万円未満は切捨て計算。

3 個人バランスシート (個人B / S)

個人の場合も、企業の「貸借対照表」のように資産と負債のバランスを示す「個人バランスシート」を作成することで、資産と負債の状況を把握することができる。

(注) 現状を把握するため、数値は取得価格ではなく**時価**で記入する。

■例

【資産】		【負債】	
現預金	600万円	住宅ローン	3,200万円
外貨預金	100万円	自動車ローン	100万円
株式	300万円	負債合計	3,300万円
マンション	2,500万円	【純資産残高】	350万円
自動車	150万円		
資産合計	3,650万円	負債・純資産合計	3,650万円

4 係数の活用

ライフプランニングを行う際に、目標資金達成のために、毎年の積立額や、取り崩していく金額などについての様々なシミュレーションが必要とされる。このようなときに電卓一つで計算するために使用されるのが6つの係数である。

知りたい金額 = 元となる金額 × 係数

知りたい金額 = 元となる金額 ÷ 逆数となる係数

- ① 終価係数：現在の額から将来の額を求めるときに使用する。

↑
↓
逆数

- ② 現価係数：将来の額から現在の必要な額を求めるときに使用する。

- ③ 年金終価係数：毎年の積立額から将来の元利合計を求めるときに使用する。

↑
↓
逆数

- ④ 減債基金係数：将来の目標額を貯めるために毎年の積立額を求めるときに使用する。

- ⑤ 年金現価係数：希望する年金額（引出額、取崩し額）を受け取るために必要な年金原資を求めるときに使用する。

↑
↓
逆数

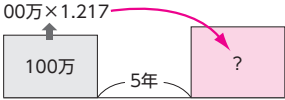
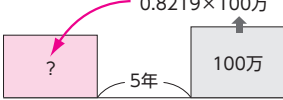
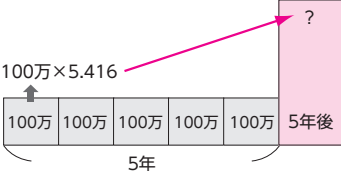
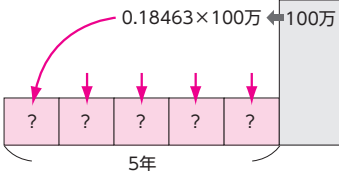
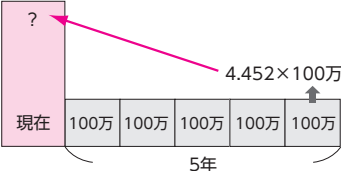
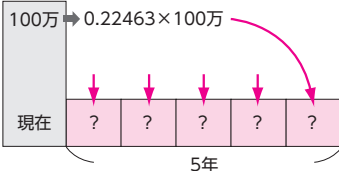
- ⑥ 資本回収係数：現在の額を運用しながら受け取れる年金額（引出額、取崩し額）や借入額に対する利息を含めた毎年の返済額を求めるときに使用する。

■資料 係数早見表（年率4%の場合）

年	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1	1.040	0.9615	1.00000	1.04000	1.000	0.962
2	1.082	0.9246	0.49020	0.53020	2.040	1.886
3	1.125	0.8890	0.32035	0.36035	3.122	2.775
4	1.170	0.8548	0.23549	0.27549	4.246	3.630
5	1.217	0.8219	0.18463	0.22463	5.416	4.452
10	1.480	0.6756	0.08329	0.12329	12.006	8.111

POINT!

■係数計算のケーススタディ（上記の係数早見表を使用）

<p>① 終価係数 100万円を年利率4%で複利運用すると5年後にいくらになるか？ $100万円 \times 1.217 = 1,217,000円$</p> 	<p>② 現価係数 年利率4%の複利運用で5年後に100万円受け取るには、今いくら必要か？ $100万円 \times 0.8219 = 821,900円$</p>  <p style="text-align: center;">↔ 逆数 ↔</p>
<p>③ 年金終価係数 毎年100万円を年利率4%で積み立てると、5年後はいくらになるか？ $100万円 \times 5.416 = 5,416,000円$</p> 	<p>④ 減債基金係数 5年後に100万円にするには、年利率4%で毎年いくら積み立てればよいか？ $100万円 \times 0.18463 = 184,630円$</p>  <p style="text-align: center;">↔ 逆数 ↔</p>
<p>⑤ 年金現価係数 毎年100万円を5年間受け取るためには、年利率4%の運用で、今いくら必要か？ $100万円 \times 4.452 = 4,452,000円$</p> 	<p>⑥ 資本回収係数 100万円を年利率4%で運用しながら5年間均等に受け取ると、毎年いくら受け取れるか？ $100万円 \times 0.22463 = 224,630円$</p>  <p style="text-align: center;">↔ 逆数 ↔</p>

チェックテスト

係数表を使用し各問に答えなさい。円未満の端数は切り捨てるものとする。

(年率：3%)

	終価係数	現価係数	年金終価係数	年金現価係数
5年	1.1593	0.8626	5.3091	4.5797
10年	1.3439	0.7441	11.4639	8.5302
15年	1.5580	0.6419	18.5989	11.9379
20年	1.8061	0.5537	26.8704	14.8775
25年	2.0938	0.4776	36.4593	17.4131

- (1) 元金1,000千円を年利率3%で複利運用した場合、10年後の元利合計額は1,343,900円となる。
- (2) 年利率3%で複利運用するとき20年後に1,000千円を準備したいと考えている場合、元金553,700円があればよい。
- (3) 毎年500千円の一定額を年利率3%で複利運用しながら積み立てた場合、10年後の元利合計は5,731,950円となる。
- (4) 毎年一定額を、年利率3%で複利運用しながら積み立て、10年後に支払う5,000千円を用意する場合、毎年の積立金額は436,151円である。
- (5) 年利率3%で複利運用しながら、毎年2,000千円を15年間受け取る場合、元金として23,875,800円が必要である。
- (6) 元金2,000千円を年利率3%で複利運用しながら毎年均等に取り崩して25年間にわたって受け取る場合、毎年の受取額は114,856円である。
- (7) 元金を資本回収係数で除すると、元金を複利運用しながら年金として取り崩す場合に受け取ることができる年金額が求められる。

解答

- (1) ○ $1,000,000円 \times 1.3439 = 1,343,900円$
- (2) ○ $1,000,000円 \times 0.5537 = 553,700円$
- (3) ○ $500,000円 \times 11.4639 = 5,731,950円$
- (4) ○ $5,000,000円 \div 11.4639 = 436,151.7\dots \rightarrow 436,151円$
減債基金係数の逆数である年金終価係数で除して求める。
- (5) ○ $2,000,000円 \times 11.9379 = 23,875,800円$
- (6) ○ $2,000,000円 \div 17.4131 = 114,856.0\dots \rightarrow 114,856円$
資本回収係数の逆数である年金現価係数で除して求める。
- (7) × $元金 \times 資本回収係数 = 元金 \div 年金現価係数$

第3章

ライフプランと資金計画

過去の出題状況	2019.1	2019.5	2019.9	2020.1	2020.9	2021.1
住宅ローン・すまい給付		☆		☆	☆	
教育資金	☆				☆	
年金等受給者と融資制度						

1. 住宅取得プランニング

住宅取得時の自己資金の積立と住宅ローンの2つの側面についてとらえる。

2. 教育資金プランニング

教育資金の積立と公的教育ローンおよび奨学金について確認する。

3. 年金等受給者と融資制度

年金担保融資制度を理解しよう。

1 住宅取得とライフプラン

1 住宅取得の考え方

住宅取得は、一般的に個人にとっては一生で最も高い買い物といえる。近年では地価の下落を含め、新築建物を購入した場合であっても、1年経過するだけで購入価格と比較し数十%の不動産価格（売却価格）が下落するケースも散見される。資産としての不動産のあり方が問われる時代に入っている。

このように、それぞれのライフプランに合った住宅取得の方法も多様化しており、不動産を取得する意味をよく考え理解する必要があるといえる。

大きく分けると「賃貸」と「購入」について、それぞれのメリット・デメリットをよく認識したうえで選択していくべきである。

住宅を購入する場合には、現金で一括購入するケースは少なく、購入資金の一部は住宅ローンを組むことが多い。

一般的な住宅ローンは、購入価格の80%（100%融資もある）程度までとなっているため、残額20%以上の頭金+諸費用を合わせた自己資金の準備が必要となる。自己資金の積立が計画どおり進んでいない状況で、無理な住宅購入は避けるべきである。

借りることができる借入可能額と返済可能な借入限度額は相違することに注意が必要である。

また、ボーナス返済を検討する場合、年俸制の導入やボーナス支給額の低下も考慮しておくほうが安全であるといえる。

2 諸費用

■住宅購入時に物件購入価格以外に必要な主な諸費用

仲介手数料	宅地建物取引業者を通じて購入した場合にかかる 購入価格の約3%程度は考慮しておく
印紙税	売買契約書や請負契約書に添付するもの 契約金額に応じて異なる
不動産取得税	土地や建物を取得したときにかかる税金
登録免許税	不動産登記をするときにかかる税金
登記手数料	登記手続の代行料として司法書士に支払う
火災保険料	火災保険の保険期間により異なるが、期間が長ければ数十万円は必要である
融資事務手数料	住宅ローン利用時の手数料（消費税別）の一般例 ・銀行融資の場合30,000円 ・フラット35（買取型）3万～5万円 金融機関によっては融資金額×2.0%

保証料 (ローン保証料)	保証人に代えて保証機関・保証会社に依頼するときに係る費用（フラット35などでは保証料は不要） ・外枠方式＝保証会社に一括して支払う ・内枠方式＝保証料相当分を金利に上乗せして払う
団体信用生命保険料	団体信用生命保険（団信） ：ローン債務者が被保険者、 契約者・受取人が金融機関（債権者） となる保険 ローン債務者が死亡・高度障害のとき、ローン残高が保険金として債権者に支払われ住宅ローンが相殺される保険であり、債務者の遺族などはその後のローン支払いがなくなるといった特徴がある 民間住宅ローン：強制加入（ 保険料は金利に含まれる ） フラット35：毎月の支払いに保険料等の費用が含まれる 財形住宅融資：保険料は別途必要（口座振替毎年支払い）

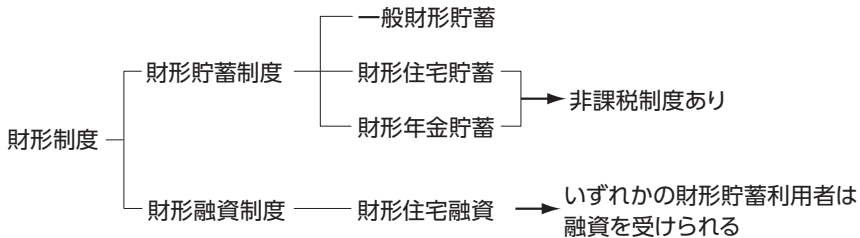
3 自己資金

自己資金の積立にあたっては、利率が高いといったことだけでなく、税制上の特典や融資に関する特典も考慮に入れ商品選択をすることが大切といえる。

代表的なものに財形住宅貯蓄があげられる。

(1) 財形貯蓄（「勤労者財産形成貯蓄」）

財形貯蓄とは、勤労者が事業者の協力を得て給与天引きで行う貯蓄のこと。財形貯蓄を行っている者が要件を満たせば、財形融資制度を利用できる。



(2) 財形貯蓄の種類

財形貯蓄には、**一般財形貯蓄**、**財形住宅貯蓄**、**財形年金貯蓄**の3種類があり、財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄には、一定限度額まで利息が非課税になる特典がある。

一般財形貯蓄の利息相当分には20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税金がかかり、金融機関で20.315%天引き（源泉徴収）する。

財形貯蓄を行っているとは財形住宅融資を受けられることも特典の1つといえる。

(3) 貯蓄型と保険型

財形貯蓄商品は「貯蓄型」「保険型」に区分され、非課税の限度額に違いがある。

- ・貯蓄型：銀行・証券会社等の財形貯蓄商品
- ・保険型：保険会社の財形貯蓄商品

(4) 財形貯蓄の種類と特徴

	一般財形貯蓄	財形住宅貯蓄	財形年金貯蓄
目的	自由	自己の居住する住宅取得・増改築の費用に充当する	60歳以降、原則5年以上20年以内に年金で受け取る（一時金受取りは課税）
年齢要件	なし	満55歳未満	（契約締結時）
積立期間	3年以上	5年以上*	5年以上
積立限度額	制限なし	[貯蓄型] [保険型] 財形年金貯蓄と合わせて元利合計・払込保険料550万円	[貯蓄型] 財形住宅貯蓄と合わせて元利合計550万円 [保険型] 払込保険料385万円、かつ、財形住宅貯蓄と合わせて550万円
積立の中断	何年でも可 （回数制限なし）		2年未満であれば可 （回数制限なし）
税金	源泉分離課税		非課税
目的外払出	—	[貯蓄型] 5年間さかのぼって源泉分離課税 [保険型] すべての利息が源泉分離課税	[保険型] すべての利息が一時所得として課税
契約	1人複数契約も可能		それぞれ1人1契約に限る

※ 適当な物件が見つかったなど目的使用の場合には、5年未満の払出しでも非課税。

4 住宅ローンの仕組み

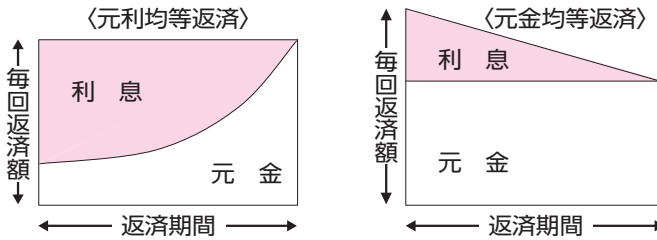
(1) 金利

固定金利	ローン申込み時や契約時の金利が返済終了まで適用
変動金利	市場金利の変動に伴って、年2回ローンの金利も変動する。返済額が増額される場合、元の返済額の1.25倍を上限に調整される
固定金利選択型	固定金利の選択期間（1～10年程度）終了後、固定金利選択型が変動金利型を選択。固定金利の選択期間が短いほど金利は一般的に低い

(2) 住宅ローンの返済方法

住宅ローンを返済方法で分類すると以下の2つに分けられる。

元利均等返済	毎回返済額（元金+利息）が返済終了まで一定の方式 支払いが進むにつれ当初の元金返済額は大きくなり、利息返済額は小さくなる
元金均等返済	毎回返済額のうち元金部分が一定で、支払いが進むにつれ利息返済額は小さくなる＝返済額が毎回減る方式



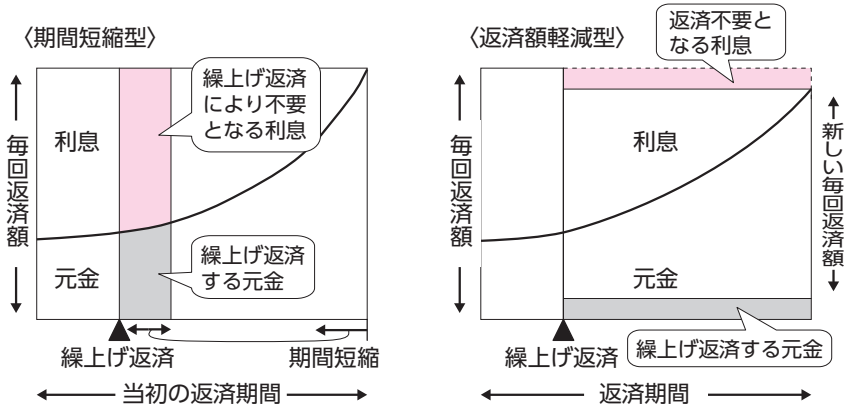
〈返済額の比較〉

	当初返済額	総返済額
元利均等返済	少ない	多い
元金均等返済	多い	少ない

(3) 繰上げ返済

通常の返済とは別に、**元金の一部または全部**を返済すること。繰上げ返済した元金にかかる利息が不要となり、利息の軽減とトータルの返済額の軽減が図れる。

期間短縮型	毎回の返済額は 変えず に、 返済期間を短縮 する方法
返済額軽減型	返済期間は 変えず に、 毎回の返済額を少なく する方法



	繰上げ返済後の毎回返済額	利息軽減効果
期間短縮型	変わらない	高い
返済額軽減型	減る	低い

(4) 住宅ローンの借換え

住宅ローンの借換えとは、返済中の住宅ローンを別の新たな住宅ローンを組んで一括で返済することである。現在の住宅ローン金利より借換え後の金利を低くすること

による利息低減効果や毎回の返済額を抑えることを目的とするケースが多いが、以下の点に注意が必要である。

- ・住宅ローンを借りる際の諸費用が再度必要となる。
- ・変動金利へ借り換える場合、金利上昇リスクを考慮する必要がある。
- ・返済期間を延長することにより毎回返済額が少なくなったとしても、利息削減効果はないケースも考えられる。
- ・物件の担保割れ、年収低下、年齢などにより借換えできない場合もある。

5 住宅ローンの種類と内容

(1) 公的住宅ローン（財形住宅融資）

財形貯蓄（種類を問わない）利用者は、財形住宅融資制度を受けられる。

- ・勤務先などを通じて独立行政法人勤労者退職金共済機構から借りる財形転貸融資
 - ・共済組合を通じて公務員が借りる融資
 - ・住宅金融支援機構を通じて借りる財形直接融資
- の3つに分かれる。

融資対象住宅	【新築住宅*】床面積70㎡（共同建では40㎡）以上280㎡以下 【中古住宅】床面積40㎡以上280㎡以下 【リフォーム】リフォーム後の住宅部分の床面積が40㎡以上
申込資格	1年以上財形貯蓄（種類問わず）を継続し、申込日における財形貯蓄残高50万円以上の人が申込み
融資額	貯蓄残高の10倍以内で、最高4,000万円まで、住宅購入価格の90%以内について融資が受けられる
適用金利	5年固定金利（5年ごとに金利が見直される） （注）融資申込受付時の金利が適用

（注）元利均等返済の場合、6年目以降の返済額の見直しは、直前の1.5倍までに限定される。

(2) フラット35等

フラット35は、民間金融機関と住宅金融支援機構の提携による民間の住宅ローンである。併用住宅も対象となり、住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積以上であることが要件となる。また、中古住宅（申込時点で竣工から2年を超えている住宅またはすでに人が住んだことのある住宅）も対象となる。

関連する住宅ローンの主な内容を以下に記載する。

- ・ **フラット35（買取型）**：民間金融機関が貸し出した住宅ローン債権を住宅金融支援機構が買い取るタイプである。
- ・ **ダブルフラット**：フラット35を2つ組み合わせて利用すること。
- ・ **フラット35（保証型）**：民間金融機関が証券化したローン債権の元利金の支払いを住宅金融支援機構が保証するタイプである。
- ・ **フラット50**：認定長期優良住宅の住宅を対象とした返済期間が最長50年の住宅ローンである。

※ 新築住宅とは、申込時点で竣工から2年以内の人が住んだことがない住宅。

■【フラット35】買取型

申込資格	原則、申込時満70歳未満（親子リレー返済利用の場合70歳以上も可）で、年収に占める総返済負担率の基準を満たす者 (注) 総返済負担率：年収400万円未満は30%以下 年収400万円以上は 35%以下
融資対象住宅	床面積 70㎡以上 （共同住宅は30㎡以上）で、 技術基準に適合している住宅 （併用住宅は住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積以上であること） (注) 建設費・購入価額の 制限なし* 、敷地面積の要件なし ※ 2019年10月以降の借入申込分より
融資対象となる諸費用	疎明資料により確認できれば下記について、融資の対象となる。 ・建築確認・中間検査・完了検査申請費用（新築の場合のみ） ・請負（売買）契約書貼付の印紙代（自己負担）・仲介手数料 ・ 住宅性能評価検査費用 （新築の場合のみ）・登録免許税 ・適合証明検査費用・融資手数料・ 火災保険料（積立型除く） ・ 地震保険料 など
融資金額	100万円以上 8,000万円 以下で、建設費・購入価額の 100%以内
適用金利	全期間固定金利 (注) 借入期間（20年以下・21年以上）に応じて、金利が異なる (注) 金利は金融機関によって異なり、融資実行時点の金利が適用 (注) 融資率が9割超 の場合、返済可能となる確実性などをより慎重に審査する。 融資率が9割以下の場合と比較して、借入額 全体の金利を一定程度高く設定 する。
返済方法	元利均等毎月払い・元金均等毎月払い・ボーナス払い（借入金額の 40%以内 ）併用
返済方法の変更	【返済が困難になった場合】 ・返済期間の延長・一定期間の返済額の減額・ボーナス返済分の返済額の変更
保証人・保証料	不要
繰上返済	手数料は不要 (注) 繰上返済を希望する日の 1カ月前 までに返済中の金融機関に申し出ること (注) 一部返済の場合、返済額は100万円*以上で、繰上げ返済日は毎月の返済日 ※ インターネット（住・My Note）により返済を申込み場合、 10万円以上 から可能

■【フラット35】借換融資

申込資格	原則、申込時満70歳未満で、年収に占める総返済負担率の基準を満たす者 (注) 総返済負担率：年収400万円未満は30%以下 年収400万円以上は35%以下
資金使途	①②いずれかの住宅ローンの借換えが対象となる。 ① 申込本人が所有し、かつ、居住する住宅の建設または購入のための住宅ローン (注) セカンドハウス（単身赴任先の住宅、週末等を過ごすための住宅等で賃貸をしていないもの）も対象。セカンドハウス取得のための二重借入を除く。 ② 申込本人が所有し、かつ、親族が居住する住宅の建設または購入のための住宅ローン
融資金額	100万円以上8,000万円以下で、「借換える対象となる住宅ローンの残高」または「機構による担保評価の額の 200% 」のいずれか低い金額まで

(注1) 借換える対象となる住宅ローンが住宅のリフォームのためのローンである場合は利用できない。

(注2) 借換融資では、【フラット35】Sの利用はできない。

(3) 【フラット35】返済方法の変更

収入等の変化により返済方法の変更を希望し、機構が認めた場合、以下のような返済方法の変更ができる。手続きに手数料はかからない。

- ① 振込期日の変更
- ② ボーナス払い月の変更
- ③ 返済期間の短縮
- ④ 「毎月払いとボーナス払いの併用」から「毎月払いのみ」への変更
- ⑤ 「毎月払いのみ」から「毎月払いとボーナス払いの併用」への変更
- ⑥ 毎月払い分／ボーナス払い分の金額内訳の変更
- ⑦ 元利均等返済から元金均等返済へまたは元金均等返済から元利均等返済への変更

(4) 【ダブルフラット】

【ダブルフラット】とは、【フラット35】を2つ組み合わせて融資を受ける制度。

申込先	2つの融資は同一金融機関
申込者	2つの融資の申込者は同一人で、主債務者と連帯債務者を入れ替えることはできない
融資金額	200万円以上*8,000万円以下で、建築費・購入価額以内
適用金利	2つの融資額の合計について融資率が9割を超える場合、それぞれ融資率9割超の金利が適用
返済方法	1つを元利均等返済、1つを元金均等返済とすることは可能 1つをボーナス併用返済、1つを毎月返済のみとすることは可能
他の要件	フラット35Sの基準に該当（受付期間内の融資）する場合、2つの融資それぞれにフラット35Sの金利引下げが適用 機構団体信用生命保険制度は、2つの融資について別々に加入（1つについてのみ加入することはできない）

* 1つの融資金額の下限は100万円、2つの借入額は異なることも可。

(5) 【フラット35】リノベ

【フラット35】リノベは、中古住宅を購入して、一定の要件を満たす工事を実施することで、【フラット35】を利用する際の借入金利を一定期間引き下げる制度。中古住宅を購入後にリフォーム工事を行うタイプと住宅事業者がリフォーム工事を行った中古住宅を購入するタイプがある。

■ 【フラット35】リノベの要件

金利Aプラン	リフォーム工事費300万円以上 リフォーム工事後に所定の基準を満たしていること (リフォーム前に所定の基準を満たしている場合も可)	所定の中古住宅の維持 保全に係る措置が行わ れた住宅であること
金利Bプラン	リフォーム工事費200万円以上 所定のリフォーム工事が行われた住宅であること	

金利引下げプラン	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】リノベ (金利Aプラン)	当初10年間	年▲0.5%
【フラット35】リノベ (金利Bプラン)	当初5年間	

(6) 金利引継特約付き【フラット35】

借入対象住宅を売却するときに【フラット35】を住宅購入者へ引き継ぐ（回数制限なし）ことができる。借入対象となる住宅は、長期優良住宅の認定を受けた住宅に限る。

利用条件	借入対象となる住宅は、長期優良住宅の認定を受けた住宅に限る 他の利用条件は【フラット35】と同様
債務の引継ぎ	・住宅金融支援機構の審査がある ・【フラット35】S（金利Aプラン）の対象となる

(注) 借入対象住宅が中古住宅で【フラット35】リノベの技術基準等に適合の場合【フラット35】リノベ（金利Aプラン）の対象となる。

(7) 【フラット50】

長期優良住宅の認定を受けた住宅は、償還期間の上限を50年間とする制度。

申込資格	申込時満44歳未満
融資金額	100万円以上8,000万円*以下で、建設費・購入価額の90%*以内 ※ 2019年10月1日以降の資金実行分から
借入期間	・36年以上50年以下 ・80歳－申込み時の年齢 のうち短い年数

(8) 【フラット35】S

【フラット35】の技術基準に加えて、省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性などの所定の技術基準を満たす住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度。予算金額で受付は終了となる。

2021年10月より、土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）内で新築住宅を建設または購入（既存住宅の購入を除く）する場合、【フラット35】Sの利用はできない。

【フラット35】Sは、【フラット35】借換融資、【フラット35】リノベには利用できない。

金利引下げプラン	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】S（金利Aプラン）	当初10年間	年▲0.25%
【フラット35】S（金利Bプラン）	当初5年間	

(9) 【リバース60】

【リバース60】は、住宅金融支援機構と提携している民間金融機関が提供する60歳

以上の人に向けた住宅ローン。**毎月の返済は利息のみ**であり（変動金利では金利見直し時に返済額が変更されることがある）、年金収入者も利用することができる。

申込者	申込時満60歳以上 ^{*1}
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の建設・購入（子世帯が住宅を建設・購入する場合も対象） ・住宅のリフォーム ・サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金 ・住宅ローンの借換えなど
融資金額	次のうち最も低い金額 ①8,000万円、②所要金額の100%、③担保評価額の50%または60% ^{*2}
元金および残債務の取扱い	元金は、借入者死亡時 ^{*3} に相続人が一括して返済するか、担保物件（住宅および土地）の売却により返済する。担保物件の売却代金で返済した後の残債務の取扱いは次のいずれかとなる <ul style="list-style-type: none"> ・ノンリコース型：相続人が残債務を返済する必要がない ・リコース型：相続人が残債務を返済する必要がある

※1 満50歳以上満60歳未満の利用も可能、【リバース50】という。

※2 長期優良住宅は55%または65%、【リバース50】は30%となる。

※3 連帯債務で借入れた場合、主債務者および連帯債務者ともに死亡したときとなる。

6 高齢者向け返済特例制度

住宅金融支援機構のリフォーム融資の1つとして「高齢者向け返済特例制度」が設けられている。

高齢者向け返済特例制度の特徴は次のとおり。

- ① 制度を利用できる者は、60歳以上でバリアフリー工事または耐震改修工事を含むリフォームを行う者。
- ② 月々の返済は利息のみ。
- ③ 元金は、申込人（連帯債務者含む）全員の死亡時に、その相続人の自己資金や融資住宅およびその敷地の処分などによる一括返済となる。
- ④ 融資限度額は、1,000万円（リフォーム工事費または1,000万円のいずれか低い額）
 (注) 連帯保証人となる一般財団法人高齢者住宅財団が定める保証限度額を上回ることはいかない。
- ⑤ 借入申込時の金利が全期間固定で適用される。

7 すまい給付金

住宅関連の各種減税措置とは別に、2021年12月まで^{*}に居住した住宅を対象として、一定以下の所得者に「すまい給付金」が給付される。新築住宅および中古住宅も対象となる。

なお、中古住宅は消費税の課税対象となる住宅が対象であり、個人間売買の消費税が非課税となる住宅は対象外となる。

また、消費税額は原則として引渡し時点の税率により決定されるが、2019年3月31日（消費税率引上げ半年前）までに契約などをしたものは、引渡しが2019年10月1日以降であっても、引上げ前の消費税率が適用される。

給付額は、住宅取得時に適用される消費税率に応じ設定されており、給付申請する際の都道府県民税の所得割額（個人住民税の「課税証明」）に基づき決定される。

※ 次の期間までに契約した者は、給付金の対象となる引渡し期限が2023年12月31日に延長される。

- ・注文住宅の新築 : 2021年9月30日まで
- ・分譲住宅・既存住宅取得 : 2021年11月30日まで

$$\text{給付額} = \text{給付基礎額}^{\ast 1} \times \text{持分割合}^{\ast 2}$$

※1 給付基礎額は下表のとおり。

※2 持分割合は建物の登記事項証明書（権利部）による。

消費税率8%の場合

収入の目安	給付基礎額
425万円以下	30万円
425万円超475万円以下	20万円
475万円超510万円以下	10万円

消費税率10%の場合（住宅ローンを利用する場合）

収入の目安	給付基礎額
450万円以下	50万円
450万円超525万円以下	40万円
525万円超600万円以下	30万円
600万円超675万円以下	20万円
675万円超775万円以下	10万円

■対象となる住宅

	新築住宅※ ¹	中古住宅
住宅ローン※ ² 利用者要件	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住 ・床面積50㎡以上※³ ・工事中の品質の確認 <ul style="list-style-type: none"> ①住宅瑕疵担保責任保険に加入 ②建設住宅性能表示制度を利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・売主が宅地建物取引業者 ・自ら居住 ・床面積50㎡以上※³ ・売買時等の検査により品質確認 <ul style="list-style-type: none"> ①既存住宅売買瑕疵保険に加入 ②既存住宅性能表示制度利用 (耐震等級1以上に限る) ③建設後10年以内 新築時に住宅瑕疵担保保険に加入 または建設住宅性能表示制度利用
現金取得者 追加要件	上記要件に加え <ul style="list-style-type: none"> ・フラット35Sの基準を満たす ・50歳以上(住宅引渡し年の12月31日時点) ・消費税10%要件として収入額の目安が650万円以下(都道府県民税の所得割額13.30万円以下) 	上記要件に加え

※1 新築住宅とは、工事完了後1年以内、かつ、居住実績のない住宅

※2 住宅ローンとは、住宅取得のため金融機関等から行った償還期間が5年以上の借入

※3 次の期間までに契約した者は、給付金の対象となる床面積が40㎡以上に緩和される。

- ・注文住宅の新築 : 2021年9月30日まで
- ・分譲住宅・既存住宅取得 : 2021年11月30日まで

2 教育資金とライフプラン

1 子育てと教育費

教育費は、1人当たり1,000万円以上といわれ、大きな資金準備を必要とする。教育費は、子どもの成長とともに必要となる金額がある程度把握でき、大別すると「学校教育費」と「学校外活動費」に分けることができる。

- ・学校教育費：公立か私立、自宅通学か自宅外通学、文系か理系などにより金額も大きく異なる。
- ・学校外活動費：塾などの学校以外の教育費や地域活動や芸術・スポーツなど多岐にわたる費用があげられる。

教育費は、教育費より優先される金額を除き、できるだけ早い時期から計画的に積み立てる必要がある。万が一、不足額が生じる場合は、教育ローンや奨学金などを活用することも検討に入れておく。

2 教育資金の準備

教育資金の準備方法の代表例として以下があげられる。

- ① **財形貯蓄**：財形貯蓄は給与天引きであるため、忘れることなく強制的に毎月積み立てることができる。
- ② **子ども保険**：契約者（父母）が保険料を支払い、被保険者である子どもが一定年齢に至った際の祝い金や満期となった場合に満期保険金が支払われる「**貯蓄機能**」と、契約者が万が一死亡・高度障害になったとき、以降の保険料払込が免除されるといった「**保障機能**」が備わった保険である。

また、保障機能を強化する目的で契約者に万が一の場合、毎年、養育資金が支払われる「育英年金」等を付加することが可能な商品もある。ニーズに合わせて貯蓄と保障のバランスを選択する必要がある。

- ③ **金融商品**：子どもの誕生から18歳まで積立をするといった長期積立が可能であれば、リスクの軽減を図りながら積立を行える投資信託なども選択肢の1つとして考えられる。リスク性商品については、元本保証がないケースが一般的であるため、元本保証される商品との上手な組み合わせで個人に合ったリスク許容度の範囲内で行うことが望ましい。

3 教育ローンと奨学金

教育資金の積立不足の場合、ローンや奨学金の検討を行う必要がある。

ここでは、公的なローンと代用的な奨学金について触れることとする。

- ① 公的機関の教育ローンとして日本政策金融公庫の「国の教育ローン」があげられる。

■国の教育ローン（教育一般貸付）

	国の教育ローン（一般貸付）
窓口	日本政策金融公庫、各金融機関
年収要件*	あり（世帯で扶養する子の数により相違）
融資限度額	学生・生徒1人（ 高校以上 ）につき 350万円 まで ただし、①から④までのいずれかの資金として利用する場合は、1人につき 450万円 が限度となる ① 自宅外 通学 ② 修業年限5年以上の大学（昼間部） ③ 大学院 ④ 海外留学資金（3カ月以上の留学）
返済期間	原則 15年以内 （交通遺児・母子家庭は18年以内） 在学期間中は利息のみの返済ができる

※ 年収要件（年間収入・年間所得は、世帯主のほか配偶者等も含む）

（注）連帯保証人を立てず、公益財団法人教育資金融資保証基金の保証を利用する場合、保証料は融資額から差し引かれる。

子供の人数	1人	2人	3人	4人	5人
給与所得者の年間収入	790万円* ¹ 以下	890万円* ² 以下	990万円以下	1,090万円以下	1,190万円以下
事業所得者の年間所得	600万円* ¹ 以下	690万円* ² 以下	790万円以下	890万円以下	990万円以下

※1または※2を超える場合、子供の人数3人と同じ年間収入(所得)を基準とし一定の要件に該当する必要がある。

② 奨学金には各種制度があるが、代表的なものとして日本学生支援機構の奨学金制度があげられる。

■日本学生支援機構の奨学金（貸与型）

	第一種奨学金	第二種奨学金
利子	無利子	有利子（在学中は無利子）
選考	特に優れた学生および経済的理由	第一種より緩やか
返還	卒業後、口座振替による自動引落しで返還する（返還期間最長20年）	

■奨学金申込時の保証制度（いずれかを選択する必要あり）

	機関保証に加入	連帯保証人と保証人を選任する
保証の方法	<ul style="list-style-type: none"> 保証機関（日本国際教育支援協会）が連帯保証する 一定の保証料を支払う 	<ul style="list-style-type: none"> 連帯保証人と保証人をそれぞれ選任する 連帯保証人＝父母 父母がいない場合はそれに代わる者 保証人＝原則4親等以内の親族で、連帯保証人と別生計の者（学生本人の配偶者は不可）
連帯保証人・保証人	不要	要

（注）海外留学生のための奨学金は、機関保証に加入するとともに、「連帯保証人（保証人）を選任する」必要がある。

■返還方式

所得連動返還方式 (第一種奨学金に限る)	課税対象所得に9%を乗じて12で除した額(2,000円以下は2,000円)で月賦返還のみ(返還回数は未定)
定額返還方式	返還期間(回数)は貸与総額および割賦方法により決まる

■返還に関する救済制度

減額返還	毎月の返還額を2分の1または3分の1に減額し、減額返済適用期間に応じた分の返還期間を延長する。なお、返還予定総額は減額されない
返還期限猶予	返還期限を猶予する

(注) 2017年度以降に第一種奨学金の貸与を受けていた返還者等は、「定額返還方式」から「所得連動返還方式」に変更することができる。

■日本学生支援機構の奨学金(給付型)

2020年4月から、住民税非課税世帯・準ずる世帯の高校生や学生(大学生等)が、奨学金の対象となる学校(大学・短期大学・4年または5年の高等専門学校・専門学校)への進学や在学中に「授業料・入学金の免除や減額」と「給付型奨学金の支給」がセットで受けることができる新たな給付型奨学金が開始された。給付を受ける判定の中には、学力基準や収入・資産基準等が設けられている。以前の給付型奨学金を受けている者は、新たな給付型奨学金へ切り替えることができる。

支援額は、世帯収入に応じた3段階の支援区分(第Ⅰ区分・第Ⅱ区分・第Ⅲ区分)の基準により異なり、貸与型奨学金と併用することが可能とされている。ただし、第一種奨学金と併用して利用するときは、支援区分に応じ第一種奨学金の貸与月額が制限される。第二種奨学金と併用して利用するときの制限は設けられていない。

POINT!

住宅ローンはフラット35の詳細について学習する！
教育資金は奨学金、国の教育ローンについて確認しよう。

3 年金等受給者と融資制度

1 年金等受給者に対する融資

公的年金は、その主たる目的が高齢者などの所得の保障にあるが、高齢者などが医療費や住宅の改修費用などで一時的に資金が必要となった場合に、その公的年金を担保として小口の資金を低利で貸し付ける公的な貸付制度として、年金を補完する役割を担っている。

年金担保貸付事業が創設された背景には、高齢者などの年金受給者に一時的に資金需要が生じた際に、その資金を用立てることができない場合、悪質な業者などから高利の貸付を受け、その結果、生活困窮に陥るといった事例が見られたことから、この事業によって、こうした事例を防ぐことが意図されている。

2 年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業（2022年3月末で申込受付終了）

年金担保融資制度は、国民年金、厚生年金保険または労働者災害補償保険の年金を担保として融資をすることが法律で唯一認められている。よって、年金を受ける権利は、独立行政法人福祉医療機構から借入する場合を除いて、譲り渡したり、担保に提供することは法律で禁止されている。

資金使途としては、「健康・医療」「介護・福祉」「住宅改修等」「冠婚葬祭」「教育」「事業維持」「債務等の一括整理」「生活必需物品の購入」などの支出のため一時的に小口の資金が必要な場合に利用することができ、借入申込は**年金を受給している金融機関の各店舗**で受け付けている。ただし、ゆうちょ銀行、農協および労働金庫は取扱窓口となっていない。

融資を受ける場合には、年金証書があり、現にその年金の支払いを受けている者が対象となる。対象となる年金証書（**障害年金、遺族年金**含む）は以下のとおり。

- ・厚生年金保険年金証書（厚生年金基金および企業年金連合会から支払われるものは対象外）
- ・国民年金・厚生年金保険年金証書、船員保険年金証書（2010年1月以降の事故による船員保険の障害・遺族年金は対象外）
- ・国民年金証書（無拠出の老齢福祉年金、特別障害年金および国民年金基金は対象外）
- ・労働者災害補償年金証書（石綿健康被害救済法に基づく特別遺族年金は対象外）

■融資の条件など

融資額	申込者が必要とする額が限度（返済中の追加借入はできない） ・10万円から 200万円 （生活必需品の購入の場合は 80万円 限度）
返済方法	独立行政法人福祉医療機構が年金支給機関から直接受け取る
返済額	年金支給機関から偶数月に支給される年金のうち、指定した額 定額返済額の上限： 1回あたりの年金額の3分の1以下
連帯保証人	必要（信用保証機関によることも可能）

チェックテスト

- (1) 財形住宅融資の融資額は、財形貯蓄残高の10倍までの額（最高40,000千円）で、かつ、住宅取得価額の90%が限度とされている。
- (2) 財形住宅融資は、財形の種類は問わず6カ月以上続け、申込日前2年以内に財形貯蓄の預入れを行い、かつ、申込日における残高が500千円以上ある者が融資の対象となる。
- (3) 新築一戸建て住宅を購入するために財形住宅融資を受ける場合、購入する住宅部分の床面積は、50㎡以上240㎡以下でなければならない。
- (4) フラット35の利用条件として店舗併用住宅は、住宅部分の床面積が店舗部分の床面積以上あるものでなければならない。
- (5) フラット35（保証型を除く）の返済方法の変更は、返済期間の延長や元金の支払猶予期間の設定の変更はできるが、一定期間にわたる返済額の減額はできない。
- (6) フラット35（買取型）の融資額は、100万円以上8,000万円以下であり、融資率の上限は建築費または購入価額の10割である。
- (7) フラット35の返済方法は元利均等毎月払いまたは元金均等毎月払いであり、6カ月ごとのボーナス払いを併用する場合は、ボーナス払い部分の金額が融資額の50%以内（1万円単位）でなければならない。
- (8) フラット35（買取型）の保証料、繰上返済手数料、物件検査手数料は無料であるが、火災保険料は別途費用がかかる。
- (9) フラット35の利用条件として新築住宅とは、申込みの時点で竣工から2年以内の住宅で人が住んだことがない住宅をいう。
- (10) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を受けようとする学生が婚姻している場合、その者の配偶者は、連帯保証人になることはできない。

解答

- (1) ○ (2) × (3) × (4) ○ (5) ×
(6) ○ (7) × (8) × (9) ○ (10) ○

第4章

中小法人の資金計画

過去の出題状況	2019.1	2019.5	2019.9	2020.1	2020.9	2021.1
資金調達	☆					

1. 資金計画のプランニング

財務状況の把握、資金調達、資金管理のポイントを確認する。

2. 資金調達の種類・特徴

金融機関借入、公的融資（日本政策金融公庫）、信用保証協会保証付融資（マル保融資）などの種類・特徴を確認する。

1 資金計画のプランニング

企業は、投下資本を効率的に活用することによる利益獲得およびさらなる拡大成長を目的としている。

よって、投下資本の調達方法やその後の資金管理は基本的な内容といえる。

1 財務状況の把握

- ① 一定時点（決算日）における財政状態を**貸借対照表**で把握する。
- ② 一定期間（会計期間）の利益獲得過程を**損益計算書**で把握する。
- ③ 資金の動きをキャッシュフロー計算書や資金繰表で把握し、結果を資金移動表や資金運用表により分析する。

2 資金調達

把握した財務状況をもとに事業計画を立て、資金需要を洗い出した結果、運転資金と設備資金に区分して資金調達をすることになるのが一般的である。資金調達には必ずコストがかかる。よって、資金調達は効率よく行う必要がある。

- ・運転資金とは、日頃の営業活動を行うために必要な資金である。
- ・設備資金とは、生産能力や販売力を高めるための基礎となる資金である。

3 資金管理

調達した資金を効率的に活用・運用できているか**1**の財務諸表などを中心に管理し、企業のライフサイクルに応じた事業計画を描くことが大切である。事業計画のなかで資金不足や、さらなる拡大成長を目的とした資金調達が必要となる場合も考えられる。このとき公的融資制度（日本政策金融公庫や信用保証協会の保証付融資制度）を活用することが多いといえる。公的融資には**事業計画書の提出**が必要となる。

POINT!

財務状況を把握したうえで、資金調達を行い、資金管理をすることが大切である。

2 資金調達の種類・特徴

企業の資金調達の方法は、証券市場等により資金を調達する「**直接金融**」と、金融機関から資金を調達する「**間接金融**」に分けられる。このほか、企業間信用などによる支払手形や買掛金、リースを含めたノンバンク融資等による場合や助成金も調達方法の1つである。また、融資の枠や融資を受けるにあたり公的な診断や審査が必要な場合もあるが、民間金融機関では融資が難しいときの補完的な役割も担っている公的融資があげられる。代表的な金融機関として株式会社日本政策金融公庫がある。信用力の低い中小企業者が融資を受ける際に借入金の債務を保証する信用保証協会保証付融資制度も大切といえる。

1 金融機関借入の借入形態

手形借入	借入れの実行にあたって、借入金額と同額の借入金金融機関宛の約束手形を振り出して、資金を調達する方法
証書借入	借入れの内容、条件等を記載した借用証書（金銭消費貸借契約証書）により、資金を調達する方法
当座借越	当座預金に残高がなくても借越限度額の範囲内で決済が行われる形態の借入れ
手形割引	商取引に基づいて振り出された手形を支払期日前に金融機関に割引料を支払い、買い取ってもらうことにより資金を調達する方法
インパクトローン	外貨によって資金を調達する方法。資金使途に制限はなく、為替先物予約をつけることもできる
代理貸付	金融機関が政府系金融機関等からの委託を受けて委託金融機関に代わって融資の実行、担保の取得、実行後の資金管理等の融資業務を代行するもの。委託金融機関が融資の債権者となり、受託金融機関は代理店という位置づけ
ABL（動産・債権担保融資）	企業の保有する債権や在庫・機械設備等の動産を担保として資金調達する方法 債権：売掛債権や診療報酬債権、工事請負代金債権など 動産：食料品や家畜など様々

2 日本政策金融公庫の国民生活事業（開業資金等）

(2021年4月現在)

新規開業資金	【対象者】 新たに事業を始める者や事業開始後おおむね7年以内の者 【融資額】 7,200万円以内（うち運転資金4,800万円）	技術・ノウハウ等に新規性がみられる者は、一定の要件を満たせば「 挑戦支援資本強化特例制度 」も利用できる
女性、若者／シニア起業家支援資金	【対象者】 女性または35歳未満か55歳以上の者で、新たに事業を始める者や事業開始後おおむね7年以内の者 【融資額】 7,200万円以内（うち運転資金4,800万円）	
再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）	【対象者】 新たに事業を始める者や事業開始後おおむね7年以内の者で、 廃業歴等があり 、創業に再チャレンジする者 【融資額】 7,200万円以内（うち運転資金4,800万円）	
新創業融資制度（上記等の制度を利用する場合の特例措置）	【対象者】 「創業の要件」「雇用創出等の要件」「自己資金の要件」をすべて満たす者 ①創業の要件：新たに事業を始める者または事業開始後税務申告を2期終えていない者 ②雇用創出等の要件：雇用創出を伴う事業、現在勤務している企業と同種の事業等の開始 ③自己資金の要件：創業資金の 10分の1以上 の自己資金が確認できる者 【資金用途】 事業開始時または事業開始後に必要となる事業資金 【融資額】 3,000万円以内（うち運転資金 1,500万円 以内） 【返済期間】 各種融資制度で定める返済期間内 【担保・保証人】 不要（ 無担保・無保証 ）	

(注) 適用利率は、資金用途、返済期間、担保・保証人の有無によって異なる。

3 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付（中小企業事業）

（2021年4月現在）

<p>経営環境変化 対応資金</p>	<p>【対象者】 経営環境の変化等の外的要因により、一時的に売上減少等業況悪化をきたしているが、中長期的には回復し発展することが見込まれる一定の要件に該当する者 (注) 一定要件（抜粋） ・最近の決算期における売上高が前期、前々期に比し5%以上減少している者 ・最近3カ月の売上高が前年同期または前々年同期に比し5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる者 ・前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上ある者 【資金使途】 設備資金、長期運転資金 【融資額】 7億2,000万円（直接貸付） 【返済期間】 設備資金15年以内 運転資金8年以内 (注) 据置3年以内</p>
<p>金融環境変化 対応資金</p>	<p>【対象者】 金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたし、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる一定の要件に該当する者 (注) 一定要件（抜粋） ・国際的な金融不安や経済環境の変化を背景に、取引金融機関から次の①～⑤のいずれかの要請または取り扱いを受けている者 ①借入残高の減少 ②約定した返済条件を超える弁済 ③当座預金の解約 ④担保・保証人の追加 ⑤借入金利の引上げ 【資金使途】 設備資金、長期運転資金 【融資額】 別枠3億円（直接貸付） 【返済期間】 設備資金15年以内 運転資金8年以内 (注) 据置3年以内</p>
<p>取引企業倒産 対応資金</p>	<p>【対象者】 取引企業など関連企業の倒産により経営に困難をきたしている一定の要件に該当する者 (注) 一定要件（抜粋） ・倒産した企業に対して50万円以上の売掛金債権を有する者 ・倒産した企業に対する取引依存度が20%以上である者 ・倒産した企業に対して貸付金や差入保証金などの債権を有する者 ・倒産した企業の債務を保証している者 ・倒産した企業の設置する商業施設に入居し、倒産企業の業況悪化を受けおそれのある者 ・倒産した企業から受注予定の商品や役務などが倒産により取り消された者 【資金使途】 必要な長期運転資金 【融資額】 別枠1億5,000万円（直接貸付と代理貸付の合計） 【返済期間】 運転資金8年以内 (注) 据置3年以内</p>

第4章

中小法人の資金計画

4 信用保証協会保証付貸付（マル保融資）

（2021年4月現在）

責任共有制度	「部分保証方式」と「負担金方式」の2つがあり、いずれかの方式を各金融機関が選択することとなっている	
従業員・資本金の要件（抜粋）	製造業など（建設業・運輸業・不動産業を含む）	資本金3億円以下、または、従業員300人以下
	ゴム製品製造業	資本金3億円以下、または、従業員900人以下
	卸売業	資本金1億円以下、または、従業員100人以下
	小売業	資本金5,000万円以下、または、従業員50人以下
	サービス業	資本金5,000万円以下、または、従業員100人以下
	ソフトウェア業	資本金3億円以下、または、従業員300人以下
	医業を主たる事業とする法人	—
業種	中小企業者であればほとんどの業種が対象となるが、農林漁業、風俗営業の一部、娯楽業の一部、金融業、宗教法人、非営利団体などは利用できない（一部の業種は保証対象外） （注）中小企業等協同組合などの組合や医療法人は利用できる	
信用保証料	信用保証協会は、信用保証利用の対価として融資金利と別に信用保証料が必要（保険料ではない）	
保証限度額	中小企業信用の普通保証の限度額2億円（組合4億円）と無担保保証の限度額3,000万円（組合も同額）の合計2億3,000万円（組合4億3,000万円）	

5 中小企業特定社債保証

社債（私募債）を発行して、長期安定資金を調達できる保証制度。

対象企業	次の1～3のいずれかに該当する株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社 1. 純資産額が5千万円以上3億円未満であり、自己資本比率が20%以上または純資産倍率2.0倍以上、かつインタレスト・カバレッジ・レシオが2.0倍以上または使用総資本事業利益率が10%以上であること 2. 純資産額が3億円以上5億円未満であり、自己資本比率が20%以上または純資産倍率1.5倍以上、かつインタレスト・カバレッジ・レシオが1.5倍以上または使用総資本事業利益率が10%以上であること 3. 純資産額が5億円以上であり、自己資本比率が15%以上または純資産倍率1.5倍以上、かつインタレスト・カバレッジ・レシオが1.0倍以上または使用総資本事業利益率が5%以上であること
保証限度額	4億5,000万円
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	7年以内
保証人	不要（金融機関が共同保証人となる）
担保	保証金額2億円超の場合は原則必要
保証割合	発行金額の80%（社債発行限度額5億6,000万円）

6 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）

中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するための共済制度。独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営している。

加入資格	<ul style="list-style-type: none"> 各業種において「資本金の額または出資の総額」「常時使用する従業員の数」のいずれかに該当する会社または個人の中小企業者 組合：企業組合、協業組合 共同生産、共同販売等の共同事業を行っている事業協同組合など 上記に該当しない法人や組合（医療法人、農事組合法人、NPO法人、森林組合、農業協同組合、外国法人など）は加入対象外
掛金	掛金月額5,000円から 20万円 （5,000円単位） 掛金総額が 800万円 になるまで積立ができる 掛金の減額は一定の事由に該当する場合にできる 法人の場合は損金、個人事業主の場合は必要経費となる
共済金	取引先事業者が倒産したことにより売掛金債権等の回収が困難となった場合に共済金の貸付けが受けられる 貸付限度額：50万円から8,000万円（5万円単位） 回収困難となった売掛債権と前渡金返還請求権の額と 掛金総額の10倍 に相当する額のいずれか少ない額の範囲内
一時貸付金	機構解約の場合に支払われる解約手付金の95%限度
解約手当金	掛金納付月数が12カ月以上の共済契約を解約した場合に解約手当金が支払われる（任意解約： 40カ月以上で掛金総額と同額 ）

■各業種

業種	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業		50人以下
ゴム製造業者	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業		300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

POINT!

金融機関借入の借入形態が大切！

日本政策金融公庫の国民生活事業とセーフティネット貸付および信用保証協会保証付貸付が重要である。

チェックテスト

- (1) 手形割引は、商取法に基づいて振り出された手形を支払期日前に金融機関に割引料を支払い、買い取ってもらうことにより資金の調達する方法である。
- (2) 手形借入は、借入れの実行にあたって、借入金額と同額の借入金融機関の約束手形を振り出して、資金を調達する方法である。
- (3) 証書借入は、借入れの内容、条件を記載した借入金証書（金銭消費貸借契約書）により、資金を調達する方法である。
- (4) インパクトローンは、外貨建債権を有する企業等が為替リスクを回避するために、外貨によって資金を調達する方法であるが、その資金用途は限定される。
- (5) 日本政策金融公庫の国民生活事業の「新規開業資金」の融資限度額は60,000千円であるが、そのうち、運転資金の限度額は、30,000千円とされている。
- (6) 日本政策金融公庫の国民生活事業の「再チャレンジ支援融資」は、新たに事業を始める者または事業開始後おおむね7年以内の者であれば、廃業歴等がない者であっても適用を受けることができる。
- (7) 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付では、「最近の決算期における売上が前期に比べて5%以上減少した」が中期的には回復が見込まれる場合、「経営環境変化対応資金」として長期運転資金の融資の対象となる。
- (8) 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付では、「倒産企業との取引額の20%を占める」状態にあり、経営に困難をきたしている場合、「取引企業倒産対応資金」として新規取引先を確保するための設備資金の融資の対象となる。
- (9) 卸売業を営む中小企業者が、マル保融資を受けるためには、常時使用する従業員が300人以下であるか、もしくは資本金が3億円以下であることが必要である。

解答

- (1) ○ (2) ○ (3) ○ (4) × (5) ×
(6) × (7) ○ (8) × (9) ×

第5章

リスクマネジメント

過去の出題状況	2019.1	2019.5	2019.9	2020.1	2020.9	2021.1
リスクの処理技術						

1. リスクマネジメントの概略

リスクマネジメントとそのプロセスについて確認する。

2. リスクの処理技術

リスクの処理技術は大きく2つに分かれ、それぞれがさらに細分化される。

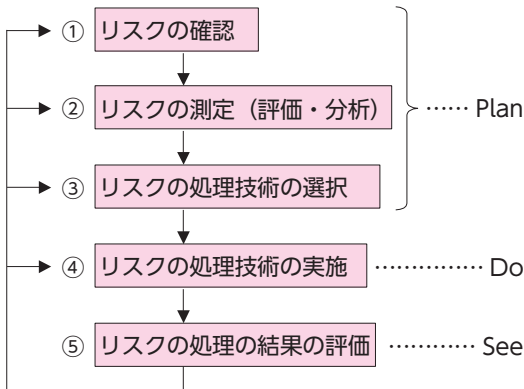
1 リスクマネジメントの概略

1 リスクマネジメントとは

人が生きていくうえで、または企業が事業を営む上でリスクはつきものである。リスクマネジメントとは、潜在するリスクを洗い出し、それぞれのリスクが発生した場合の損失・損害を最低限の費用で最も効果的に処理するための対策を検討し、実行することである。一度対策を実行した後も、結果を評価し見直す必要がある。

2 リスクマネジメントのプロセス

リスクマネジメントのプロセスは、①リスクの確認、②リスクの測定（評価・分析）③リスクの処理技術の選択、④リスクの処理技術の実施、⑤リスクの処理の結果の評価のプロセスとなる。

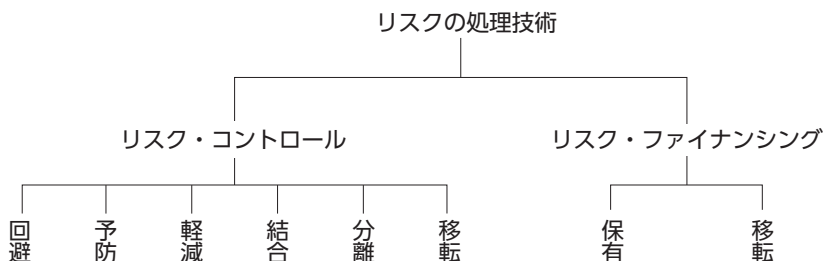


POINT!

リスクマネジメントとそのプロセスを確認しよう！

2 リスクの処理技術

リスクの処理技術は、**リスク・コントロール型**と**リスク・ファイナンス型**の2つに分けることができる。



1 リスク・コントロール

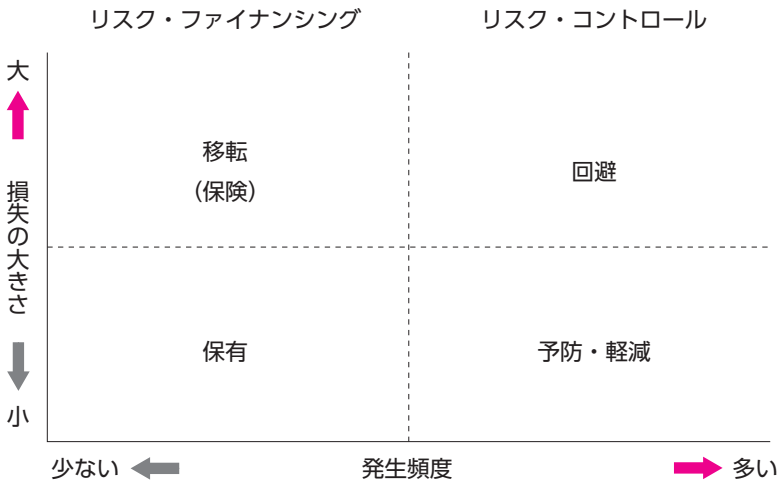
リスク・コントロールは、潜在的損失の発生頻度（確率）または深刻度（規模）を軽減させるか、あるいはリスクそのものを変えることである。

- ① **リスクの回避**は、はじめからリスクを生じさせないこと、または生じているリスクを消滅させることである。回避は完璧な処理技術といえるが、多くの場合これを実行することができない。飛行機の墜落リスク回避のため飛行機に乗らないなど。
- ② **リスクの予防**は、リスクを発生させないようにあらかじめ手段を講じておくことである。火事になっても燃えない耐火構造建物を建築するなど。
- ③ **リスクの軽減**は、リスクが発生した場合に被害を最小限にすることである。火災に対するスプリンクラーの設置や消火器の設置など。
- ④ **結合**とは、危険単位の数を増やすことによってリスクに対する予知能力を高めることである。運送会社の車両台数を増やすことによる事故率の低下とともに、ある程度の損害額の予測が可能となるなど。
- ⑤ **分離**とは、損失にさらされている人、物などの危険単位をより小さな独立の単位または集団に細分化することである。組織をいくつかに分け管理することで管理能率を上げ、損失の影響を小さくするなど。
- ⑥ **移転（リスク・コントロール型）**とは、損失にさらされている物や活動を他の個人・法人に移転させることである。所有建物の売却や契約時の契約条項の整備により法律から守るなど。

2 リスク・ファイナンス

リスク・ファイナンスは、保有と移転の2つに分けられる。保有はリスクの経済的影響を自ら負担する方法であり、移転はリスクの経済的影響を他社に移転する方法である。

- ① **保有**とは、個人としての貯蓄、法人としては経常費、引当金、借入金、自家保険、キャプティブなどがあげられる。自家保険とは、企業内のリスク発生確率に基づき資金等を内部留保する方法である。一方、キャプティブとは、企業自らのリスクを引き受けるための保険会社以外の組織による保険会社である。
- ② **移転（リスク・ファイナンス型）**とは、リスクを生命保険会社、損害保険会社または共済などに移転することである。また、保険外移転として保証人などにより、契約締結時に財務影響を他に移転する手段などもある。



POINT!

リスクの処理技術であるリスク・コントロールとリスク・ファイナンスの詳細が大切である！

チェックテスト

- (1) 保険は、リスク・コントロールのうち「移転」に分類される。
- (2) リスクの回避と損失制御はいずれもリスク・コントロールに分類される。
- (3) 自動車にエアバッグを搭載するのは「リスクの予防」にあたる。
- (4) 病気による入院費用を預貯金で準備することは「リスク・ファイナンスの移転」にあたる。
- (5) 飛行機事故に遭遇しないように、飛行機を利用しないことは「リスクの回避」にあたる。
- (6) 建物にスプリンクラーを設置することにより被害を最小限に食い止めるための方法は「リスクの軽減」にあたる。
- (7) 地震発生に備え建物が倒壊しないように耐震性のある住宅を建築することは「リスクの回避」にあたる。
- (8) タクシー会社が合併し所有管理車両を増加させることは「結合」にあたる。
- (9) 家主が賃貸アパート内で火災が起きたときのために、賃借人に借家人賠償責任保険特約付きの火災保険に加入してもらうよう契約書を交わしておくといったように、リスクが発生したときの損害を損害保険等の他者に移転する方法は「リスク・ファイナンスの移転」にあたる。
- (10) 商品の発送を運送会社に委託することは「リスク・コントロールの移転」に該当する。

解答

- | | | |
|-----------------------|-------|----------------|
| (1) × 「リスク・ファイナンスの移転」 | (2) ○ | (3) × 「リスクの軽減」 |
| (4) × 「リスク・ファイナンスの保有」 | (5) ○ | (6) ○ |
| (7) × 「リスクの予防」 | (8) ○ | (9) ○ |
| (10) ○ | | |

第6章

保険制度

過去の出題状況	2019.1	2019.5	2019.9	2020.1	2020.9	2021.1
保険募集人						
保険募集						
契約者保護					☆	
保護機構		☆				
保険法			☆			
少額短期保険			☆			
各種共済				☆		

1. 保険募集人等と保険募集に関するコンプライアンス

保険募集人等に関するルールや保険募集行為のコンプライアンスが大切である。

2. 契約者の保護に関する規制

契約者の保護に関するルールについて主たる規定が大切である。

3. 保険契約者保護機構

生命保険契約者保護機構と損害保険契約者保護機構についての詳細が大切である。

4. 保険法

保険法により規定された内容が大切である。

5. 少額短期保険業

少額短期保険業と少額短期保険に関する規定が大切である。

6. 各種共済制度

JA共済やこくみん共済coopなどが大切である。

1 保険募集人等と保険募集に関するコンプライアンス

1 保険募集人

保険募集が可能なのは、生命保険募集人、損害保険募集人、少額短期保険募集人、保険仲立人（ブローカー）に限られる。

(1) 保険募集

保険募集とは、保険契約の締結の代理または媒介を行うこと。

- ・生命保険募集人と損害保険募集人：代理・媒介ともにできる。
- ・保険仲立人（ブローカー）：媒介はできるが**代理はできない**。

(注) 保険仲立人とは、保険会社から独立して保険契約の締結の媒介を行う者。

(2) 一社専属制と乗合募集

保険募集人は、**原則として一社専属制**であるが、保険代理店等で保険契約者の保護に欠けるおそれがない場合には、**複数社の乗合いが可能**である。ただし、保険募集の再委託は禁止されている。

(3) 保険募集人の登録

保険募集を行うためには、内閣総理大臣の登録が必要（無登録募集は、**1年以下**の懲役または**100万円以下**の罰金もしくは併科刑）。

ただし、以下の行為のみを行う場合は登録不要。

- ・保険募集人の指示を受けて行う、商品案内チラシの単なる配布
- ・コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受け付けや事務手続き等についての説明
- ・金融商品説明会における、一般的な保険商品の仕組み、活用法等についての説明

(注) 保険契約の締結の**勧誘を目的とした保険商品内容の説明**は、保険募集人でなければならぬ。

2 保険の募集に関するコンプライアンス

保険業法では、保険募集や締結に際し、次の行為を行うことを禁止している。

- ① 虚偽事実を告げる行為、重要な事項の不告知
- ② 告知義務違反を勧める行為
- ③ 告知義務の履行を妨げ、または告げないことを勧める行為等
- ④ 不利益事実を告げずにする乗換行為（既契約を消滅させる行為）
- ⑤ 特別利益の提供
- ⑥ 誤解を生じさせるおそれのある比較・表示
- ⑦ 保険契約者等の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

保険業法第300条1項1～9号に定めるこれらの募集禁止行為を遵守しなかった場合は以下のとおりの扱いとなる。

- ・①～③の行為を行った者：刑事罰の対象（**1年以下**の懲役または**100万円以下**の罰金もしくは併科刑）となるとともに、登録取消等の行政処分の対象となる。
- ・④～⑦の行為を行った者：刑事罰の対象とはならないが、**行政処分**の対象となる。

なお、銀行等が、取引上の優越的な地位を不当に利用して保険募集をする行為は禁止されている。

また、2016年5月に施行された保険業法の一部を改正する法律の概要として以下の(1)～(3)があげられる。

(1) 保険募集の基本的ルールの創設

・意向把握義務

- ① 顧客ニーズの把握
- ② ニーズに合った保険プランの具体化
- ③ 顧客ニーズと提案プランの最終的な確認

・情報提供義務

- ① 保険金の支払い条件
- ② 保険期間、保険金額等
- ③ その他、顧客の参考となるべき情報

複数保険会社の商品の比較推奨販売を行う場合

- ① 取扱商品のうち比較可能な商品の一覧
- ② 特定の商品の提示・推奨を行う理由

(2) 保険募集人に対する規制の整備

複数保険会社の商品の取り扱いの有無など、保険募集人の業務の特性や規模に応じて、従来の「保険会社」が監督責任を負う形態から「乗合代理店」に対しても規模・特性に応じた「体制整備」を義務付けた。

(3) 規模が大きい特定保険募集人

所属する保険会社が15社以上または所属保険会社等の数が2以上かつ事業年度中の手数料・報酬の合計額が10億円以上^{*}の場合、保険契約に係る帳簿書類を保険契約者ごと、所属保険会社ごとに「帳簿書類」に記載して5年間、各事務所で保存しなければならない。また、「事業報告書」を事業年度末の翌日から**3カ月以内**に内閣総理大臣（管轄の財務局長等）に提出しなければならない。

※ 「所属保険会社等の数」「手数料・報酬等の合計」は生命保険、損害保険、少額短期保険のそれぞれの業態ごとに判定し、いずれかの業態で該当すれば「規模が大きい特定保険募集人」となり、すべての業態で帳簿書類の備付け、事業報告書の作成・提出が必要となる。

POINT!

保険勧誘を目的とする際の募集人の登録は必須。
保険募集の際の一定の禁止行為に注意！

2 契約者の保護に関する規制

1 クーリング・オフ

契約申込みの撤回などについての事項を記載した書面を交付された日か、申込日のいずれか遅い日を含めて**8日以内**であれば、書面（郵送）で契約申込みを撤回できる。その効力は申込みの**撤回等に係る書面を発した時**である。

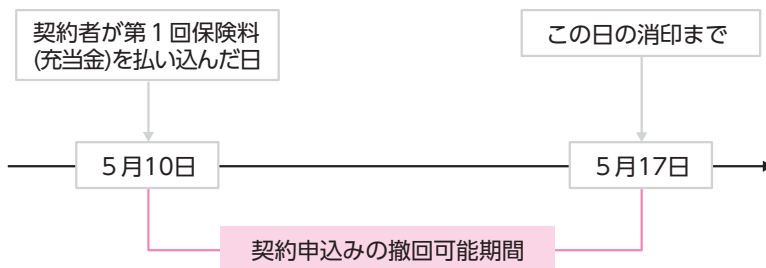
■クーリング・オフが適用されない場合

- ① 保険会社の指定した医師の診査が終了した場合
- ② **法人**が契約者である場合
- ③ 保険期間が1年以内の契約の場合
- ④ 保険加入が法律上義務づけられている場合（自賠責保険）
- ⑤ 申込者が保護にかけるおそれのない申込みの場合
- ⑥ 既契約の特約の中途付加・更新・保険金額の中途**増額**（転換はクーリング・オフ可能）

（例）

- ・日時を事前指定し、申込みの意思を明らかにして、保険会社の営業所を訪問した場合
- ・申込者が自ら指定した場所（保険会社等の営業所や**自宅**を除く）で申込みをした場合
- ・郵便、ファクシミリ等を利用する方法での申込み

■契約申込みの撤回可能期間（8日以内）の例



2 ソルベンシー・マージン比率と早期是正措置

ソルベンシー・マージン比率とは、通常の予測を超えて発生するリスクに対して、保険会社の保険金支払能力がどの程度確保されているのかを数値として表したものである。ソルベンシー・マージン比率が**200%**を下回ると、金融庁は早期是正措置を命じることができる。2012年3月以降の決算より改正された基準による公表が義務づけられている。

■主な改正点

- ・マージン（支払余力）の総額の厳格化（将来利益は全額不算入など）
- ・通常の予測を超える危険計測の厳格化（計測水準を95%に引上げなど）
- ・グループ各社の連結ソルベンシー・マージン比率の公表

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージンの総額}}{\frac{1}{2} \times \text{リスクの総額}} \times 100$$

ソルベンシー・マージン比率	区分	措置の内容
200%以上	非対象区分	なし
100%以上200%未満	第一区分	経営健全性確保のための改善計画の提出・実施の命令
0%以上100%未満	第二区分	保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令
0%未満	第三区分	期限を付した業務の全部または一部の停止命令

3 基礎利益

保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係の収支と、利息および配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる。生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を表す指標で、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものであり、「経常利益」から有価証券の売却損益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を控除して求めたものである。

4 EV（エンベディッド・バリュー）

EV＝「**修正純資産**」＋「**保有契約価値**」で表され、保険会社の企業価値や業績を評価する計算方法の1つである。

- ・修正純資産：貸借対照表上の純資産の部の金額に負債計上された資本性のある内部留保、資産の含み損益などを加え修正したもの。

- ・保有契約価値：前提条件（解約・失効率、死亡率、運用利回り、事業費率など）において保険契約の将来利益を予想し、計算日時点の現在価値を算出し、税金を控除したもの。

5 実質純資産額

実質純資産額（実質資産負債差額）とは、有価証券や有形固定資産の含み損益などを反映した時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金などの資本制の高い負債を除いた負債の合計を差し引いて算出されるもので、この値がマイナスとなった場合、金融庁による業務停止命令の対象となる指標のひとつである。

6 金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」

生損保険会社には以下の募集・販売ルールが義務化され、違反した場合には業務改善命令などの行政処分の対象となる。

(1) 商品の説明強化

契約の際には、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類して重要事項を書面にして交付する。

- ・ **契約概要**：保障（補償）内容や保険期間、解約返戻金の有無、保険金の変動リスクなど、商品内容を理解するうえで欠かせない基本的な情報
 - ・ **注意喚起情報**：保険金が支払われないケース、クーリング・オフが適用されないケースなど、契約者に不利益となるような商品の短所を記載
- （注）**特定保険契約**（変額保険、外貨建て保険など金融商品取引法が一部準用される契約）は、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類の上、「**契約締結前交付書面**」の作成・交付が必要となる。

(2) 意向確認書面

顧客のニーズと保険商品の内容が一致しているかを契約締結前に、「**意向確認書面**」によって顧客と募集人双方が確認・署名などをしたうえで、顧客に交付し、一部は保険会社が保存する。

（注）特定保険契約は、適合性の原則が盛り込まれた「意向確認書兼適合性確認書」となる。

(3) 適切な広告・宣伝表示

顧客に誤解を与えないような内容にする。

- ・ 保障（補償）の対象とならない時期や病気の種類などを明示する。
- ・ 「業界で一番」などの文言を記載する場合の根拠を明示する。
- ・ 若い年齢の保険料だけを大きく示すことで割安な印象を与えない。

(4) 保険商品の比較

保険商品等の比較に際し以下の事項は保険業法違反となる。

- ・客観的事実に基づかない事項または数値を表示する。
- ・保険契約の契約内容について、正確な判断を行うのに必要な事項を包括的に示さず、一部のみを表示する。
- ・保険契約の内容について、長所のみを強調し不離一体の関係にあるものを併せて示さず、あたかも優良であるかのように表示する。
- ・一般に同等の保険種類として認識されない保険契約間の比較について、同等の保険種類の比較であるように表示する。
- ・他の保険会社の契約内容に関し、誹謗・中傷を目的に短所を不当に強調して表示する。

POINT!

クーリング・オフは書面で郵送！（発送8日まで有効）
ソルベンシー・マージン比率とEVについて、しっかり覚えよう！
金融庁の監督指針は契約者保護のため！

3 保険契約者保護機構

国内で営業を行うすべての保険会社は、免許の種類により、生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構に強制加入する。機構は、破綻保険会社の保険契約の移転等における資金援助等を行う。保険契約者保護機構の財源は、保険会社からの負担金により賄われるが、負担金および政府からの借入れでは資金援助等の対応ができない場合は、国から機構に対して補助金を交付することが可能とされている（2022年3月末まで）。

1 保険会社の破綻

(1) 金融庁の業務停止命令（保険業法に基づく行政手続き）

金融庁の命令等に基づいて破綻保険会社の業務の全部または一部の停止を命令し、保険管理人による業務および財産の管理を命ずる処分を行う。

(2) 更生特例法による裁判所への申立て

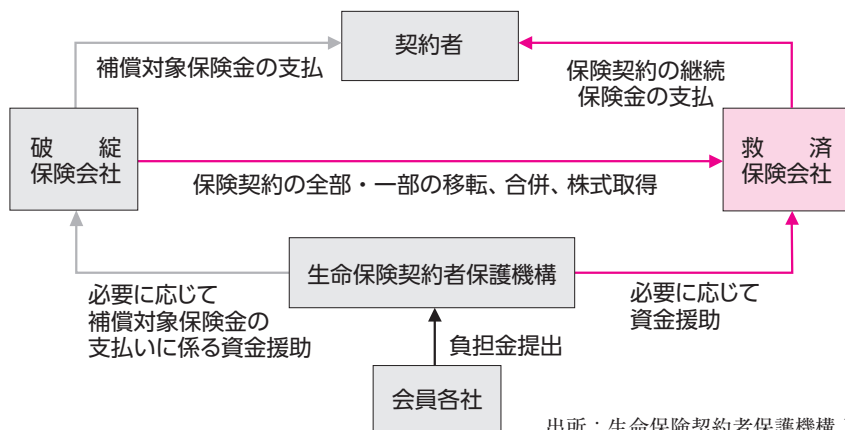
事業継続困難な保険会社が裁判所に更生手続きを申し立てる（契約者保護の観点から金融庁が申し立てることも可能）。裁判所は更生手続開始決定と同時に更生管財人を選任する。更生管財人は破綻保険会社の業務・財産を管理、調査により更生計画案を作成し、債権者等の決議を経て裁判所の認可後、計画に基づいた保険契約の継続が図られる。

2 救済保険会社

(1) 救済保険会社が現れた場合

破綻保険会社の契約は、救済保険会社による保険契約の移転、合併、株式取得により継続される。

■「救済保険会社」による保険契約の引受け

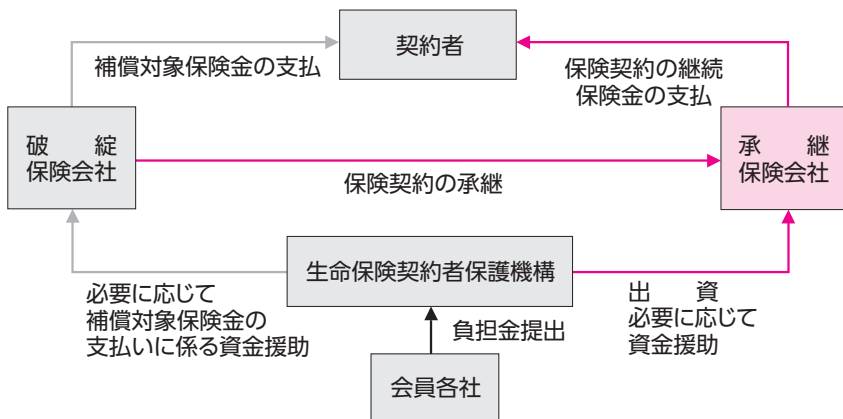


出所：生命保険契約者保護機構より

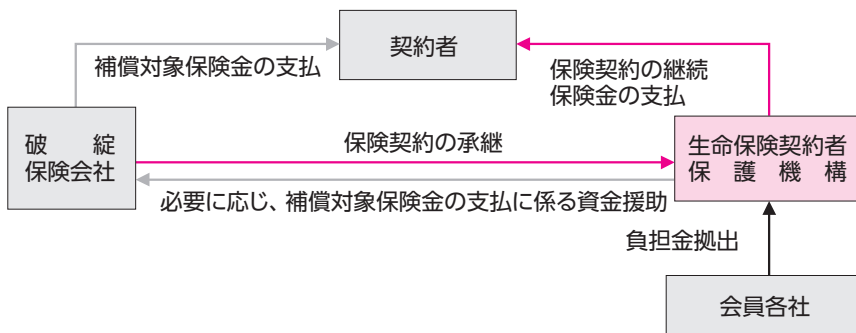
(2) 救済保険会社が現れなかった場合

破綻保険会社の契約は、「承継保険会社（機構設立の子会社）に承継する」か、「機構自らが引き受ける」か、いずれかにより継続する。

■「承継保険会社」による保険契約の承継



■「保護機構」自らによる保険契約の引受け



出所：生命保険契約者保護機構より

3 補償対象契約の補償割合

(1) 生命保険契約者保護機構

補償対象契約は、国内における元受保険契約で、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定部分以外について、破綻時点の責任準備金等の90%（高予定利率契約^{*1}等を除く）まで補償される。なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の額の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、保険料等の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性がある。結果として保険金額が減額されることがある。

※1 高予定利率契約とは、破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^{*2}を超えていた

契約^{※3}をいう。

- ※2 2021年現在の**基準利率は3%**であるが、全生命保険会社の過去5年間の年平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっている。この基準利率は、全生命保険会社の年平均運用利回りの状況により見直される。
- ※3 1つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断する。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになる。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになる。

なお、該当契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなる。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となる。

高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$

また、保険契約を有効に継続させていくためには、一定の保険契約者数を維持する必要があることから、一定期間、早期解約控除制度が設けられる可能性もある。

生命保険会社が破綻し、責任準備金等の削減や予定利率の引下げ等が行われた場合、一般に、破綻保険会社の財務状況や保険種類等により異なるが、保険金額は減少することとなる。保険金額の減少幅は、保障性の高い保険（定期保険等）では、保険金額の減少幅は小さく、貯蓄性の高い保険（養老保険、個人年金保険、終身保険等）では、減少幅が大きくなる。また、予定利率が高い時期に加入した契約ほど、保険金額の減少幅が大きくなる。加入時期が同じ契約でも、満期までの期間が長いほど減少幅が大きくなる。

(2) 損害保険契約者保護機構

補償割合が80%の契約については、早期解約控除は適用されない。

次の表で「火災保険・賠償責任保険」以外の保険は、保険契約者を問わず補償の対象となる。火災保険・賠償責任保険は、契約者が個人・**小規模法人**（常時勤務する従業員20人以下の日本法人）・マンション管理組合（住居用途としての管理団体）の場合に補償対象となる。

保険の種類	保険金支払い	満期返戻金・解約返戻金など
自賠責保険 家計地震保険	100%	
自動車保険 火災保険 賠償責任保険 1年以内の傷害保険 海外旅行傷害保険 など	破綻後3カ月間：100% 破綻後3カ月経過後：80%	80%
年金払積立傷害保険	90%	90% [※]
疾病・傷害・介護 に関する保険		90% [※] (積立型保険の積立部分は80%)

※ 高予定利率契約に該当する場合は90%から追加で引き下げられる。

POINT!

国内で営業を行う保険会社はすべて保護機構に加入が義務づけられている（共済や少額短期保険業者は除く）。

生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構の補償内容が重要である！

4 保険法

商法から独立した「保険法」が、2010年4月から施行された。その主な内容は以下のとおりである。

共済契約	商法で除外されていた 共済契約 にも適用範囲を拡大
傷害疾病保険	傷害疾病定額保険（いわゆる第三分野の保険）に関する規定を新設
片面的強行規定	多くの規定に、片面的強行規定の導入 保険法の規定よりも保険契約者等に不利な内容の約款の定めは無効とする
告知制度	告知制度に関する規定の見直し ・自発的申告義務から質問応答義務へ変更 ・保険募集人による告知の妨害や不告知の教唆があった場合、保険会社は解除できない
保険金等の支払時期*	保険金の支払時期の規定を新設し適正な保険金の支払いに必要な調査のための合理的な期間が経過したときから、保険会社は遅滞の責任を負う
被保険者の同意	保険契約者と被保険者が異なる死亡保険契約は、被保険者の同意がない場合、無効となる
保険金受取人の変更	保険金受取人の変更規定の整備（被保険者の同意必要） ・保険契約者は保険事故発生まで保険金受取人を変更することができる ・保険金受取人の変更の意思表示の相手方は保険会社である ・遺言による保険金受取人の変更も可能であり、契約者が死亡した場合、その相続人が保険会社に通知する必要がある
保険料積立金の払戻し	責任開始前の解約や保険金支払の免責事由に該当し保険契約が終了する場合などに該当するとき保険料積立金の払戻しを必要とする
被保険者による解除請求	被保険者が契約者に対して契約の解除（解約）を請求可能とする制度の新設
介入権制度	差押権者や破産管財人等、保険契約を解除することができる者が保険契約を解除しようとした際、一定の保険金受取人（介入権者）により契約の存続を図ることができる制度を導入
先取特権	被害者の「先取特権」の規定などの導入 加害者が破産した場合であっても被害者が保険金から優先的に被害の回復が可能となる
重大事由による解除	重大事由による保険会社の解除権を新設（モラルリスクの防止）
保険料の返還	保険契約の無効・取消しの場合に、保険会社が保険料を返還しなくてよい場合を明記
保険料の返還の制限	保険契約の無効・取消しの場合に、保険会社が保険料を返還しなくてよい場合を明記
保険機能の拡充	・超過保険：超過部分を「無効」から「取消し可能（善意でかつ重過失がない場合）」へ変更 ・重複保険：独立責任額全額支払方式とする
消滅時効	受取人の保険金請求権は3年で時効によって消滅する 保険会社の保険料請求権は1年で時効によって消滅する

※ 保険金等の支払時期は、各保険会社の約款において支払期限（各保険会社により異なる）を定めている。保険会社は提出された請求書類、約款の内容に基づいて保険金・給付金の支払事由に該当するかを判断する。約款の支払事由に該当しない場合や免責事由に該当する場合、告知義務違反があった場合など保険金を支払わない場合がある。

（参考）一般的な生命保険会社の支払期限

書類が到着した日の翌日から**5日**以内（土日祝日・年末年始を除く。ただし、確認が必要なケース（支払対象となるかの可否、告知義務違反や詐欺・不法取得の可能性がある場合など）による支払いは60日以内、特別な調査や照会が必要なケース（医療機関等の指定する書面による照会、弁護士法等による照会、警察等の捜査機関や裁判所に対する照会、日本国外への調査など）による支払いは90日～180日以内と規定されている。

（注） 保険法施行日以降に締結した保険料の払込が年払いや半年払いの保険契約において、期間の途中における解約等の保険契約の消滅などにおいて保険料の未経過分に相当する返還金があるときは、保険契約者に返還する事項が約款に定めのあるときは未経過分の保険料が返還される。なお、保険商品の中には、保険期間の途中で解約等で保険契約が消滅しても、返還金を設けていないものもある。

「保険法」において、保険料不可分の原則は規定しておらず、同原則の採否は個々の保険契約に委ねるものとされている。したがって、未経過保険料の返還は約款の定めによる。

施行以前の既契約についても保険法が適用されるものは以下のとおりである。

- ① 保険金の支払時期
- ② 介入権制度
- ③ 先取特権
- ④ 重大事由による解除

POINT!

保険法の主な規定は、詳細まで学習しよう！

5 少額短期保険業

少額短期保険業とは、保険業のうち、一定の事業規模の範囲内で、保険金額が少額、保険期間が短期の保険の引受けのみを行う事業のこと。

■保険会社との相違点

- ① 保険会社は免許制（金融庁長官・内閣総理大臣）であるが、少額短期保険業者は登録制（財務局へ申請し内閣総理大臣の登録）である。
- ② 最低資本金は原則として1,000万円
- ③ 1 保険契約者について引受けそれぞれの保険の区分に応じた保険金額の合計額（「総保険金額」という）について、それぞれの区分に定める上限金額の100倍の金額（「上限総保険金額」という）を超える保険の引受けは行えない。
- ④ 会社等の代表者を保険契約者とし、その構成員等を被保険者とする保険契約のうち、保険期間の途中で被保険者を増加させることができることとされているものについては、総保険金額は上限総保険金額の10%に限り、これを超過することができる。
- ⑤ 年間収受保険料は50億円以下
- ⑥ 保険契約者保護機構には未加入

■引受け可能な保険期間・保険金額の上限（原則）

	保 険 種 類	上 限（原則）
保険期間	生命保険・医療保険	1年
	損害保険	2年
保険金額	疾病による死亡・重度障害	300万円
	傷害による死亡・重度障害	600万円
	疾病・傷害による入院給付金等	80万円（日額×通算限度日数）
	損害保険	1,000万円

（注）1人の被保険者を対象とする保険金額の総額は、原則として1,000万円以下（個人賠償保険は別枠）。

POINT!

少額短期保険業者となる基準および取扱い可能な保険種類と上限額を覚えよう！

6 各種共済制度

1 JA共済

JA共済は農業協同組合法に基づき、農林水産省の管轄によって行われている共済事業で、生命保障分野のほか、自動車共済や火災共済、満期返戻金のある建物更生共済などの損害補償分野の共済も取り扱っている。加入者は、原則として、正組合員・准組合員になる必要がある。1事業年度における組合員の利用量の5分の1を超えない範囲で組合員外の利用が可能である。

「医療共済」は病気や不慮の事故による入院や手術等を保障し、入院共済金の1入院支払限度日数の型は、60日型、120日型、200日型の3種類から選択することができる。

JA共済の割戻金は、生命総合共済、建物更生共済などの長期間にわたって保障提供を行う商品が対象となるため、自動車共済など期間の短い共済については、割戻金を受けることができる対象商品ではない。

2 こくみん共済coop

全国労働者共済生活協同組合連合会いわゆる「こくみん共済coop」は、消費生活協同組合法に基づき、厚生労働省の認可を受けて設立された共済事業を行う協同組合である。

こくみん共済coopの共済商品に加入するには職場を経由するか、あるいは地域において出資金を支払って組合員になる必要がある。こくみん共済coopの保障には「遺族保障」「医療保障」「障がい・介護保障」「老後保障」「住まいの保障」「くるまの補償」等の分野と共済商品がある。

「こくみん共済」は、終身タイプ等一部の共済を除き共済期間は1年（自動更新）、年齢・性別に関係なく毎月の掛金は一律である。

くるまの補償である「マイカー共済」（自動車総合共済、四輪車用）の基本となる補償には、対人賠償、対物賠償、人身傷害補償、車両損害補償がある。

3 都道府県民共済

都道府県民共済は、全国生活協同組合連合会（全国生協連）が、消費生活協同組合法に基づき、厚生労働省の認可を受けて実施（すべての都道府県では実施されていない）している。都道府県民共済の保障には、生命・医療保障を一定期間保障する共済と損害を補償する火災共済があるが、自動車に関する共済はない。

4 CO・OP共済

コープ（CO・OP）とは生活協同組合（生協）の略称で、消費生活協同組合法に基づき、厚生労働省の認可を受け実施している。CO・OP共済の保障は、生命・医療保障分野（積立型や終身タイプがあり）や損害補償の火災共済があるが、自動車に関する共済はない。

5 各種共済と契約者保護

制度共済	根拠法	保険法の適用	保護機構の補償	保険業法
JA共済	農業協同組合法	適用	補償対象外	対象外
こくみん共済coop	消費生活協同組合法			
都道府県民共済				
CO・OP共済				

POINT!

各種共済の概略を学習しよう！

チェックテスト

- (1) 保険募集にあたって、配当金など将来における金額が不確実な事項について、パンフレットなどで断定的な記述を行うことは禁止されている。
- (2) 生命保険の加入に際し被保険者が健康診断で指摘を受けたことについて告知をしなくてもよいと生命保険募集人が被保険者に勧めたとしても、告知をするかどうかは被保険者に委ねられているため、募集人は法令違反に問われない。
- (3) 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容の説明行為は、保険募集人の登録を必要とする。
- (4) コールセンターのオペレーターが行う、事務手続きについての説明行為は保険募集人の登録を必要とする。
- (5) 保険仲立人（ブローカー）は、原則として保険契約の締結の媒介および代理を行うことができる。
- (6) 生命保険会社の営業職員である生命保険募集人は、原則として一社専属制とされる。
- (7) 保険契約の申込者等は、保険契約の申込みの撤回等に関する事項が記載された書面を交付された日または申込日のいずれか早い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により当該保険契約の申込みの撤回をすることができる。
- (8) 救済保険会社が現れない場合、生命保険契約者保護機構の子会社として設立される承継保険会社に保険契約等を承継してこれを継続させて保険契約者の保護を図ることになるが、生命保険契約者保護機構自らが保険契約等の引受けを行うことは規定されていない。
- (9) 少額短期保険業者は、傷害による死亡・重度障害の保険金額を10,000千円、保険期間を1年とする傷害保険を引き受けることができる。
- (10) 保険法では、すべての契約を対象に、保険法の規定よりも保険契約者に不利な内容の約款は無効とする片面的強行規定が設けられている。

解答

- (1) ○ (2) × (3) ○ (4) × (5) ×
(6) ○ (7) × (8) × (9) × (10) ×

第7章

生命保険・第三分野の保険の仕組みと保険商品

過去の出題状況	2019.1	2019.5	2019.9	2020.1	2020.9	2021.1
生命保険のルール		☆				
生命保険商品	☆	☆		☆	☆	

1. 生命保険の仕組みと特徴

生命保険の分類と保険料・配当金の仕組みを理解する。

2. 保険契約のルール（約款の留意点など）

保険の手続き上の決まりごとから既契約に関する規定が重要である。

3. 生命保険商品

基本的な商品の内容、特に総合福祉団体定期保険と財形保険が重要である。

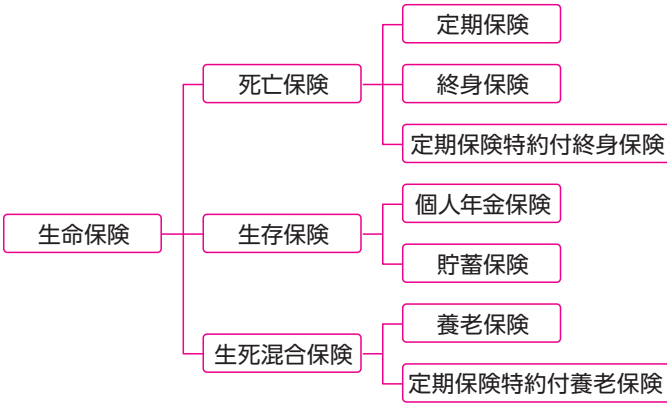
4. 第三分野の保険

第三分野の保険に関する概略とその商品の特徴を学習する。

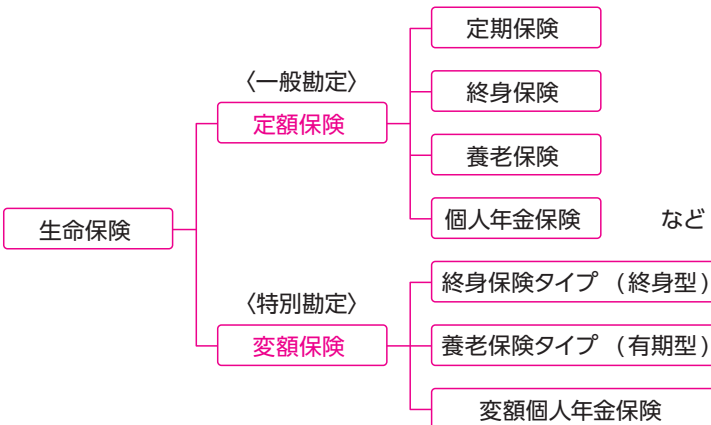
1 生命保険の仕組みと特徴

1 生命保険の分類

生命保険は、保険金の支払われ方によって死亡保険、生存保険、生死混合保険の3つに分類される。



また、**一般勘定**として運用実績を保証する定額保険と**特別勘定**として運用実績を保証しない変額保険の2つに分類することもある。



2 生命保険料の仕組み

保険料は、大数の法則と収支相等の原則の2つを基礎として、3つの予定基礎率から計算される。

(1) 大数の法則

少数では不確定なことも、大数で見ると一定の法則があること。この法則は、人の生死にもあてはまり、保険料は被保険者の年齢・性別により計算される。

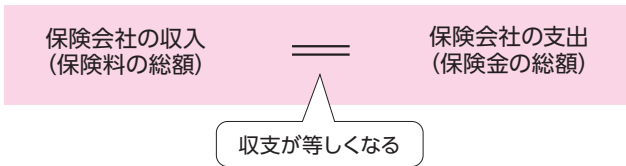
- ・死亡率：ある年齢の人が1年間に死亡する割合のこと。死亡率は性別、年齢により異なるため、生命保険会社では性別、年齢に応じて個人が負担する金額を決めている。
- ・生命表：ある集団（性別・年齢別）について、死亡率を観察し、人の生死の法則を表にしたもの。

(注) 生命保険は、責任準備金の積立の際に日本アクチュアリー協会が作成した標準生命表を使用している（保険料算出の際に使用する義務はない）。

また、保険加入の際には職業や健康状態の告知により危険選択を行い、大数の法則のバラツキを減らしている。

(2) 収支相等の原則

契約者全体が払い込む保険料総額および予定運用収益の合計額と、保険会社が受取人全体に支払う保険金総額が相等しくなること。

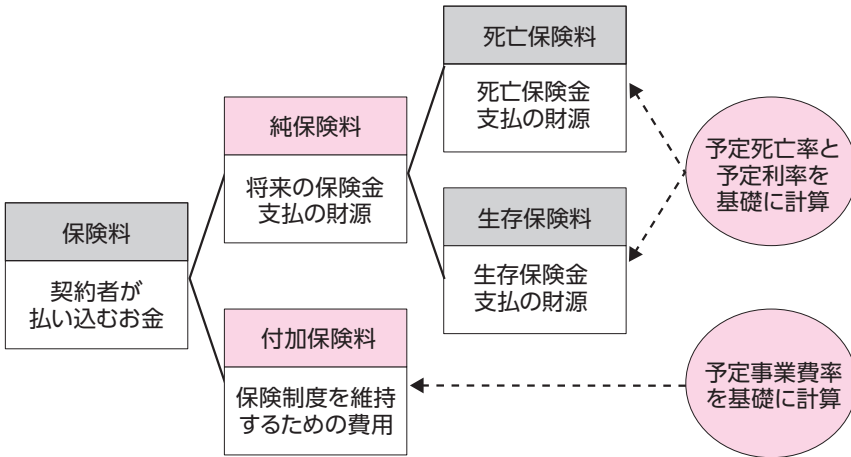


3 保険料計算の基礎率

保険料は、3つの予定基礎率（予定死亡率、予定利率、予定事業費率）に基づいて計算されている。

予定死亡率	死亡率をもとに将来の保険金の支払いに必要な保険料を計算する。 (注) 死亡保険の場合、 予定死亡率が低い ほど保険料は安くなる。
予定利率	保険料は、運用によって得られる収益を予定して、あらかじめ一定の利率で割り引かれている。その割引に使用する利率を 予定利率 という。 (注) 予定利率が 高い ほど、保険料は安くなる。
予定事業費率	保険会社は、保険事業運営上必要とする経費を予定して、保険料の中に組み込んでいる。 (注) 予定事業費率が低い ほど、保険料は安くなる。

■保険料の構成

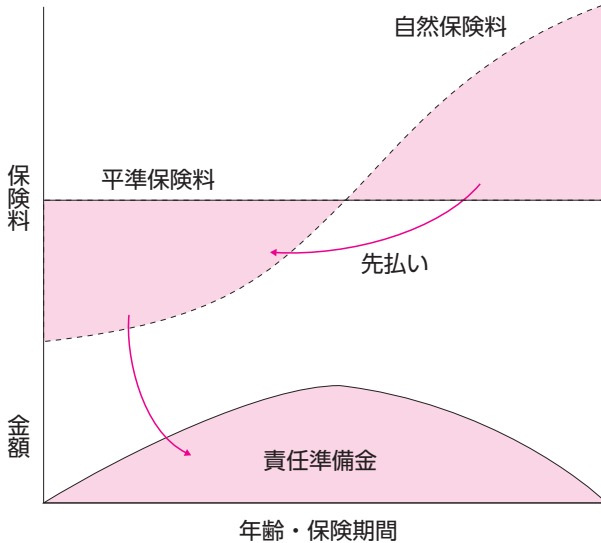


4 責任準備金

生命保険において、定期保険のような死亡保険の保険料が自然保険料である場合には、毎年の純保険料と保険金支払いの総額は等しくなるよう算定されているため、過不足は生じない。しかし、通常の保険料は平準化して支払っているため保険期間の当初では保険料収入が過剰となり、逆に後半はリスクの上昇に伴い死亡保険金支払いが増加することになる。そこで、後半の保険金支払いに備え保険期間前半の収入保険料の一部を積み立てておき、後半ではそれを取り崩して保険の収支を等しくしている。この積立金を責任準備金^{*}という。養老保険のような貯蓄型保険では、満期保険金の積立も必要となるため、責任準備金の額は大きくなる。責任準備金は、将来の保険金支払いの原資であると同時に、解約時に受け取る解約返戻金のもとでもある。

個人向け生命保険商品の多くは金融庁が標準レベルを設定する標準責任準備金制度により積立されている。標準責任準備金制度では、平準純保険料式で積み立てることとされている。標準責任準備金制度の対象とならない保険契約についても、原則として、平準純保険料式により積み立てることとされている。なお、責任準備金の積立方式には、平準純保険料式とチルメル式があり、平準純保険料式とチルメル式を比べた場合、予定死亡率等の計算基礎率が同一であれば、チルメル期間中は、平準純保険料式のほうがチルメル式よりも責任準備金は多くなり、最終的には同額となる。平準純保険料式は、より健全性を追求したものと見える。新設会社で保有契約に比べて新契約の割合が高く、平準純保険料式による積立が困難な場合では、チルメル式など他の合理的な方式による積立が認められる。

- ① 自然保険料：各年齢別死亡率に基づいて、1年ごとに収支のバランスが取れるように計算された保険料であり、年齢（死亡率）とともに上昇する。
- ② 平準保険料：一定の保険期間、毎回同一の保険料払込契約の終期までの保険期間全体で収支のバランスが取れるように計算された保険料であり、当初の保険料は自然保険料より高く、将来の保険金支払いに備え責任準備金として積み立てておかなければならない。



※ 責任準備金を積み立てるうえで「標準利率」の使用が義務付けられている。

標準利率は、10年国債の過去3年または10年間の平均利回りなどを基に金融庁が算出し、生命保険会社はこれを目安に予定利率（運用利回り）を定めている。

5 配当金の仕組み

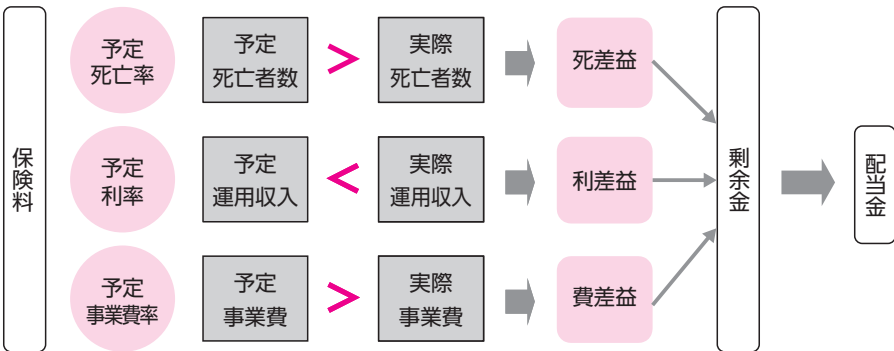
(1) 剰余金と配当金

予定死亡率、予定利率、予定事業費率の3つの予定基礎率は、安全を見込んでいるため、毎年度末の決算では通常「あまり（剰余金）」が生じる。剰余金が生じる原因には、死差益、利差益、費差益の3つがある。生命保険会社は、これらの剰余金を財源として契約者に配当金を支払う。

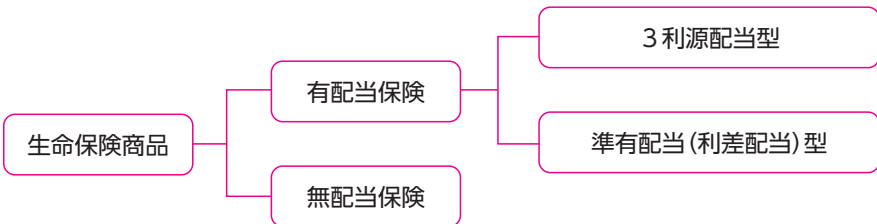
死差益	予定死亡率によって見込まれた死亡者数よりも、実際の死亡者数が 少なかった 場合に生ずる利益のこと
利差益	予定利率によって見込まれた運用収入よりも、実際の運用収入が 多かった 場合に生ずる利益のこと
費差益	予定事業費率によって見込まれた事業費よりも、実際の事業費が 少なかった 場合に生ずる利益のこと

つまり、保険料（死亡保険）は、予定死亡率が低いほど、予定利率が高いほど、予定事業費率が低いほど、安くなる。

■有配当保険の仕組み



(2) 有配当保険と無配当保険



有配当保険	剰余金を配当金として契約者に還元する保険 (注) 配当金は、通常、契約後3年目から支払われる
準有配当保険	有配当保険の一種。利差益のみを配当金として還元する保険 (利差配当付保険) (注) 例えば5年ごと配当型の場合、通常契約後6年目から5年ごとに配当金が支払われる
無配当保険	保険料を安くする代わりに剰余金を契約者に還元しない保険

保険会社、保険種類、保険金額などの加入条件が同一の場合、有配当保険の保険料は最も高く、ついで準有配当保険となり、無配当保険が最も安い。

(3) 配当金の受取り方法

配当金の受取り方法には、次の4つがある。

保険種類によっては受取り方法が積立にすることなどが決まっていて、選択できないケースもある。

方式	内 容
積 立	配当金を積み立てておく方法で所定の利息が付き、契約者からの請求による引出しが可能
買 増	配当金を一時払の保険料として保険を買い増す方法で、途中引出しはできない。
現金支払	配当金をそのつど現金で受け取る方法
相 殺	配当金と保険料を相殺する方法で、配当金の分だけ保険料負担が軽減される。

POINT!

生命保険の保険料や配当金の仕組みについて確認しよう。

2 保険契約のルール（約款の留意点など）

1 生命保険の基本用語

■契約の関係者

契約者	保険会社と保険契約を締結し、契約上の一切の権利（契約内容変更請求権等）と義務（保険料の支払い義務）を持つ人
被保険者	その人の生死・災害・病気などが保険の対象となっている人
受取人	保険金・給付金・年金などを受け取る人

■保険料・保険金など

保険料	契約者が生命保険会社に払い込むお金
保険金	被保険者が死亡・高度障害状態のとき、または満期まで生存したときに生命保険会社から受取人に支払われるお金
給付金	被保険者が入院したり、手術をしたときなどに生命保険会社から受取人に支払われるお金
解約返戻金	生命保険契約を解約したときに契約者に払い戻されるお金

■契約に関する用語

保険事故	死亡・災害・高度障害・病気など保険金や給付金の支払いが約束された出来事
保険期間	保障が続く期間。この期間内に保険事故が発生した場合のみ、保険会社から給付が受けられる
保険料払込期間	実際に保険料を払い込む期間。保険期間とは必ずしも一致しない ①全期払込：保険期間の全期間にわたって保険料を払い込む方法 ②有期払込：保険期間より短い期間に保険料を払い込む方法

2 約款とご契約のしおり

「約款」とは、保険会社があらかじめ定めた保険契約に関するルールを記載したもので、保険会社と契約者との権利義務を規定している。約款の重要な部分を抜粋し、平易に解説したものが「ご契約のしおり」である。

3 告知

保険契約の締結の際に契約者または被保険者は、保険会社の危険選択のために保険会社が求める告知事項（職業や現在や過去の健康状態）について、告知をしなければならない（質問応答義務）。これを「告知義務」という。職業や健康告知により標準体と比較し、危険度が高い場合には、特別の条件を付すことにより契約者相互間の保険料の公平性を保っている。

(1) 告知義務者

契約者または被保険者

(2) 告知の方法

- ・ 医師の診査：保険会社の指定する医師による告知書の質問事項について、問診に告知義務者がありのままを答え告知書に署名する。
 - ・ 告知書：所定の告知書の質問に告知義務者が直接記入を行う。
- (注) 募集人に口頭で告知しても告知したことにはならない。

(3) 告知する内容

被保険者（または契約者）の現在の職業、最近の健康状態、過去（一般に5年以内）の健康状態や病歴、身体の障害など。

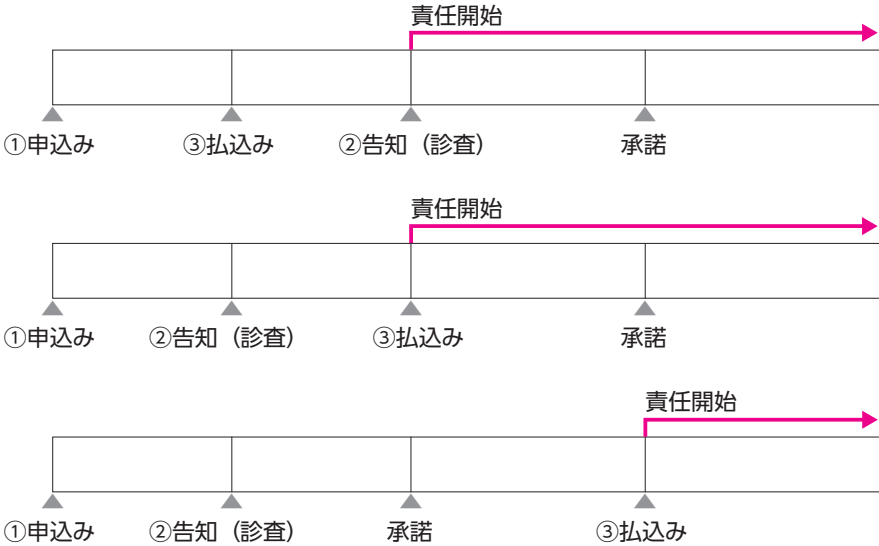
(4) 告知義務違反と解除

重要事実の不告知、事実と違う告知（告知義務違反）を保険会社が知った場合、保険会社はその契約を解除できる。解約返戻金があれば払い戻す。解除前の保険事故に保険金は支払わないが、告知義務違反内容と全く因果関係がないときは支払う。また、契約が契約日から2年（保険法では5年）を超えて有効に継続した場合、会社が解除の原因を知ってから**1カ月**以内に解除を行わなかった場合は解除権は消滅する。

4 責任開始期（日）

責任開始期（日）は、①申込み、②告知（診査）、③第1回保険料の払込みの3つがすべて完了したとき保険契約上の責任が開始される。保険会社の承諾のときからではない。

■責任開始期のパターン



5 保険料の払込み

一時払い	保険期間の全体を1つの単位として一時に払い込む		
分割払い	月払い 半年払い 年払い	前納 (一括払い)	前納は会社の定める利率で割り引かれ保険会社が預かる。保険期間が経過するごとに保険料として充当する。契約時に全保険期間の保険料をまとめて支払う方法を全期前納という

分割払いでは、保険期間の全期間にわたり保険料を払い込む全期払いと、保険期間より短く払う短期（有期）払いがある。

一時払いと全期前納の違いは下表のとおり。

	一時払い	全期前納（一括払い）
仕組み	保険期間の全保険料を一時に払い込む	全保険期間の保険料を前納する
保険事故発生の場合	保険金が支払われる	保険金に加えて未経過部分の保険料を返還
保険料の高低	どの払込方法よりも安い	一時払より高い
生命保険料控除	払込年の1回限り	前納期間中の毎年

6 保険料払込免除

一般的な死亡保障のある保険契約等では、被保険者が不慮の事故で一定期間内（一般に180日以内）に約款に定められた所定の身体障害状態となった場合、以降の保険料の払込みが免除される。

7 保険料猶予期間・失効と復活・復旧

(1) 猶予期間

保険料の払込期月^{*}に遅れても、保険会社は一定期間（猶予期間）保険料の払込みを待って契約を有効に継続させる。

猶予期間	月払い	払込期月の翌月初日から末日まで
	半年払い・年払い	払込期月の翌月初日から翌々月の契約応当日まで

※ 払込期月とは保険料を払う必要のある月のことで、契約応当日の属する月の初日から末日までの期間のこと。

（例）払込期月が7月（契約応当日7月11日）の場合の猶予期間

- ・月払いの場合……………8月1日～8月31日
- ・半年払い、年払いの場合…8月1日～9月11日

(2) 失効と復活・復旧

- ・**失効**（上記（例）において自動振替貸付が行われない場合）：月払いの場合8月31日までの猶予期間中に保険料の払込みがないとき9月1日に保険は失効する。半年払い・年払いの場合、9月11日までに保険料の払込みがないとき9月12日に保険は失効する。
- ・**復活**：保険会社が定める一定の範囲により失効した保険を元の有効な状態に戻すことを復活という。復活時には告知または診査が必要となり、復活までの未払保険料全額を払い込む必要がある。復活した日が責任開始日として取り扱われ、復活後の保険料は、**失効する前の保険料**により保険契約が継続される。健康状態によっては復活できない場合もある。
- ・**復旧**：保険会社が定める一定の範囲により、減額や払済保険、延長保険へ変更した後、元の契約状態に戻すことを復旧という。告知または診査が必要となり、不足となる責任準備金や保険料を払い込む必要がある。健康状態によっては復旧できない場合もある。

8 自動振替貸付・契約者貸付

(1) 自動振替貸付

解約返戻金のある保険（保険種類によっては不可）では、猶予期間が過ぎた契約に対し、解約返戻金の範囲内で保険料を自動的に生命保険会社が立て替えて、契約を有効に継続させる制度である。立て替えた保険料は契約者が借りたことになり所定の利

息が付く。

一定期間内に解約や払済・延長保険へ変更の手続きを行った場合、自動振替貸付がなかったものとして取り扱われる。

(2) 契約者貸付

有効契約期間の途中で、保険会社が定める解約返戻金の一定の範囲内で契約者が希望する金額を貸し付ける制度である。貸付金には所定の利息が付く。

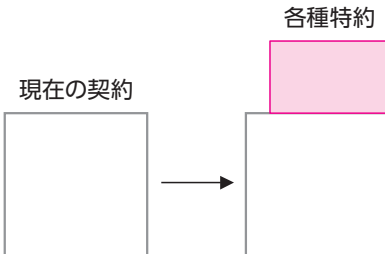
9 生命保険の見直し

ライフサイクルの変化に応じ、保険の必要性も変化することが多い。よって、保険加入後も定期的に見直すことが大切である。見直すに当たり加入中の保険の取り扱い方法の選択は非常に重要といえる。解約は最後の手段である。

(1) 中途付加

現在の契約に定期保険特約や医療保障の特約などの各種特約を中途付加する方法である。中途付加する特約の保険料は、中途付加時の年齢、保険料率により計算され、現在の契約の保険料に加えて払い込む。告知または診査が必要である。

追加責任準備金の払込みが必要な場合もある。

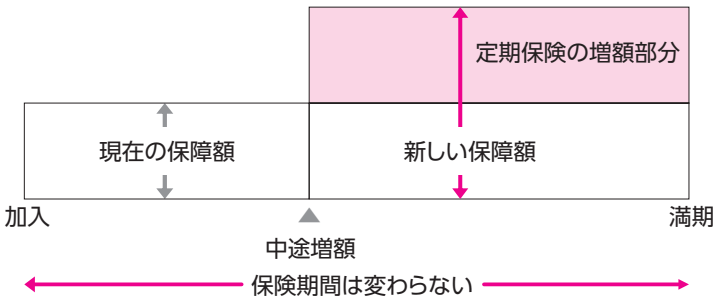


(2) 中途増額

中途増額制度とは、現在加入している生命保険の保障額を増額する制度である。増額部分の満期日は、現在加入している保険と同一で、増額部分の保険料は中途増額時の年齢で計算される。告知または診査が必要である。

追加責任準備金の払込みが必要な場合もある。

■定期保険の中途増額制度のイメージ図

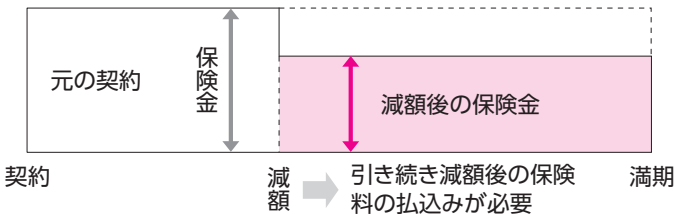


(3) 減額

保険金額を減らし、払い込む保険料を少なくする方法である。

減額部分は、解約されたものとして取り扱われ、減額部分に相当する解約返戻金が支払われる。ただし、個人年金保険料税制適格特約が付帯されている個人年金の減額については、受け取ることにはできず、年金開始まで据え置かれる。

付加している特約についても併せて減額されたり、場合によっては特約が消滅したりすることがある。



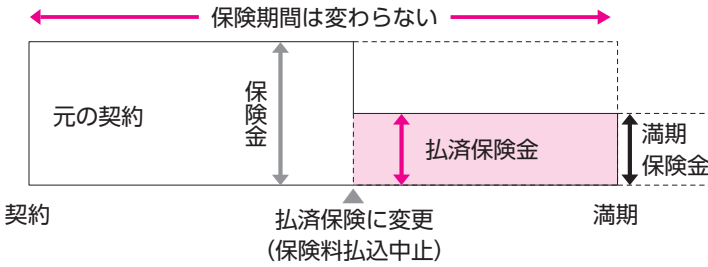
(4) 払済保険

払済保険は、保険料払込期間の途中で保険料の払込みを中止し、その時の解約返戻金をもとに、残りの期間を保険期間とする一時払養老保険または変更前と同種類の一時払いの保険に変更する方法である。

ただし、払済保険の保険金額が、その会社の定める限度を下回る場合は利用できない。

- ・各種特約の保障はなくなる。ただし、一般にリビング・ニーズ特約はなくなるらない。
- ・個人年金保険料税制適格特約を付帯した個人年金を払済にする場合、**契約後10年を経過**していなければ取り扱いができない。
- ・元の契約への復旧については、取り扱う保険会社もあるが、一般に告知または診査が必要である。

■養老保険の場合

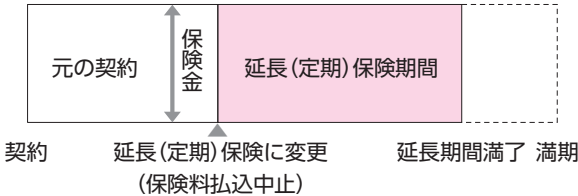


(5) 延長（定期）保険

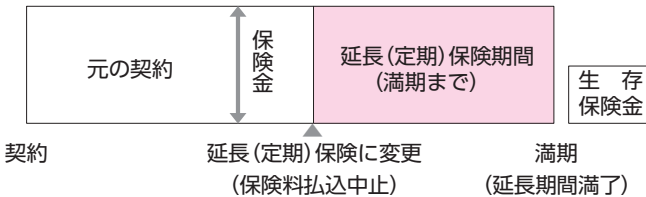
延長（定期）保険は、保険料払込期間の途中で保険料の払込みを中止し、その時の解約返戻金をもとに、元の契約の保険金額を変更せずに保険期間を短縮して、一時払いの定期保険に変更する制度である。

- ・解約返戻金で計算した保険期間が、元の契約の満期を超える場合は満期までとし、満期のときには生存保険金が支払われる。
- ・各種特約の保障はなくなる。
- ・元の契約への復旧については、払済保険と同様に取り扱う保険会社もある。

■延長（定期）保険期間が元の契約の保険期間より短くなる場合



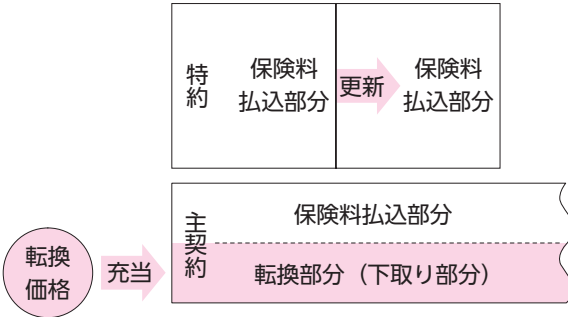
■延長（定期）保険期間が元の契約の満期まで続く場合



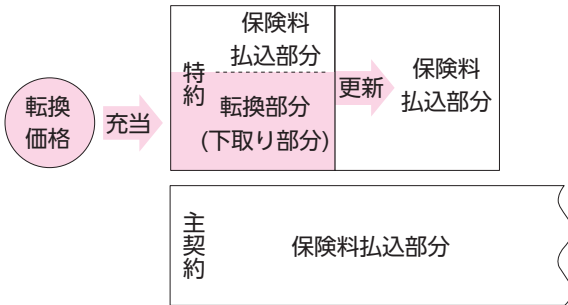
(6) 契約転換制度

現在加入中の保険を解約することなく、その責任準備金や配当金を転換価格として新たな保険契約（同一の保険会社に限る）の一部に充当する方法である。告知（診査）が必要であり、転換後新契約はそのときの保険種類・年齢による保険料率で保険料が計算され、転換価格があてられた部分の保険料負担が軽減される。また、一般に転換前契約の特別配当金の権利を引き継ぐことができる。

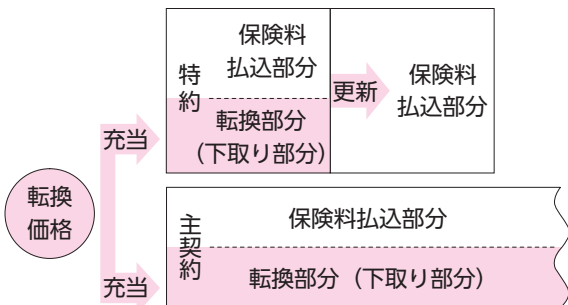
- ・ **基本転換**：転換価格を終身保険（主契約）に充当する。転換価格は残るが保険料通減効果は小さい。



- ・ **定期保険特約転換**：転換価格を定期保険特約に充当する。転換価格は定期保険特約の期間満了時になくなる。保険料通減効果は大きい。



- ・ **比例転換**：転換価格を終身保険（主契約）部分と定期保険特約部分に一定割合で充当する。基本転換と定期保険特約転換の一定割合の組み合わせである。



■ 転換時における生命保険会社の情報提供

転換の利用を勧める際には、転換以外の方法や転換した場合の新旧契約の内容比較などについて記載した重要事項説明書面を交付する義務がある。

- ・ 転換前、転換後の保険契約に関し、次の重要事項を対比し記載したもの
「基本となる保険金の名称と金額」「個別の特約名と特約保険金額・給付金額」「保険期間および保険料払込期間」「保険料および払込方法」「配当方式」
- ・ 転換時の予定利率が元の契約の予定利率よりも下がる場合は、保険種類によっては保険料が引上げとなる場合もあること
- ・ 転換以外に、現在の契約を継続したまま保障の内容を見直す方法がある事実、およびその方法（追加加入、特約の中途付加など）

(7) 解約

保険契約者からの申し出により、いつでも契約を将来に向かって解消することが可能である。特約も同時に解約することになる。

特約のみを解約することも可能であるが、一定の制約を受ける場合がある。

解約した契約を元に戻すことはできず、解約返戻金があれば払い戻される。

10 保険金・給付金の請求

(1) 高度障害保険金

一般に、被保険者が責任開始期（復活日）以降に発病し、または、発生した疾病または傷害によって次のいずれかの身体障害の状態に該当し、かつ回復の見込がないときに、保険金受取人の請求により、死亡保険金と同額の高度障害保険金が支払われる。

■ 高度障害保険金の支払事由

- ① 両目の視力を全く永久に失ったもの（矯正視力0.02以下で回復の見込がない）
- ② 言語またはそしゃく機能を全く永久に失ったもの
- ③ 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④ 両上肢とも手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑤ 両下肢とも足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(2) 指定代理請求制度

「リビング・ニーズ特約」や「特定疾病保障保険」「介護保険」など生前に保険金を受け取ることができる受取人は被保険者となる。しかし、意思表示ができない特別な

事情で被保険者が請求できないときは、あらかじめ指定した代理人が被保険者に代わって請求が行える制度（請求時に指定代理人の範囲に該当することを要する）を指定代理請求制度という。

■指定代理人の範囲（保険会社によって異なる）

- ① 請求時において、被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 請求時において、被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の戸籍上の三親等内の親族

11 更新

定期保険や医療保険（特約を含む）について、契約から契約期間が終了するまでの全期間（20年、30年など）を1つの保険期間として取り扱う全期型と、契約期間が終了する期間を一定年数（5年、10年、15年など）ごとに区切り、その期間が満了した時点で次の保険期間に契約を継続していく更新型がある。

更新型の特徴は以下のとおりである。

- ① 全期型と比べ保険期間が短い更新型は、当初の保険料が安くなる。
- ② 更新後の保険料は、更新時の保険年齢、保険料率により再計算されるため保険料が一般に高くなる。
- ③ 更新は、告知・医師の診査は必要なく健康状態に関係なく更新することができる。
- ④ 契約者からの申し出がない場合、自動更新される。更新しない、あるいは減額して更新を希望する場合は更新前に申し出る必要がある。

12 契約者・受取人の変更

保険契約者は、被保険者の同意を得て保険会社の規定による範囲で、契約者や死亡保険金受取人などを変更することができる。

なお、契約者や受取人が変更されたとしてもその時点で課税関係は発生しない。

保険法により、遺言による保険金受取人の変更が可能となり、遺言による変更の場合、契約者の相続人が保険会社にその旨を通知する必要がある。

POINT!

生命保険の約款に関する基本的なルールが大切である。

3 生命保険商品

1 定期保険

保険期間は一定で、その間に死亡した場合のみ死亡保険金が支払われる。

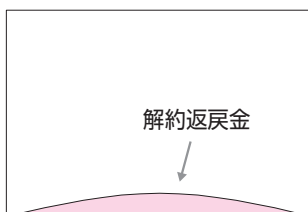
保険期間満了まで保険料は変わらない。保険期間満了時に満期保険金はないといった特徴がある。

(1) 平準定期保険

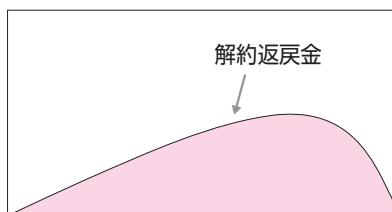
保険期間中保険金額、保険料が一定であり、保険期間が長期のものもある。

■平準定期保険のイメージ図

保険期間の短い定期保険



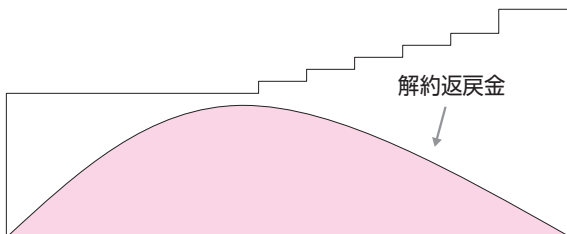
保険期間の長い定期保険



(2) 逦増定期保険

保険期間が経過するごとに保険金額が一定割合ずつ増加する定期保険である。途中の解約返戻金が多い時点があり、保険期間満了時には解約返戻金はゼロとなる。法人契約として利用されている。

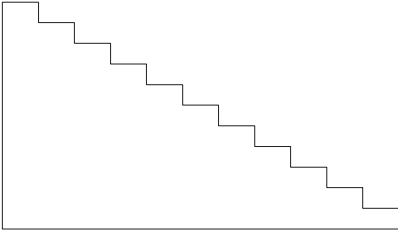
■逦増定期保険のイメージ図



(3) 逓減定期保険

保険期間が経過するごとに保険金額が一定割合ずつ逓減する定期保険である。

■ 逓減定期保険のイメージ図

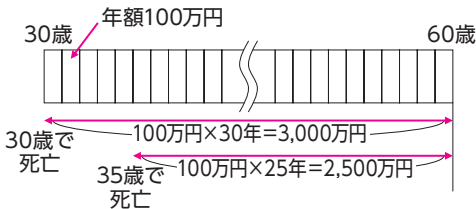


2 収入保障保険

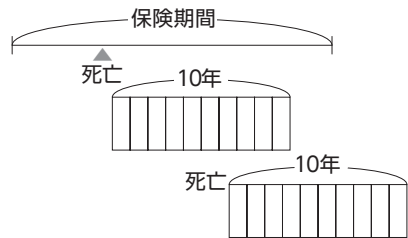
死亡したとき以降、契約時に定めた保険期間まで死亡保険金を年金形式で受け取ることができる保険。年金受取回数はいつ死亡するかで異なる（下図①）。年金受取回数に最低保証を設けている場合、死亡時期にかかわらず最低保証される。

保険期間中であれば死亡時期にかかわらず受取回数が10年や15年など決まっているものもある（下図②）。

①



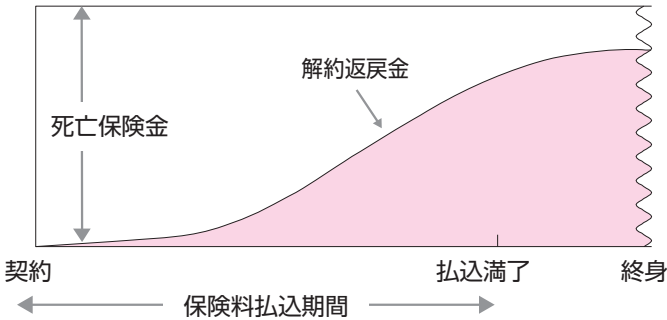
②



3 終身保険

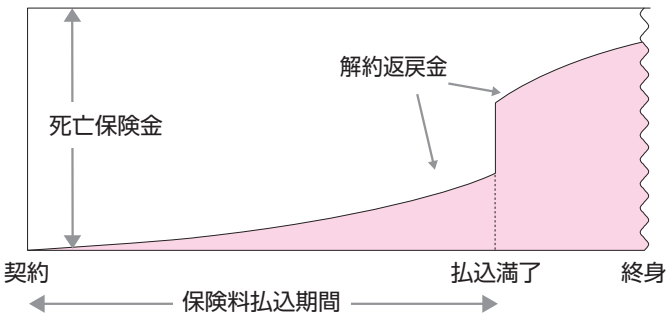
保険期間は一生涯（終身保障）であり、死亡した場合に死亡保険金が支払われる。貯蓄性が高く保険期間の経過とともに解約返戻金が増加する。保険料払込期間が一定年齢または一定期間で完了する有期払込タイプと一生涯払い続ける終身払込タイプがある。満期がないため満期保険金はない。

■有期払込のイメージ図（一例）



- ・低解約返戻金型終身保険：保険料払込期間中の解約返戻金を低く抑えて、保険料を割安にした終身保険である。

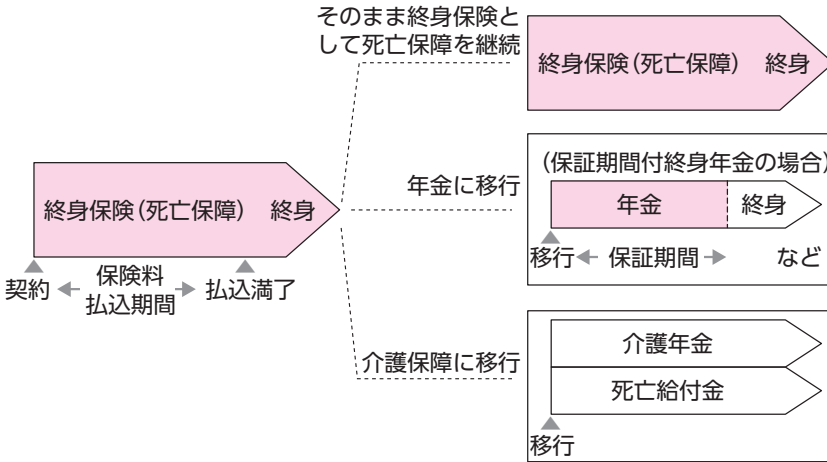
■低解約返戻金型終身保険のイメージ図



■終身保険の保険料払込満了後の取扱い

終身保険では、保険料の払込満了後など所定の時期に、保険会社の定める範囲内で保障内容を変更できる取り扱いがある。

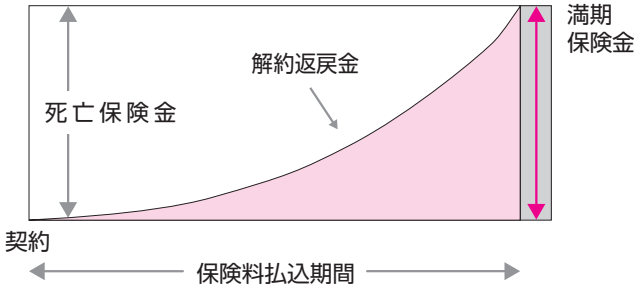
保険料払込満了後にその時の責任準備金をニーズにあわせて活用することができ、そのまま死亡保障を継続するほか、一生涯の死亡保障に代えて、老後の年金や介護保障などに保障内容を移行できる場合もある。



(注) 「死亡保障」と「年金」など複数の組み合わせができる場合もある。

4 養老保険

保険期間は一定で死亡したときは死亡保険金が、満期時に生存していたときは満期保険金が受け取れる。死亡保険金と満期保険金は同額である。



5 定期保険特約付終身保険

終身保険（主契約）と定期保険特約を一定の範囲内で組み合わせ、保障を大きくした保険である。

定期保険特約の倍率が高い高倍率型であれば、比較的割安な保険料で加入でき、働き盛りで家族のために大きな保障が必要な人に適している。

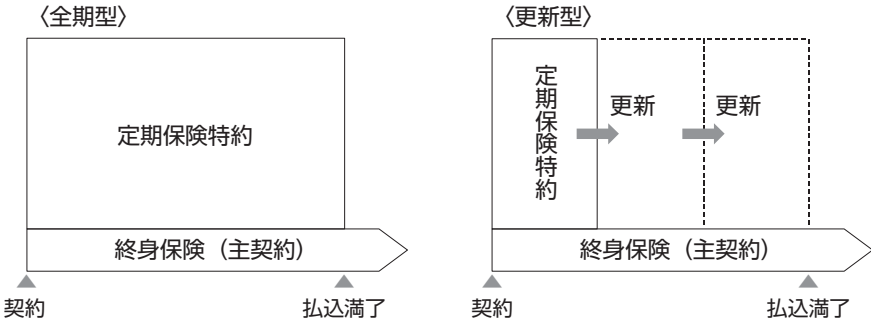
定期保険特約の保険期間の設定により「全期型」と「更新型」がある。

- ・更新型：定期保険特約を主契約の5倍、10倍、20倍等という形で付加し、比較的短期間で更新するもの。
- ・全期型：主契約の保険料払込が終了するまで更新なく、定期保険特約保険期間が定められているもの。

■特色

- ① 終身保険に定期保険（定期保険特約）を上乗せしたもの。
- ② 保障は一生続き、定期保険特約の付いている期間内に死亡したときには、終身保険部分と定期保険部分を合わせた死亡保険金が支払われる。
- ③ 保険料払込満了時点で大きな保障がなくなった後に、終身保険部分を継続したり解約返戻金と配当金を元に年金払いとして受け取ったり、介護保障に変更したりするといったことも可能なタイプもある。
- ④ 夫婦2人を同時に保障する夫婦連生タイプもある。

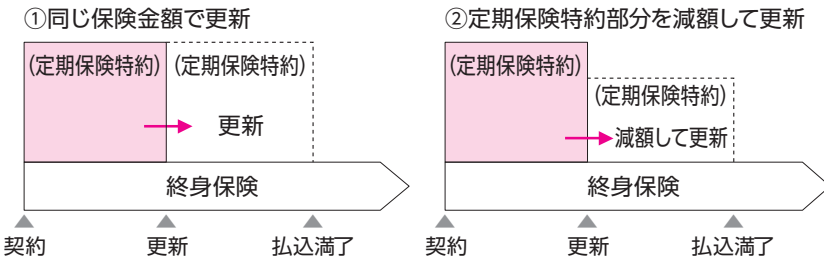
■全期型・更新型のイメージ図（一例）



「更新型」の場合、特約保険期間が満了するつど健康状態に関係なく定期保険特約を更新できるが、更新の際に、そのときの保障ニーズに応じて保障内容を見直すことができる。

- ① 定期保険特約部分を、契約時と同じ保険金額で更新する。
この場合、更新後の保険料は、更新時の年齢、保険料率により再計算されるので、通常の場合、更新前より保険料は高くなる。
- ② 定期保険特約部分を、保険会社の取扱範囲内で減額して更新する。

■定期保険特約付終身保険（更新型）の例



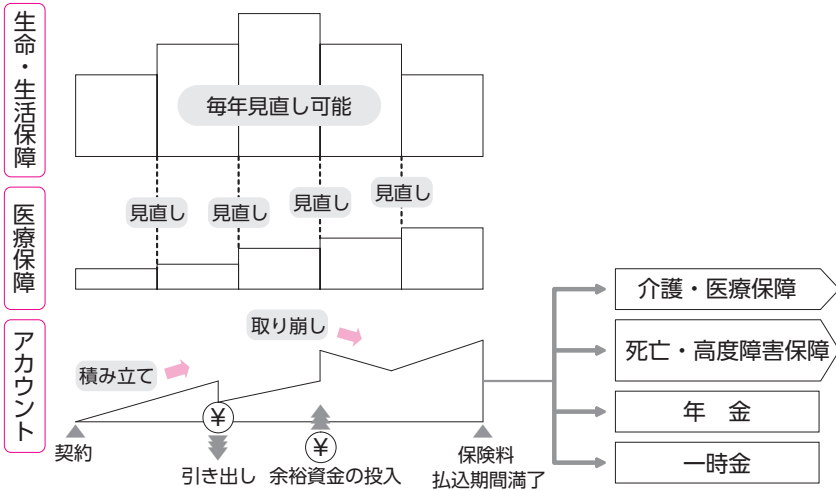
（注）保険会社によっては、終身保険と定期保険特約の割合を変更（定期保険特約を減らし、終身保険を増やす）して更新することなどができる。

6 利率変動型積立終身保険（アカウント型保険）

保険料の一部を主契約（アカウント＝積立部分）に積み立て、保険料払込満了時に積立金の全部または一部を一時払保険料として充当することにより、無告知で終身保険や年金に変更できる商品である。

■積立部分（アカウント）の仕組みと活用

- ① 保険料払込期間中の死亡保障は、その時点の積立金となる。
- ② 払込期間満了時に終身保険や年金に移行する（積立を継続できるものもある）。
- ③ 定期的に利率が変動する。利率は一定期間ごとに見直されるが、市場金利が低下しても最低保証利率を下回ることはない。
- ④ アカウント部分から保険料として必要に応じて所定の範囲内で支払いができる。
- ⑤ アカウント部分（積立終身保険）に一時金の投入もできる。
- ⑥ 積み立てられた積立金を引き出すことができるが、経過年数に応じた手数料（会社によって異なる）が必要となる。
- ⑦ 死亡保障、医療保障等各種特約を付加できる。
- ⑧ ライフステージに合わせて、契約を転換することなく保障内容を見直すことができる。



7 組立保険

これまでの定期保険特約付終身保険やアカウント型保険等とは異なり、主契約を限定することなく保険会社が定める所定の各種保険や第3分野の保険を自由に組み合わせる加入することができる保険である。

特定されない単体商品の保険種類を組み合わせるものや、特約のみを自由に組み合わせる契約することが可能な「特約型組立保険」もある。

8 特定疾病保障保険

定期保険のタイプと終身保険のタイプがあり、ガン、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の状態になったとき死亡保険金と同額の特定疾病保険金が支払われる。

特定疾病保険金が支払われると契約は消滅する。

特定疾病保険金の支払い対象となる前に死亡した場合には、死亡保険金が支払われ保険は消滅する。

■所定の状態

ガン：契約後に初めてガンにかかったと医師によって診断確定されたとき

急性心筋梗塞：契約後に急性心筋梗塞となり、医師の診察を受けた初診日から60日以上労働が制限される状態が継続したと医師によって診断確定されたとき

脳卒中：契約後に脳卒中になり、医師の診察を受けた初診日から60日以上、言語障害、運動失調、まひなどの神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

9 無選択型保険・限定告知型保険（引受基準緩和型保険）

- ・無選択型保険：契約にあたり健康状態に関する告知や医師の診査がない保険。終身保険と医療保険の2種類があるが、医療保険はほとんどの会社で取扱っていない。契約後2年など一定期間に病気により死亡した場合、死亡保険金ではなくすでに払い込んだ保険料相当額を受け取れる。なお、災害死亡の場合は、契約当初から死亡保険金が受け取れる。
- ・限定告知型生命保険：契約時に医師による診査がなく、健康状態について告知する項目が通常より少ない保険。

10 変額保険

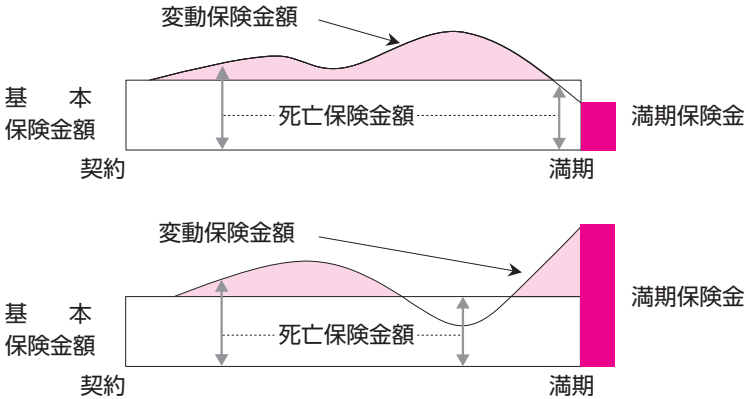
株式や債券を中心に資産を運用し、その運用実績によって保険金や解約返戻金が増減する保険。満期がある養老保険タイプの有期型と、一生涯保障が続く終身保険タイプの終身型、個人年金タイプの変額個人年金がある。

定額保険（運用実績にかかわらず保険金額が一定で、運用リスクは保険会社に帰属する）は「一般勘定」で運用されるが、変額保険は「特別勘定」で運用され、運用リスクは契約者に帰属する。なお、死亡保険金（および高度障害保険金）は契約時に定めた基本保険金額が保証されているが、満期保険金額・解約返戻金額は保証されていない。

（1）特別勘定とは

変額保険の資産を管理運用する勘定。運用結果を直接的に契約者に還元することを目的として、他の財産と区分して経理される。定額保険にかかわる資産を管理運用する一般勘定とは明確に区分される。

■変額保険（有期型）の仕組み

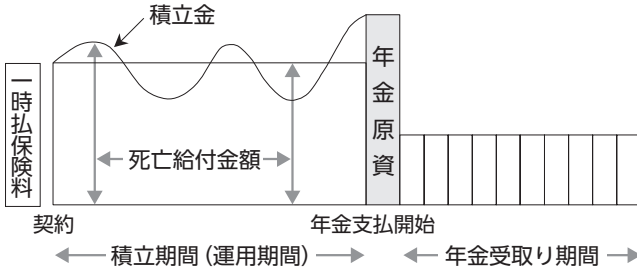


(2) 変額個人年金保険

資産運用実績により、受け取る年金や解約返戻金が変動（増減）する自己責任型（運用リスクは契約者）の個人年金保険（生命保険会社の商品）で、変額保険の一種。

なお、年金受取開始前に被保険者が死亡した場合の死亡給付金には、一般的に最低保証（保険料相当額）がある。

■年金原資が払込保険料を上回った場合（保険料一時払）



- ・ターゲット型：契約してから一定期間経過後にあらかじめ設定した目標値に運用実績が到達した場合に、運用実績を確保して一般勘定へ移行し、以降の運用を安定的に行う商品である。
設定した目標値に達しない場合は基本的な仕組みと同じである。
- ・ラチェット型：運用実績が好調な場合、年金原資や死亡保障額が積立金の増加に応じて引き上げられ、一度引き上げられた最低保証額は引き下げられることはない。解約返戻金の保証はない。
- ・ロールアップ型：運用実績にかかわらず毎年所定の割合で年金原資や死亡給付金などの最低保証額が増加する。解約返戻金の保証はない。

11 外貨建保険

養老保険や終身保険、個人年金保険などの保険種類について、保険料の払込みや保険金の受け取りを外貨建てで行う仕組みを取り入れたもの。

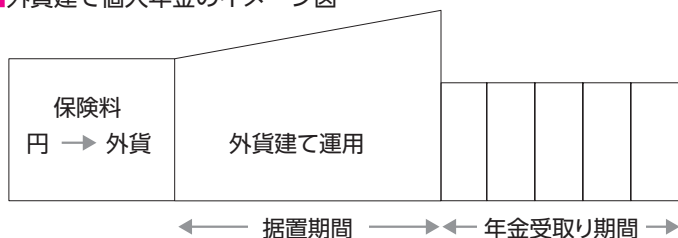
海外の比較的高い金利を反映することで、一般に予定利率を高く設定している。

円入金特約や円換算支払特約が付加されていることも多く、払込保険料は円貨で支払い、保険金等を受け取る時も円貨に換えて受け取ることができる。

為替レートの変動により、受け取る円換算の保険金額などが契約時における円換算後の保険金額を下回る場合や、受け取る円換算後の保険金額などが払込保険料の総額を下回ることがある。外貨を円に交換する際には為替差損益が生じる可能性がある。

なお、外貨建保険の邦貨換算は、相続税・贈与税の対象となる場合、支払事由該当日におけるTTBにより行われ、邦貨換算後の税額計算については、邦貨建の契約と取扱いは同じである。

■外貨建て個人年金のイメージ図



12 市場価格調整（MVA）を利用した保険

終身保険、養老保険、個人年金保険などの保険種類（外貨建保険を含む）について、市場価格調整により解約返戻金の変動する仕組みを取り入れたもの。

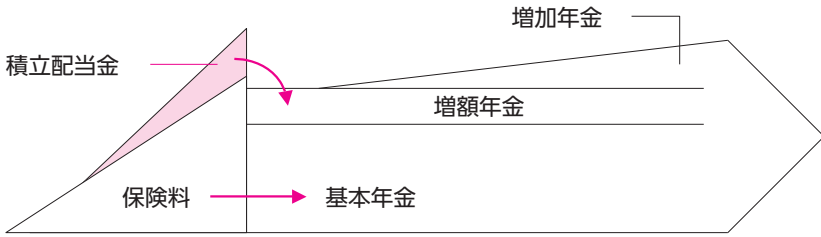
一般に、中途解約時に積立金額に所定の「市場価格調整率」を用いて、解約時の運用資産の価値を解約返戻金に反映（控除・加算）する。

よって、市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金に反映されるため、市場金利の変動により解約返戻金が払込保険料の総額を下回ることがあり、損失が生じることがある。具体的には、途中解約時の市場金利が契約時と比べ上昇した場合、解約返戻金は減少し、逆に下落した場合は増加する。

13 個人年金保険

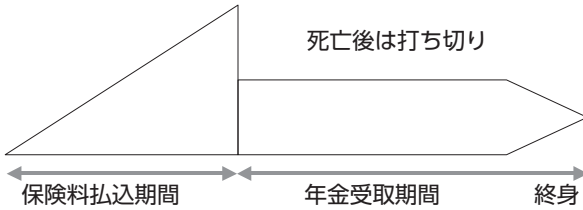
支払われる年金はその原資により、保険料を原資とし、契約により支払いが保証されている「**基本年金**」と、年金開始前の積立配当金を原資とする「**増額年金**」、年金開始後の配当金を原資とする「**増加年金**」の3つの部分に分かれているが、支給の際にはこれらがまとめて支払われる。

■個人年金保険の概念図

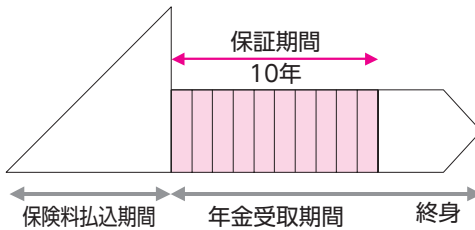


個人年金保険とは、契約時に定めた一定の年齢から年金が受け取れる保険商品であり、年金の受取期間により、「終身年金」「保証期間付終身年金」「確定年金」「有期年金」「保証期間付有期年金」「夫婦年金」のように分類される。

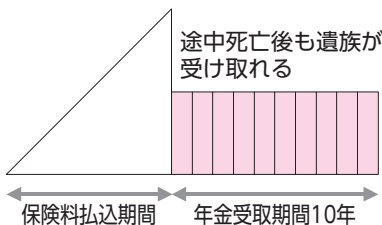
- ・ **終身年金**：生存している限り年金が支払われる。死亡した時点で年金は打ち切られる。



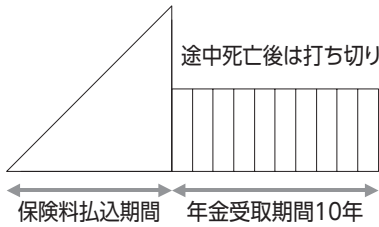
- ・ **保証期間付終身年金**：保証期間中は生死に関係なく年金が支払われ、その後は生存している限り年金が支払われる。保証期間中に死亡した場合、残りの保証期間に対応する年金または一時金が遺族に支払われる。



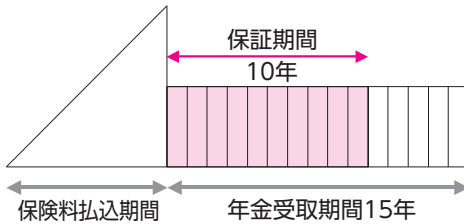
- ・ **確定年金**：生死に関係なく一定期間だけ年金が支払われる。年金受取期間中に死亡した場合、残りの期間に対応する年金または一時金が遺族に支払われる。



- ・ **有期年金**：生存している限り一定期間だけ年金が支払われる。年金受取期間中に死亡した場合、その時点で年金は打ち切られる。



- ・ **保証期間付有期年金**：保証期間中は生死に関係なく年金が支払われ、その後は生存している限り一定期間だけ年金が支払われる。保証期間中に死亡した場合には、残りの保証期間に対応する**年金または一時金**が遺族に支払われる。



- ・ **夫婦年金**：夫婦の**いずれかが生きています限り**年金が支払われる。まず被保険者に年金が支払われ、被保険者の死亡後は配偶者が死亡するまで同額の年金が支払われる。
(注)「保証期間付夫婦年金」の場合は、保証期間内であれば2人が死亡しても残りの保証期間に対応する**年金または一時金**が遺族に支払われる。

14 トンチン年金

トンチンとは、死亡時の支払額を抑え、生存している他の加入者の年金額を大きくする仕組みをいう。

年金支払開始前に被保険者が死亡または解約した場合の支払額を大幅に抑え（死亡保障がないものもある）、その分、年金額を大きくしている。そのため、年金支払開始前に解約する場合、どの時点でも解約返戻金の額が払込保険料を下回る。

基本的な年金種類は終身年金であるが、保証期間付終身年金や確定年金を選択できる商品もある。終身年金や保証期間付終身年金では、受取回数によっては年金受取総額が払込保険料総額を下回る。したがって、長寿であれば得であるが、短命となってしまった場合は年金受取総額が払込保険料総額を下回る。

15 総合福祉団体定期保険

従来のAグループ保険から1996年に変更され、被保険者同意を強化した保険。

総合福祉団体定期保険は、1年更新の定期保険であり団体で加入する料率を適用す

るため、被保険者が個人で定期保険に加入するよりも保険料は安く、手続きも簡単である。従業員の遺族保障資金として会社の従業員規程に合わせて準備する。

また、被保険者となる役員・従業員は、10人以上が加入条件となるため、人数の少ない企業の場合、この保険の活用はできない。

(1) 契約形態

- ① 契約者：法人
- ② 被保険者：役員・従業員
- ③ 保険金受取人：**被保険者の遺族（被保険者の同意があれば法人も可）**

(2) 保険金額

主契約、災害総合保障特約とヒューマン・バリュー特約に区分される。

- ・主契約：死亡保険金が規程[※]等に基づき役員・従業員の遺族に支払われる。
 - ・災害総合保障特約：不慮の事故による障害・入院給付があり、被保険者である役員・従業員が受け取る（被保険者の同意のうえ法人を受取人とすることができる）。
 - ・ヒューマン・バリュー特約：役員・従業員の死亡に基づき法人の経済的損失を補償するものとして**法人が受け取る。主契約と同額（2,000万円限度）**まで加入することができる。
- ※ 規程とは、死亡退職金規程など。

(3) ヒューマン・バリュー特約

ヒューマン・バリュー特約とは、役員・従業員に万一のことがあった場合に法人が負担すべき諸費用の財源を確保し、役員・従業員が死亡または高度障害状態になった場合の死亡保険金または高度障害保険金は**法人**が受け取る。

役員・従業員の死亡に伴う諸費用の発生例としては、代替者の採用、育成経費、代替雇用者が育成されるまでの間の企業収益低下に備える保全費用、遠隔地での死亡の場合、遺族の渡航費用、葬儀費用のうち団体が負担すべき費用である。

特約の付加には**被保険者の同意が必要**となる。

(4) 被保険者同意

従業員、役員が**被保険者になることを同意**することが要件。

(5) 経理処理

保険料は損金算入。従業員に課税関係はない。

ただし被保険者が役員のみで死亡保険金受取人をその遺族としている契約では、被保険者の給与となる。

(6) 診査

原則として**告知書扱い**。健康で正常に勤務または就業している団体の所属員であれば可能であり、医師の診査は必要ない。

(7) 保険金請求時の遺族の了承

死亡保険金受取人が法人である場合には、死亡保険金の請求手続きをする際に、被保険者の**遺族の同意が必要**である。

16 財形保険

生命保険の財形貯蓄商品は、財形貯蓄保険（一般財形）、財形住宅貯蓄積立保険（住宅財形）、財形年金積立保険（年金財形）がある。

生保財形は、保険期間中に被保険者が不慮の事故などによる死亡・高度障害に該当した場合、**払込保険料累計額の5倍相当額の災害死亡保険金**が積立金とともに支払われる。保険料は生命保険料控除の対象とはならない。

財形住宅貯蓄保険と財形年金積立保険には非課税限度額が設けられている。

- ・財形住宅貯蓄積立保険：払込保険料累計額**550万円**
- ・財形年金積立保険：払込保険料累計額**385万円**（財形住宅貯蓄と合計払込保険料累計額550万円まで）

17 特約の種類と内容

特約は、一般に主契約の保険期間に合わせた更新型から終身タイプまで、ニーズに合わせた保険期間を選択できるものもある。

第三分野の保険、それ以外の保険や特約も含めて参考として下表に記載する。

(1) 不慮の事故・病気入院に備える（医療特約・他の特約）

名称など	主な給付名称	一般的な概略
災害割増特約	災害死亡保険金	不慮の事故で180日以内に死亡・高度障害状態、特定感染症により死亡・高度障害状態のとき保険金を支払う
傷害特約	災害死亡保険金 障害給付金	不慮の事故で180日以内に死亡・身体障害状態、特定感染症により死亡・高度障害状態のとき保険金・給付金を支払う
特定損傷特約	特定損傷給付金	不慮の事故により180日以内に「骨折」「関節脱臼」「腱の断裂」の場合、一定の金額を支払う。通算10回限度
疾病入院（特約）	疾病入院給付金	病気で5日以上入院したとき入院5日目から給付金を受け取れる（5日型）。1入院支払限度日数は60日、120日、180日、360日、1000日等。通算日数は700日、1095日等。日帰り入院から受け取れる保険会社も多い
	手術給付金	病気・不慮の事故で所定の手術をしたとき、入院給付金日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金が支払われる 一律10倍、一律20倍、給付金なし等の商品もある
災害入院特約	災害入院給付金	医療保険の場合、災害入院保障がセットになっている。 不慮の事故で180日以内に入院したとき入院5日目から支払われる。日帰り入院から支払う保険会社も多い

短期入院特約	短期入院給付金	病気やケガで継続して2日以上入院したとき1日目より受け取れる。1入院4日が限度、通算60日限度
通院特約	通院給付金	入院給付金の支払対象となった入院をした後、同病気治療のための120日以内の通院について給付金（30日限度）を支払う

(2) 特定の疾病などに備えるもの

名称など	主な給付名称	一般的な概略
成人病入院特約 生活習慣病入院特約	成人病入院給付金 (生活習慣病入院給付金) 生活習慣病手術給付金	ガン・心疾患・脳血管疾患・高血圧性疾患・糖尿病で入院したときに支払われる 生活習慣病として上記の他、肝硬変、慢性腎不全等まで範囲を広げている保険会社もある
ガン入院特約	ガン入院給付金 ガン診断給付金 ガン手術給付金 ガン通院給付金	ガン入院給付金は、ガン治療目的の入院について1日目から支払われる（無制限） 初めてガンと診断されたとき（一定年数経過時のガン診断）に診断給付金が支払われる ガンによる手術、ガン入院したあとの通院（5日・20日以上など規定あり）についてガン手術給付金、通院給付金が支払われる
女性疾病入院特約	女性疾病入院給付金 女性疾病手術給付金	女性特有の病気（乳ガン、卵巣ガン、子宮ガン、子宮内膜症、子宮筋腫、妊娠の合併症、分娩の合併症、関節リウマチ、腎不全など）の入院について給付金を支払う 女性疾病を直接の原因とした治療を目的とした手術について手術給付金を支払う
先進医療特約	先進医療給付金	病気やケガにより、厚生労働大臣に療養時に承認されている先進医療を適合する病院または診療所で治療を受けたとき、その技術料に応じた給付金を支払う。通算1,000万円、2,000万円を上限としている会社もある

(3) 介護特約（保険）

約款に定める所定の要介護状態になり、その状態が一定期間継続したと医師により診断確定された場合、介護一時金や介護年金（または併給）を受け取ることができる。年金は一定期間または一生受け取れる（受取期間中に所定の状態に該当しなくなった場合、年金が停止されるものと停止されないものがある）。

また、上記内容に加え公的介護保険の要介護認定に連動して受け取れるものもある。

- ・死亡した場合には、死亡給付金を受け取れる（介護年金と同額のものもある）。死亡給付金が支給されないものもある。
- ・保険期間が一定の定期タイプと一生保障の終身タイプ、個人年金保険タイプがある。

(4) リビング・ニーズ特約

- ・原因にかかわらず余命6カ月以内と診断された場合に、保険金の全部（一般に3,000万円限度）または一部を生前に受け取れる。
- ・特約の保険料は必要ないが、リビング・ニーズ特約保険金を請求する場合、6カ月分の保険料とその利息が差し引かれて保険金が支払われる。請求した部分の保険は消滅し、以降該当部分に相当する保険料の支払いは必要なくなる。また、保険金全額を請求する場合、保険契約は消滅する。

POINT!

総合福祉団体定期保険や財形保険、終身保険など基本的な商品の特徴を中心に学習しよう！

4 第三分野の保険とは

人のケガ、病気、介護、就業不能状態などに備える保険は、生命保険分野（第一分野の保険）にも損害保険分野（第二分野の保険）にも属さず「第三分野の保険」に該当する。

生命保険	人の生死に関して一定金額の保険金を支払う契約（第一分野の保険）
損害保険	偶然の事故によって生じる物の損害に応じて保険金を支払う（実損払い）契約（第二分野の保険）
第三分野の保険	人のケガや病気などに備える契約

第三分野の保険を主契約として契約する単体加入タイプと、特約として主契約に付加する特約タイプに分かれる。

生命保険の分野で紹介した災害入院特約、疾病入院特約、生活習慣病入院特約、女性疾病入院特約、通院特約、先進医療特約、ガン入院特約および損害保険の分野で紹介している傷害保険なども第三分野の保険に該当する。

ここでは、医療保険、ガン保険、所得補償保険、就業不能保険を中心に記載する。

POINT!

第三分野の保険の範囲を確認しよう。

5 第三分野の保険商品

1 医療保険（特約）

病気やケガによる入院・手術等を幅広く保障する保険。保険期間が一定の定期タイプ（更新可能）と終身タイプがある。最近では1泊2日や日帰りの入院から保障するタイプが多い。手術保障をセットにしているタイプが多いが、付加するか選択するタイプもある。

終身タイプの医療保険の保険料払込期間は、終身払い、有期払いを選択できる商品が多い（終身払いに限定されるものもある）。

入院給付金支払日数には「1入院」「通算日数」に限度がある。なお、一般に退院の翌日から180日以内に同一の事由で再入院した場合には「1入院」とみなされる。

（注）死亡保険金は、支払われるタイプと支払われないタイプがある。なお、損害保険会社が扱う医療保険は、疾病死亡に対して死亡保険金は支払われない。

2 ガン保険

保障の対象をガンに絞り、診断・入院・手術・通院・在宅療養給付など幅広く保障する保険。保険期間が一定の定期タイプ（更新可能）と終身タイプがある。

医療保険と異なり、一般にガン入院給付金支払日数は無制限となっている。責任開始期から90日間程度の免責期間（待ち期間）を設けているものが多く、その間にガンと診断された場合には給付の対象とならない。

（注）ガン死亡保険金は、ガンが原因で死亡した場合に支払われる。ガン以外で死亡したときには死亡保険金がないか、ガンによる死亡よりも少額の死亡保険金となることが一般的である。

3 所得補償保険

病気やケガにより、就業不能な場合に保険金が支払われ所得の喪失を補償する保険である。保険金支払いの対象となるのは、「全く仕事ができない状態」なので、入院しているかは問題ではない。

保険料は、職業や職種、年齢、てん補期間、免責期間により異なる。

てん補期間は原則として、1年、2年、長いものでは60歳、65歳まで補償するものもある。免責期間は4日、7日、14日、30日、60日、90日、120日、150日、180日、365日、545日、730日のなかから選択する。

所得補償保険の場合、保険金額は1カ月当たりの休業補償額として設定する。このため保険金額は、病気やけがのために失う1カ月の所得額の範囲内で決めることになる。この所得は過去12カ月の平均月間所得額で年金や利子等、就業によらず発生する収入は除かれる。

保険期間中、無事故であれば、無事故戻しとして満期時に保険料の20%が払い戻される（ないタイプもある）。保険期間を2年以上で設定する長期所得補償保険には無事故戻しはない。

4 就業不能保険

就業不能保険は、被保険者が傷害または疾病により、長期間働けなくなり収入が途絶えることを保障する保険である。入院していなくても所定の要件（就業不能状態）に該当し所定の期間が経過すると保険金や給付金が一時金や年金形式で支払われる。商品によっては、精神疾患による就業不能を保障するものもある。

就業不能状態は、保険会社により異なるが、次の状態を指すことが多い。

- ・ 公的年金の障害基礎年金（1級、2級）の受給権が生じた場合（精神障害状態を除く）
- ・ 公的介護保険の要介護1や2以上と認定された場合
- ・ 身体障害者手帳の交付（1級、2級が多いが3級を取り扱う保険会社もある）を受けた場合
- ・ 医師の指示により在宅療養している状態が所定の期間継続している場合
- ・ 所定の身体障害状態にあり入院または在宅療養をしている場合

POINT!

第三分野の保険商品について確認しよう。

チェックテスト

- (1) 責任開始期（日）は、一般に、「申込み」「告知・診査」「第1回目保険料（充当金）の払込み」「保険会社の承諾」の順に手続きが行われた場合には、「保険会社の承諾」の日となる。
- (2) 失効した生命保険契約を復活した場合、復活後の保険料は、復活時の年齢で計算されず、失効前の契約の保険料率が適用される。
- (3) 失効した生命保険を復活した場合、責任開始期（日）は、その契約が失効した日となる。
- (4) 保険料払込猶予期間を超えても、解約返戻金の範囲内で保険料を自動的に生命保険会社が立て替え、契約を有効に継続させる制度を自動振替貸付制度という。
- (5) 延長（定期）保険は、保険料の払込みを中止し、その時点での解約返戻金をもとに元の保険金額と同額の定期保険に変更するもので、一般に、変更後の保険期間は、元の保険期間より短くなる。
- (6) 既加入保険を払済保険に変更する場合、付加している各種特約は消滅するが、一般に、リビング・ニーズ特約は継続される。
- (7) 総合福祉団体定期保険は、原則として無告知・無診査で加入することができる。役員および従業員を被保険者とすることができる。
- (8) ヒューマン・バリュー特約は、役員および従業員の死亡等による企業の経済的損失に備えるための特約であることから、死亡保険金の受取人は、契約者である企業に限定されている。
- (9) 財形住宅積立保険では、住宅取得以外の目的で払出しをした場合、解約扱いとなり、利子所得として総合課税の対象となる。
- (10) 財形貯蓄積立保険に払い込んだ保険料は、生命保険料控除の対象とならない。

解答

- (1) × (2) ○ (3) × (4) ○ (5) ○
(6) ○ (7) × (8) ○ (9) × (10) ○

第8章

損害保険の仕組みと保険商品

過去の出題状況	2019.1	2019.5	2019.9	2020.1	2020.9	2021.1
損害賠償と法律			☆			
火災保険／地震保険		☆		☆	☆	
自動車保険	☆	☆				
その他の保険商品		☆		☆	☆	

1. 損害保険の仕組み

損害保険の基本的な仕組みや基本用語について理解する。

2. 損害賠償と法律

損害賠償と法律に関する知識が重要である。

3. 損害保険商品

損害保険の商品、特に自賠責保険、地震保険、賠償責任保険が重要である。

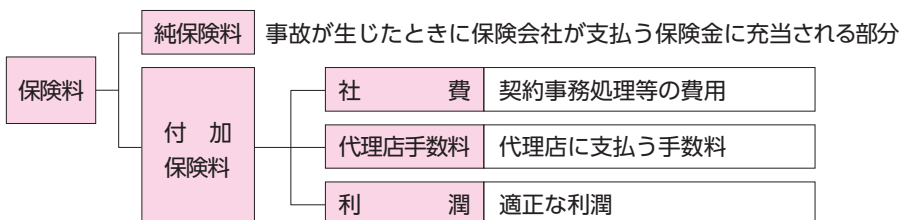
1 損害保険の仕組み

損害保険とは、偶然の事故による物の損害（金銭に見積もることができる利益）について、その経済的損害に対する損失をてん補（**実損てん補**）する制度である。よって、契約者は損害保険で得をしてはならないとされ、これを「**利得禁止の原則**」という。

損害保険の保険料は、生命保険と同様に大数の法則、取支相等の原則で保険料が算出される。保険契約者の保険料は、各人のリスクの度合いに応じた保険料でなければならないことを「**給付反対給付均等の原則**」といい、リスクに対して公平な保険料で成り立っている。

1 保険料の仕組み

保険料は、保険金の支払いに充てられる「純保険料」と、保険事業運営のために必要な経費、代理店手数料などの諸費用および利益からなる「付加保険料」で構成される。



2 損害保険の基本用語

生命保険で学習する類似用語を除くと以下のようなものがある。

- ① **異 動**：保険契約を締結した後、契約内容を変更する場合に、契約者の申し出による契約内容の変更をいう。
- ② **告知義務**：保険契約者または被保険者は、契約の締結に際し、損害保険契約によりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち保険者が告知を求めた告知事項について事実の告知をしなければならない。
- ③ **通知義務**：危険増加に係る告知事項について、その内容に変更が生じたときは保険契約者または被保険者に遅滞なくその旨の通知をすべきことが当該損害保険契約で定められている場合に遅滞なく通知すること。

たとえば火災保険の契約で、住居を事務所に改造した場合や、引っ越しをして建物の構造が変化した場合などは通知することが約款に記載されている。

- ④ **被保険利益**：ある物に偶然に事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益とい

う。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的とするから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となる。

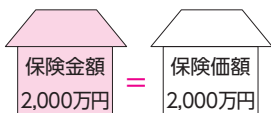
- ⑤ **保険の対象**：保険契約の対象となるものをいう。
たとえば、火災保険での建物・家財、船舶保険での船体、貨物保険での貨物などが保険の対象である。
- ⑥ **保険料率**：保険料の保険金額（契約金額）に対する割合で、一般的には単位保険金額当たりの金額で示される。
契約者が保険会社に支払う保険料に対応する料率は「営業保険料率」といわれている。この営業保険料率は将来の保険金支払いに充当される部分（純保険料率ともいう）と保険会社の社費などに充当される部分（付加保険料率ともいう）の2つに分けられる。
- ⑦ **免責金額**：一定金額以下の小損害について、契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額である。
免責金額を超える損害については、免責金額を超える損害が発生した場合に、免責金額を控除した金額を支払う方式と、免責金額を超える損害が発生した場合に、損害額の全額を支払う方式とがある。
- ⑧ **元受保険**：再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険がなされているとき、再保険契約に対してその保険契約を元受保険という。また、保険会社が個々の契約者と契約する保険のすべてを指す場合がある。
- ⑨ **再調達価額**：保険の対象と同等のものを新たに建築、あるいは購入するために必要な金額をいう。この再調達価額から経過年数や使用損耗による減価を差し引いた額が時価（額）である。時価（額）を基準にして保険金を算出する保険が多いが、火災保険の価額協定保険（特約）や新価保険などにおいては、再調達価額を基準にして保険金を算出する。
- ⑩ **時価（額）**：同質のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいう。
- ⑪ **保険価額**：被保険利益を金銭に評価した額であり、原則として、保険会社が支払う保険金の最高限度となる。
- ⑫ **保険金額**：保険をいくら付けるかという場合の「いくら」にあたる金額を指す。「事故によって損害が発生したら、この金額を最高限度として支払います」と契約の際に契約者と保険会社の間で約束した金額、つまり契約金額のことである。
- ⑬ **保険金**：保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことをいう。
- ⑭ **比例払方式**：事故によって損害が発生したとき、保険金額（契約金額）が保険を付けていた物の価額（時価）より不足している場合に、その不足する割合に応じて保険金を削減して支払う方式をいう。
- ⑮ **全損**：保険の対象が完全に滅失した場合（火災保険であれば全焼、全壊）や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価（額）を超えるような場合のことをいう。前者の場合を現実全損（絶対全損ともいう）、後者の場合を経済的全損（海上保険の場合は推定全損）という。なお、これらに至らない損害を分損という。
全損には、現実全損（絶対全損ともいう）と経済的全損がある。

- ・ **現実全損**（絶対全損）
保険の対象が完全に滅失した場合のことである。
- ・ **経済的全損**
修理・回収に要する費用が再調達価額または時価額を超える場合のことである。

■全部保険・一部保険・超過保険

全部保険	保険金額と保険価額が同額の保険のこと 損害額は全額保険金として支払われる（ 実損払方式 ）
一部保険	保険金額が保険価額より小さい保険のこと 損害額が保険金額の範囲内であっても、保険金額と保険価額の割合により保険金が削減される（ 比例払方式 ）
超過保険	保険金額が保険価額より大きい保険のこと 「利得禁止の原則（保険による不当利得は認められない）」 契約者が善意で重大な過失がない場合、 超過部分の契約は取り消すことができる 。損害額は全額保険金として支払われる

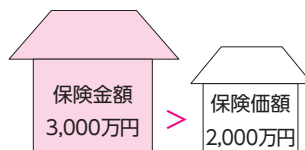
<全部保険>



<一部保険>



<超過保険>



POINT!

損害保険の基本用語の確認をしよう！

2 損害賠償と法律

個人が日常生活を営む上で、不法行為により他人の権利を侵害し損害を与えたなどの不法行為責任を負ったときや、債務不履行があった場合、法律上の損害賠償責任を負うこととなる。

- ・ **不法行為責任（民法709条）**：故意または過失により他人の権利を侵害し、その結果、損害を与えた場合は、被害者に対しこれによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- ・ **債務不履行責任（民法415条）**：契約の当事者である債務者が自己の責任で契約上の義務を果たせなかった場合、債務者は債権者に対しその損害を負う。

■時効（2020年4月以降）

不法行為	債務不履行
損害の加害者を知ったときから 5年 不法行為のときから 20年	権利行使ができると知ったときから 5年 権利の行使ができるとときから 10年
人の生命または身体の侵害による損害賠償請求権（新設） ・ 知ったときから5年 ・ 不法行為のとき、権利の行使ができるとときから20年	

1 火災と法律

軽過失（ちょっとした不注意）による火災（失火）で隣家に延焼損害を与えてしまった場合には、民法709条の不法行為責任に優先して「失火の責任に関する法律」（以下「失火責任法」という）が適用される。この結果、民法709条は適用されず、失火責任法により隣家に対する損害賠償責任は負わないことになる。ただし、重過失（著しい注意欠如）または故意による失火、爆発事故や爆発に伴う発火による火災の場合は、火元が損害賠償責任を負うことになる。

賃貸住宅の場合、借りている部分の火災による損害は、民法415条の債務不履行責任となるため、失火責任法の適用はされず、火災を起こした借家人は、軽過失であっても、家主に対して損害賠償責任を負うことになる。

原因	隣家への賠償	家主への賠償
軽過失による失火	損害賠償責任を負わない (失火責任法の適用)	損害賠償責任を負う (民法の債務不履行責任)
爆発による損壊 重過失または 故意による失火	損害賠償責任を負う (民法の不法行為責任)	

2 自動車事故と法律

自動車による人身事故では、特別法である「自動車損害賠償保障法」（以下「自賠法」という）の規定が優先され、自賠法に規定のない事項については、民法の規定を適用する。

民法では、加害者に故意・過失があったことを被害者側が立証しなければならない「過失責任主義」をとっているが、自賠法では被害者救済の観点から、加害者が法律で定める一定の条件*を立証できない限り賠償責任を負うという一種の「無過失責任主義」をとっている。

※ 一定の条件とは (①②③の3条件)

- ① 加害者側は自動車の運転者および保有者に自動車の運行について過失がなかったこと
- ② 被害者または第三者（運転者を除く）に故意・過失があったこと
- ③ 自動車に欠陥がなかったこと

原則としてすべての車（原動機付自転車含む）は、「自動車損害賠償責任保険」（以下「自賠責保険」という）に加入が義務づけられており、万が一人身事故を起こした場合でも基本的な補償を行うことができるようになっている。

(注) 物損事故は自賠法が適用されない。

3 製造物責任と法律

製造物責任法（PL法）は、被害者は製造業者の過失を立証する必要はなく、製品の欠陥により、生命、身体または財産に損害を被ったことを証明した場合に、被害者は製造業者などに対して損害賠償を求めることができる法律である。

たとえば、製造業者が、自ら製造、加工、輸入または一定の表示をし、引き渡した製造物の欠陥により他人の生命、身体または財産を侵害したときは、過失の有無にかかわらず生じた損害を賠償する責任があることを定めている。

(1) 法律の対象となる製造物

製造または加工された動産（不動産、未加工農林畜産物、電気、ソフトウェアなどは該当しない）。修理（元にもどす）は対象とならない。

(2) 欠陥

製造物に関するいろいろな事情（判断要素）を総合的に考慮して、通常有すべき安全性を欠いていることをいう。設計上の欠陥、製造上の欠陥、指示警告上の欠陥などがある。単なる品質上の不具合はPL法の賠償責任の根拠となる「欠陥」にはあたらない。

POINT!

不法行為責任や債務不履行責任と失火責任法との関係を理解しよう。

3 損害保険商品

日常生活や企業活動において、偶然の事故により、大きな損害を被ることもありうる。損害保険商品にはこれらのリスクに対するさまざまな商品が準備されている。

■損害保険商品

物保険	偶然の事故を原因とする「物」に対する損害を補償する保険。火災保険、自動車保険（車両保険）、動産総合保険、盗難保険などがある。
人保険	「人」に対する損害を補償する保険で各種の傷害保険がある。
賠償責任保険	偶然の事故によって負った法律上の賠償責任をカバーする保険。施設賠償責任保険、請負賠償責任保険、生産物賠償責任保険、店舗賠償責任保険、自動車保険（対人賠償保険、対物賠償保険）、個人賠償責任保険、ゴルファー保険などがある。
その他	損害保険では、「物」や「人」の損害や賠償責任を負うことによって負担した損害以外の損害を補償対象としている保険がある。このタイプの保険には、火災利益保険などがある。けがや病気による休業損失、医療費の負担、あるいは老後に備える、所得補償保険、医療（費用）保険、介護（費用）保険、ガン保険などについては、「その他の保険」に分類されることもある。

1 火災保険（従来型の火災保険）

火災保険は、火災等を原因とする建物や家財等の損害に対し保険金額を限度として補償する保険である。保険期間は最大**10年**である。

火災保険の保険料は、保険の種類と保険の対象となる所在地や建物構造、用途、そこで行われる職・作業の内容によって異なる。

保険金額は建物または動産（家財、設備、什器、備品、商品など）を別々に設定する。住宅物件などは、補償の対象となる建物に付属して家財のみを収容する物置・納屋、自家用専用車庫、および門・塀・垣などの屋外設備・装置を補償の対象とすることができる。

火災保険でいう保険価額は、保険を付けている物件の評価額（時価額）となる。時価額とは再取得価額から減価償却分を控除した価額である。ただし、価額協定保険特約を付帯した場合は、原則として再取得価額（再調達価額）により契約する。

現在の火災保険は、各保険会社により補償内容の簡素化など補償内容が異なる場合が多いことには注意が必要である。

保険の対象が家財の場合、**自動車**や自動二輪車等を除き、住宅敷地内にある原動機付自転車や自転車を補償する。また、一個または一組の価額が30万円超の貴金属、書画、骨董等は「**明記物件**」といい、契約時に申込書に明記しないと保険の対象に含まれない。

商品	建物の用途	補償内容
住宅火災保険	居住用	建物や動産の、火災、落雷、破裂、爆発、 消火活動による水濡れ などの事故を対象とする。
普通火災保険	居住用建物以外	

住宅総合保険	居住用建物	上記のほか、盗難、建物外部からの物体の落下・衝突、給排水設備による水濡れ、水災（水害）など、より広範囲の事故を対象とする。
店舗総合保険	居住用建物以外	
団地保険	団地・マンション	住宅総合保険とほぼ同じ内容の補償に加えて、建物の修理費用、交通傷害、団地構内での傷害など、団地生活に伴う危険をカバーする。 (注) 水災（水害）は対象外。

■主な従来型火災保険の補償内容の比較（○：対象 ×：対象外）

保険の種類 補償内容	住宅火災保険	住宅総合保険	普通火災保険	店舗総合保険	団地保険
火災	○	○	○	○	○
落雷	○	○	○	○	○
破裂・爆発	○	○	○	○	○
風災・ひょう災・雪災	○	○	○	○	○
消火活動による水濡れ	○	○	○	○	○
給排水設備の事故による水濡れ	×	○	×	○	○
騒じょう・労働争議	×	○	×	○	○
建物外部から物体の落下・衝突	×	○	×	○	○
持ち出し家財	×	○	×	○	○
水害	×	○	×	○	×
盗難	×	○	×	○ (商品等除く)	○
臨時費用	○	○	○	○	○
残存物取片付費用	○	○	○	○	○
失火見舞費用	○	○	○	○	○
傷害費用 (団地保険は傷害担保)	○	○	○	○	○ (構内傷害・交通傷害)
地震火災費用※	○	○	○	○	○
損害防止費用	○	○	○	○	○
修理付帯費用	×	×	○ (店舗部分)	○ (店舗部分)	×

※ (2)参照。

(1) 価額協定保険特約

火災保険の保険金額は、基本的には契約時の時価を基準に設定するが、時価は年数とともに変わっていくため、全部保険でも実際には保険金だけで同等の家を建て直すことができない。

価額協定保険特約とは、住宅火災保険、住宅総合保険、普通火災保険、店舗総合保険、団地保険などに付帯して引き受ける特約で、建物については新価（再調達価額）、家財は新価（再調達価額）または時価額で保険金額を設定する。新価（再調達価額）で保険金額を設定すると、保険金額を限度として実際の損害額が支払われるため、全部保険であれば、保険金だけで同等の家を建て直すだけの補償を得ることができる。

- ① 建物——新価
- ② 家財——新価または時価（どちらかを選択して契約する）

(2) 地震火災費用保険金について

従来型火災保険において地震・噴火・津波を原因とする**火災**によって損害が生じた場合、それによって臨時に生じる費用に対して、地震保険の契約とは関係なく地震火災費用保険金が支払われる。

- ① 建物が半焼以上となった場合、建物の保険金額の5%（300万円限度）が支払われる。
- ② 家財が全焼となった場合、または家財を収容する建物が半焼以上となった場合、家財の保険金額の5%（300万円限度）が支払われる。

(3) 長期総合保険（積立型の火災保険）

満期返戻金が支払われるタイプの火災保険で、保険期間は3年、5年、10年のなかから選択する。満期返戻金は保険期間にかかわらず保険金額の10%に設定されているのが一般的である。

(4) 店舗休業保険

小売り、卸売り、サービス業などの店舗や、製造業の作業場が、火災などの事故により営業が休止または阻害されたために生じた粗利益の損失を補償する保険である。いわば利益保険の中小企業向け商品である。

保険金額は、1事業所ごとに1日当たりの粗利益額を基準に200万円を限度として定める。

担保内容はきわめて広く火災、落雷、破裂・爆発、風災、ひょう災、雪災、水災、物体の落下、給排水設備・スプリンクラー設備の事故による水濡れ、騒じょう・労働争議、盗難、食中毒・特定感染症等の事故が担保される。

保険の対象自体が損害を受けなくとも隣接する建物等が物損害を受けた結果、または電気、ガス、水道などの公共施設が被災した結果（これを「ユーティリティ損害」という）、営業が阻害された場合にも補償される。

保険金は1日当たりの保険金額に休業日数を乗じた額が支払われるが、約定復旧期間が限度となる。

約定復旧期間とは、損失を補償する最長期間で、あらかじめ保険の対象の復旧に要すると思われる期間の予想を立て、契約者と協議して定める。

2 地震保険

地震保険は、被災者の生活の安定に寄与することを目的とする「地震保険に関する法律」（以下「地震保険法」という）に基づき、政府と民間の保険会社が共同で運営する公共性の高い保険である。

(1) 地震保険の特徴

居住用の建物および生活用の動産（家財）を保険の対象とし、地震・噴火・これらによる津波（以下「地震など」）を直接・間接の原因とする火災、損壊、埋没、流失による損害を補償する保険である。

企業などの商業ビルや工場などの企業分野は対象としておらず、企業は火災保険の特約などで地震のリスクを補償することになる。

(2) 補償内容・保険料は各社同一

地震保険は、公共性の高い保険であることから、**補償内容および保険料は各保険会社で同一**となっている。また、保険料には、通常の保険とは異なり、保険会社の利潤は含まれていない。よって、保険契約者が支払った保険料は、将来発生する地震による保険金支払いに備えて積み立てられる。

(3) 自動付帯

地震保険は原則自動付帯となるため、主契約（火災保険）を締結する際に、保険契約者から「地震保険を付帯しない」旨の申し出がない限り、地震保険を付帯して引き受けることになる。地震保険は、**単独で契約することができず、火災保険などに付帯して契約する必要がある**。

保険契約者の意思を適切に確認するため、主契約の締結時に地震保険を付帯しない旨の申し出があった場合には、保険契約申込書の「地震保険ご確認欄」に**地震保険を付帯しない旨の意思確認としての契約者の押印**が必要である。

地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額とは別々に定めることとなり、主契約の**30%から50%の範囲内**で設定する。ただし、**建物は5,000万円、家財は1,000万円**が上限となる。

	主契約の保険金額に対する付保割合	限度額
建物	30～50%	5,000万円
家財		1,000万円

（注）既加入の火災保険に中途付加することができる。

(4) 地震保険の保険料

地震保険の保険料は、所在地（都道府県）および建物の構造（構造区分）により異なり、所在地による等地區分は**3区分**とされ、各都道府県が振り分けられている。また、建物の構造は2つ（イ構造、ロ構造）に区分されている。保険料率は2017年の1回目の改定に続き、2019年に3段階改定の2回目が行われ、全国平均で約3.8%の引

上げとなり、2021年1月に3回目の改定が行われ、地震保険料率は全国平均で約5.1%の引上げとなっている。

■等区分（都道府県別）

区分	都道府県
1	岩手、秋田、山形、栃木、群馬、富山、石川、福井、長野、滋賀、鳥取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、北海道、青森、新潟、岐阜、京都、兵庫、奈良
2	宮城、福島、山梨、愛知、三重、大阪、和歌山、愛媛、香川、大分、宮崎、沖縄
3	茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、徳島、高知

■建物の構造

イ構造 … 火災保険の構造級別が「M構造」「T構造」「A構造」「B構造」「S級」「1級」「2級」の場合

ロ構造 … 火災保険の構造級別が「H構造」「C構造」「D構造」「F構造」「3級」「4級」「6級」の場合

■保険料率（基本料率：保険期間1年・保険金額1,000円につき）

都道府県	イ構造			ロ構造		
	保険料率		改定率 (%)	保険料率		改定率 (%)
	改定前	改定後		改定前	改定後	
岩手県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、福井県、長野県、滋賀県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県	0.71	0.74	+4.2	1.16	1.23	+6.0
福島県	0.85	0.97	+14.1	1.70	1.95	+14.7
北海道、青森県、新潟県、岐阜県、京都府、兵庫県、奈良県	0.78	0.74	-5.1	1.35	1.23	-8.9
宮城県、山梨県、香川県、大分県、宮崎県、沖縄県	1.07	1.18	+10.3	1.97	2.12	+7.6
愛媛県	1.20	1.18	-1.7	2.24	2.12	-5.4
大阪府	1.26	1.18	-6.3	2.24	2.12	-5.4
茨城県	1.55	1.77	+14.2	3.20	3.66	+14.4
徳島県、高知県	1.55	1.77	+14.2	3.65	4.18	+14.5
埼玉県	1.78	2.04	+14.6	3.20	3.66	+14.4
愛知県、三重県、和歌山県	1.44	1.18	-18.1	2.47	2.12	-14.2
千葉県、東京都、神奈川県、静岡県	2.50	2.75	+10.0	3.89	4.22	+8.5

保険期間は**1年**。ただし、主契約の保険期間が**2年以上5年以下**であれば、主契約の保険期間と**同じ**にするか、保険期間**1年の自動継続**にする。

主契約の保険期間が**5年超**の場合は、**5年ごとの自動継続**にするか**1年の自動継続**にする。

- ・長期契約（2～5年）の保険料は、長期係数（割引率）を乗じて算出される。2021年より見直されている。

保険期間		2年	3年	4年	5年
長期係数	改定前	1.90	2.80	3.70	4.60
	改定後	1.90	2.85	3.75	4.65

・割引制度

割引制度として、「建築年割引」「耐震等級割引」「免震建築物割引」「耐震診断割引」の4種類が設けられており、建築年または耐震性能により10～50%の割引が適用される（重複不可）。

■現行の割引率

割引制度	割引の説明	保険料の割引率	
建築年割引 (契約開始日が2001年10月1日以降)	対象建物が、1981年6月1日以降に新築された建物である場合	10%	
耐震等級割引	対象建物が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合	耐震等級1	10%
		耐震等級2	30%
		耐震等級3	50%
免震建築物割引	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合	50%	
耐震診断割引 (契約開始日が2007年10月1日以降)	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法（1981年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合	10%	

上表の割引を適用するための割引確認資料については、保険会社から契約者宛てに発行する満期案内書類および契約内容確認のお知らせも、更新前の契約または現在の契約に各割引が適用されていることを確認できるものであれば、確認資料とすることができる。

建築年割引については、公的機関以外が発行する資料として、宅地建物取引業者が発行する不動産売買契約書や賃貸住宅契約書、建築工事施行者が交付する工事完了引渡証明書（建物引渡証明書）も、所定の項目を確認できる場合は、確認資料とすることができる。

(5) 支払い保険金

地震保険では、火災保険のように実際の損害額をもとに保険金を支払うのではなく、損害を全損・大半損・小半損・一部損の4区分に分類し、保険金額に一定の率を乗じた額を保険金として支払う。これは、大地震が発生した場合でも短期間に大量の損害調査を行い、迅速かつ公平に保険金を支払う必要があるためである。

■地震保険の損害と保険金（2017年以降の契約）

		損害の程度	支払保険金
建物	全損	・主要構造部の損害額が、建物の時価額の50%以上 ・焼失もしくは流失した床面積が、建物の延べ床面積の70%以上	保険金額の 100% (時価額が限度)
	大半損	・主要構造部の損害額が、建物の時価額の40%以上50%未満 ・焼失もしくは流失した床面積が、建物の延べ床面積の50%以上70%未満	保険金額の 60% (時価額の60%が限度)
	小半損	・主要構造部の損害額が、建物の時価額の20%以上40%未満 ・焼失もしくは流失した床面積が、建物の延べ床面積の20%以上50%未満	保険金額の 30% (時価額の30%が限度)
	一部損	・主要構造部の損害額が、建物の時価額の3%以上20%未満	保険金額の 5% (時価額の5%が限度)
家財	全損	・損害額が、家財の時価額の80%以上	保険金額の 100% (時価額が限度)
	大半損	・損害額が、家財の時価額の60%以上80%未満	保険金額の 60% (時価額の60%が限度)
	小半損	・損害額が、家財の時価額の30%以上60%未満	保険金額の 30% (時価額の30%が限度)
	一部損	・損害額が、家財の時価額の10%以上30%未満	保険金額の 5% (時価額の5%が限度)

■地震保険の損害区分の細分化

2016年までの契約始期

改定前（3区分）	
全損	100%
半損	50%
一部損	5%



2017年以降の契約始期

改定後（4区分）	
全損	100%
大半損	60%
小半損	30%
一部損	5%

(注) 1回の地震等*による地震保険の支払保険金の総額が11.7兆円を超える場合、支払われる保険金は、次の算式により計算された金額に削減されることがある。

※ 72時間以内に生じた2以上の地震等は、1回の地震等とみなす（ただし、被災地域がまったく重複しない場合を除く）。

$$\text{支払保険金} = \text{各契約で算出された保険金の額} \times \frac{12\text{兆円}}{\text{算出保険金の総額}}$$

(6) 地震保険の対象になるもの

① 居住用の建物

居住用の建物（居住の用に供する建物）とは、建物の全部または一部で現実に世帯が生活を営んでいる建物であり、専用住宅や併用住宅、分譲マンションなどが該当する。よって、店舗や事務所のみに使用される建物は、地震保険の対象にはならない。

- ・常時、居住の用に供しうる状態にある別荘（営業用は除く）または空家（業者が所有する売却用を除く）
- ・「門、塀、垣」または「物置、車庫その他の付属建物」は建物に含まれる。ただし、「門、塀、垣」は火災保険の対象として建物に含まれる場合に限定される。
- ・併用住宅である場合、居住用部分とそれ以外の部分について火災保険の規定に従い、それぞれ個別の保険金額を定めた場合、居住用部分のみが地震保険の対象となる。

② 生活用動産（家財）

生活用動産とは、生活の用に供する家具、衣類その他の生活に必要な動産（居住用の建物の家財）である。よって、店舗や事務所に収容されている営業用什器、備品、商品などの動産は対象とならない。また、地震の際における保険の対象の紛失、または、盗難については保険金が支払われない。

（注1）次のものは生活用動産に含まれない。

- ・通貨、有価証券、預金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- ・自動車（125cc以下の原動機付自転車を除く）
- ・**貴金属、宝石、書画、骨董**、その他の美術品で**1個または1組の価格が30万円を超える物**
- ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ・商品、営業用什器、備品その他これらに類する物

（注2）契約の際は家財一式で引き受け、家財の一部のみ、または一部のみを除外して引き受けることはできない。

（7）政府の再保険

地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として、民間保険会社が負う地震保険責任を政府が再保険し、再保険料の受入れ、管理・運用のほか、民間のみでは対応できない巨大地震発生の際には、再保険金の支払いを行うために地震再保険特別会計において区分経理している。

3 自賠責保険と任意の自動車保険

（1）自賠責保険の概要

自動車損害賠償保障法（自賠法）により、原則としてすべての自動車と原動機付自転車は、自賠責保険を付けなければ運行できない強制保険である。保険料は、自動車の用途車種と保険期間によって定められている。

自賠責保険は、自動車事故の被害者救済と、加害者の賠償能力を確保することを目的として作られ、加害者である被保険者が自動車で他人を死傷させて、法律上の損害賠償責任を負う**人身事故に限られている**。ここでいう「他人」とは自賠法上、自動車事故の責任を負う者（これを運行供用者という）や運転手以外の者を広く指すことから**父母・子・配偶者の死傷も補償**する。

自賠責保険の被保険者は、自動車の保有者と運転者であり、保有者とは、その自動車を使用する正当な権利を持っている者をいい、通常、所有者または使用者である。

したがって、例えば盗難車の運転で事故を起こしたとき、運行供用者として賠償責任を負うが自賠責保険の被保険者ではないため、自賠責保険の補償は受けられない。このような場合、被害者は政府の保障事業による救済を受けることになる。

(注) 自賠責保険に加入せずに自動車を運転した場合、**1年**以下の懲役または**50万円**以下の罰金が科せられる。

(2) 自賠責保険の支払い限度額

- ・ 保険金は、被害者1名ごとに支払限度額が定められている（1事故当たりの限度額はない）。
- ・ 保険金が支払われても自動的に契約時の保険金額に復元する（何回事故を起こしても保険金額は減額されない）。

- | | | |
|--------|----|---------|
| ① 傷害 | 最高 | 120万円 |
| ② 後遺障害 | 最高 | 4,000万円 |
| ③ 死亡 | 最高 | 3,000万円 |

(注) 被害者に**70%以上**の過失がある場合、保険金額は減額される（重過失減額）。

保険金の請求は、加害者（被保険者）だけでなく、被害者の側からも請求することができる（被害者直接請求）。

保険金を保険会社に請求できる期限は**3年**であり（請求方法により起算点が異なる）、期限を過ぎてしまうと時効となり、請求権はなくなる。もし、何かの事情で請求するのが遅れ、時効になるおそれがある場合は、保険会社に対して時効中断の申し出をして、確認を受けておく。仮渡金や内払金が支払われたときも、時効が中断する。

また、原則、被保険者が保険金請求を行う場合、必要な手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、引受会社は保険金を支払うために必要な事項の確認を終えて保険金を支払う。

■請求の時効（2010年4月1日以後の事故の場合）

		時効の起算点	時効
自賠責保険	加害者請求	・損害賠償金を支払った時 ・分割払いの場合、個々に支払った時	3年
	被害者請求	・傷害…………… 事故発生日 から ・後遺障害…………… 症状固定日 から ・死亡…………… 死亡日 から	3年
	仮渡金請求	・事故の発生の時	3年
政府の保障事業への請求		・傷害…………… 事故発生日 から ・後遺障害…………… 症状固定日 から ・死亡…………… 死亡日 から	3年

（注）時効の計算にあたっては、実務上、民法第140条（期間の起算）に基づき起算点の翌日となる。なお、政府の保障事業への請求については、時効の更新は認められていない。

保険金の一括払いとは、任意の自動車保険の対人賠償保険を引き受けている保険会社が、自賠責保険の保険金も対人賠償保険の保険金と一緒に支払うというものである。この場合、保険金を一括して支払った保険会社が、自賠責保険の引受保険会社に請求して立替分を精算する。

なお、保険金の一括払いの請求は、加害者（被保険者）、被害者のいずれからもすることができる。

（3）保険金等の請求方法

被害者請求と加害者請求の2つがある（仮渡金には加害者請求はない）。

本請求	すべての治療が終わってからまとめて請求すること
内払金請求	治療中に治療費などを請求すること
仮渡金請求	被害者の当座の出費にあてるために被害者が請求すること

（4）政府の保障事業

ひき逃げや、盗難車による事故など、自賠責保険で補償されないケースで死傷した被害者救済のため、政府は自動車損害賠償保障事業を行っている。

政府の保障事業の窓口は政府から委託を受けた損害保険会社やこくみん共済coop、農協等で、どの保険会社でも受け付けている。

政府は保障事業により支払ったのち、加害者にその額を求償することになる。

- ① 自賠責保険と同様の補償内容（被害者に過失があるときは、補償額が減額されることがある）
- ② 実損てん補請求：被害者請求のみ（内払金請求、**仮渡金請求の制度はない**）
- ③ 社会保険等から給付を受ける場合や加害者から支払いがあった場合、その**金額が差し引かれる**

(5) 任意の自動車保険

任意の自動車保険は、保険自由化を最も反映して保険会社各社が独自商品を開発することにより、保険料においても競争が激しい分野となっている。

各社で独自の商品を打ち出しているとはいえ、基本補償の柱は共通しており、①相手方への賠償責任、②搭乗者の傷害、③車両損害の3つの補償で成り立っている。

■基本的な総合型自動車保険の主な補償内容

賠償保険	対人賠償保険	自動車事故によって 他人 を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、自賠償保険で支払われる金額を超える部分に対して保険金が支払われる
	対物賠償保険	自動車事故によって 他人 の財産に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、その損害に対して保険金が支払われる
傷害保険	自損事故保険	自賠償保険では保険金が支払われない自損事故により、保有者・運転者・その他の搭乗者が死傷した場合に保険金が支払われる。対人賠償保険に自動付帯される
	無保険車傷害保険	対人賠償を付けていないなど、賠償資力が十分でない他の車に衝突されて死亡・後遺障害を負ったとき、その損害に対して保険金が支払われる
	搭乗者傷害保険	自動車の搭乗者が事故によって死傷した場合に、保険金が支払われる
物保険	車両保険	衝突・接触・転覆・火災・爆発・盗難・台風その他偶然的事故によって生じた損害に対して保険金が支払われる（地震、噴火、津波は補償されない） （注）一般車両保険（フルカバー）では、補償対象が広がっているが、補償対象を「車対車」の事故に限定するエコノミータイプもある

(6) 人身傷害補償保険

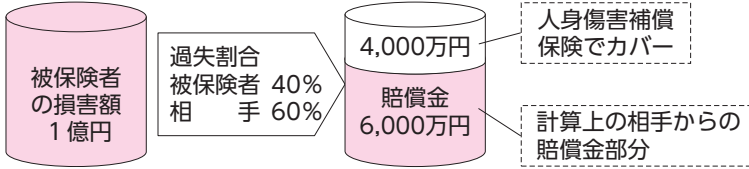
人身傷害補償保険は、自動車事故で被保険者がけがによる損害を負ったときに実損害額を補償する。補償範囲は広く、マイカーの保険契約では被保険自動車に搭乗中の事故に限らず、他の自動車に搭乗中の事故や、歩行中等の自動車に搭乗していない間の自動車との接触事故も家族ぐるみで補償する（一部補償を除外して契約することも可能）。

この保険では被保険者側に過失があっても、保険金額の範囲内で過失割合にかかわらず総損害額が保険金額の範囲内で補償される。また、相手のいない単独事故であっても同様に補償される。相手方がいる場合は、保険会社が示談交渉を行うが、示談交渉に先駆けて保険金支払いが受けられる。

損害額は一定の損害額基準に従って計算され、治療関係費のみならず休業損害や精神的損害、葬祭費、将来の介護料、逸失利益（将来にわたる経済的損失）も含まれる。

■例 被保険者の損害額が1億円の場合（保険金額1億円）

被保険者の自己負担、相手からの賠償金分はまとめて人身傷害補償保険で支払われる。



6,000万円分の請求権は保険会社が代位して取得し後日回収する。

(7) 自動車保険の保険料（ノンフリート契約とフリート契約）

- ① 自動車保険（任意保険）のノンフリート契約における保険料は、基本的に用途車種、保険種類、料率クラス、車両の装置・装備、保険金額、免責金額などによって決定され、さらに、現在一般に採用されているリスク細分型保険では、運転免許証の色、使用目的、年間走行距離、地域等により細分化している。

また、車両保険の保険料は、補償の範囲の違いにより「一般条件」「車対車＋A」等と呼ばれるタイプに分類され、条件が同一であれば「一般条件」の保険料が最も高い。

- ② **ノンフリート契約**とは、契約者が所有・使用する契約台数が、他の保険会社での契約台数を合わせて9台以下の場合をいう。ノンフリート契約に適用する無事故割引（割増）の等級をノンフリート等級という。

ノンフリート等級は1等級から20等級で表示され、等級が高いほど割引率も高くなる。**初めて自動車保険に契約するときは6等級**から始まり、1年間事故なく自動車保険を使わない場合、更新後の等級は7等級（1等級上がる）となる。他の保険会社に切り替える場合も前契約の契約期間中の事故の有無などにより、新たな契約の等級が決定する。その等級に応じたノンフリート等級別料率は、「無事故係数」と「有事故係数」に区分される。

一般に、対人・対物事故により自動車保険を使用した場合、**3等級ダウン事故**として更新後の等級は3等級下がる。また、台風や洪水、盗難、いたずら、落書、窓ガラスの破損などにより車両保険のみを使用した場合は、**1等級ダウン事故**に該当し更新後は1等級下がることになる。人身傷害保険、搭乗者傷害保険や個人賠償責任（補償）特約のみが支払われる場合は、**ノーカウント事故**として扱われ、更新後は1等級上がることになる。更新前の契約で「3等級ダウン事故」または「1等級ダウン事故」で保険を使用した場合、更新後の契約（7等級以上）には事故有の割引率が適用され、自動車保険に加入後、無事故で契約を更新した割引率と同じではない。無事故の契約に比べ事故有の割引率に基づいた保険料の方が高くなる。

また、自動車を廃棄・譲渡した場合や海外渡航した場合など一時的に被保険自動車所有または使用しなくなった場合には、保険契約の「**中断制度**」がある。「中断制度」は、一定の条件を満たす場合、保険会社を問わず、中断前のノンフ

リート等級を中断後の保険契約に対して適用できる制度である。

- ③ **フリート契約**とは、保険契約者が所有し自ら使用する自動車保険契約（1年以上の契約、リースカー契約を含む）の総付保台数が10台以上となった場合、必ずフリート契約者として登録を申請しなければならない。なお、同一契約者が異なる複数の保険会社に分割して付保されている場合も合計する（共済は含まない）。

基本保険料は、運転者年齢条件は適用されず、用途車種別基本保険料を適用する。フリート契約者に適用される割増・割引は、契約者単位（ノンフリート契約は自動車単位）で、一定の期間における損害率を計算して適用する**優良割引率**、**第一種デメリット料率**がある。また、10台以上の所有・使用自動車を1保険証券で同時に付保する場合、**フリート多数割引**が適用される。

4 傷害保険

傷害保険とは、被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被る傷害・死亡に備える保険（病気は対象外）。事故の日から180日以内に支払われる保険金には、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金がある。

傷害保険の保険金は、健康保険、生命保険、労災保険、加害者からの賠償金の受領などとは関係なく支払われる（ただし、海外旅行傷害保険は例外である）。

(1) 掛捨て型の商品

商 品	補 償 内 容	地震 噴火 津波	細菌性 食中毒
普通傷害保険	国内外を問わず、家庭内、職場内、通勤路上、旅行中など日常生活のさまざまな事故による傷害を補償 (注) 被保険者の職業・職種により保険料が異なる	×	×
家族傷害保険*	普通傷害保険と同じ補償を、家族全員を被保険者としたもの		
交通傷害保険	国内外を問わず、運行中の乗物に搭乗中の事故、運行中の乗物との衝突・接触事故、改札口内の駅構内での事故、建物火災の事故による傷害を補償		
ファミリー 交通傷害保険*	交通事故傷害保険と同じ補償を、家族全員を被保険者としたもの	○	○
国内旅行 傷害保険	日本国内旅行行程中（出発から帰宅まで）に被った傷害を補償 (注) 細菌性食中毒も補償の対象となる		
海外旅行 傷害保険	海外旅行行程中（出発から帰宅まで）に被った傷害を補償 特約により、疾病、賠償責任、携行品損害なども担保 (注) 傷害により医師の治療を受けた場合には、「治療費用保険金」として治療に要した実費が支払われる (注) 細菌性食中毒、地震・噴火・津波による傷害等も補償の対象	○	○

※ 家族傷害保険とファミリー交通傷害保険の被保険者の範囲

本人のほか、配偶者および本人・配偶者と生計を同一にする同居親族と別居の未婚の子を含む。

傷害保険には、補償型（掛捨て型）の保険と、積立型（満期返戻金付き）の保険がある。

積立型傷害保険の保険期間は種類によって、3年以上1年刻みで自由に設定できるものや、3年、5年、6年、10年というように、あらかじめ決められた期間から選ぶものがある。

■一般的な普通傷害保険の保険金支払対象（特約は特に付帯されていない）

○ 保険金が支払われる	× 保険金が支払われない
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通勤途中で車にひかれケガをした ・ テニス中に転倒し、足を骨折した ・ 海水浴をしていて溺死した ・ ケガによる破傷風 ・ 仕事中のケガ ・ 火災による一酸化炭素中毒 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・噴火・津波による傷害 ・ 故意、無免許運転などによる傷害 ・ 自殺、犯罪行為による傷害 ・ 危険なスポーツによる傷害 ・ 食堂の料理が原因で細菌性食中毒を起こした ・ 運動中の心臓発作 ・ しもやけ・靴ずれ・日射病・熱中症

■一般的な交通傷害保険の保険金支払対象（特約は特に付帯されていない）

○ 保険金が支払われる	× 保険金が支払われない
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通勤の途中で自動車にはねられた ・ 駅の改札の中で転倒してケガをした ・ エレベーター、エスカレーター急停止による転倒でケガをした ・ 道路通行中の建物からの落下物や崖崩れによるケガ ・ 建物の火災によるケガ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・噴火・津波による傷害 ・ 故意、重大な過失による傷害 ・ 駅の改札の外でケガをした ・ ジェットコースター搭乗中のケガ ・ 職務として行っている荷積みによるケガ

(2) 積立型の傷害保険

① 積立普通傷害保険

普通傷害保険に満期返戻金が付いた保険。保険料は職業や職種によって異なり、支払方法を、月払い、半年払い、年払いの中から選択することができるものと、一時払い専用のものとの2種類がある。

② 積立家族傷害保険

家族傷害保険に満期返戻金が付いた保険。

③ 積立ファミリー交通傷害保険

ファミリー交通傷害保険に、満期返戻金が付いた保険。

④ 年金払積立傷害保険

給付金（年金）は、確定型と保証期間付有期型の2つのタイプがあり終身型はない。確定型は5年から20年の範囲内で、1年刻みで受取期間を設定することができる。有期型の受取期間は15年（保証期間10年）と20年（保証期間15年）という会社が一般的である。給付金の受取方法には、定額型と逓増型がある。

保険期間は保険料払込開始時から給付金（年金）受取期間終了の1年前まで。

保険期間中に事故によって死亡や後遺障害を被り、保険金が100%支払われる

と保険契約は終了し、それ以降の年金は支払われない。ただし、後遺障害を被っても、保険金が100%支払われなければ、その後も給付金（年金）は減額されずに支払われる。

死亡した原因が病気などであれば、傷害保険であるため、保険金は支払われないが、年金受取開始前であれば失効返戻金が支払われる。年金受取開始後であれば、確定型は残りの期間の年金原資が、有期型の保証期間中であれば、残りの保証期間の年金原資が一括して相続人に支払われる。

有期年金の保証期間終了後に病気などが原因で死亡した場合は、その時点で給付年金は打ち切られる。

保険料の払込方法は、月払い、半年払い、年払いがあり、一時払いはない。

5 賠償責任保険

被保険者が他人の身体の傷害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に備える保険である。

① 個人賠償責任保険

個人が、居住している住宅の所有（一時的に居住の用に供する別荘を含む）、使用または管理によって起きた事故や日常生活で起きた事故により、他人を死傷させ、他人の物に損害を与えたため、法律上の損害賠償責任を負うことで被った損害について保険金が支払われる保険である。ただし、業務遂行上の賠償事故、自動車による賠償事故、預かっている物に対する賠償責任については補償の対象にならない。なお、地震、噴火、これらによる津波が原因の場合は免責となっている。

個人賠償責任保険の**被保険者**は、本人、本人の配偶者、本人または配偶者と生計をともにする同居の親族、本人または配偶者と生計をともにする別居の未婚の子となる。

■個人賠償責任保険の保険金支払対象

○ 保険金が支払われる	× 保険金が支払われない
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車で走行中、歩行者とぶつかってケガをさせた ・ 子どもが他人の家の窓ガラスを割った ・ 飼い犬が歩行者に噛みつきケガをさせた ・ 訴訟費用・弁護士費用（保険会社同意必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・噴火・津波が原因の場合 ・ 仕事をしている間に起こした賠償事故 ・ 自動車（原動機付自転車含む）による賠償事故 ・ 同居の親族に対する賠償責任 ・ 他人から借りた物、預かった物に対する賠償責任

② ゴルファー保険

ゴルファーがゴルフの練習、競技、指導中に起こした第三者賠償事故のほか、ゴルファー自身の傷害、ゴルフ用具の破損、盗難事故、ホールインワン祝賀会費用等についても保険金を支払う。

③ 借家人賠償責任担保特約

火災・爆発等により借家が損壊し、家主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合に補償する。賃借人が家財を保険の対象とする火災保険に付帯することが多い。

④ 施設所有（管理）者賠償責任保険

ビル、映画館、劇場、デパート、遊園地、事務所、商店、学校など種々の施設の所有者、管理者がその所有・使用・管理する施設の構造上の欠陥、管理の不備に起因する賠償責任および施設にかかわる販売、サービス等の業務遂行に起因する賠償責任を補償する保険である。

⑤ 請負業者賠償責任保険

建設、土木、組立て、取壊し工事業者や清掃、荷役請負業者が請負業務の遂行に起因する賠償責任、請負業務遂行のために所有・使用・管理する施設の欠陥、管理の不備に起因する賠償責任を補償する保険である。

⑥ 生産物賠償責任保険（PL保険）

ホテル、食料品店、飲食店、デパート、各種商品の製造販売業者、各種工事、修理工事の請負業者などが製造、販売、提供した財物がそれらの業者の占有を離れた後に発生した事故に起因する賠償責任や行った工事等の仕事の結果に起因して、仕事の終了後に生じた事故に起因する賠償責任を補償する保険である。

すなわち、被保険者の占有を離れた財物に起因して、または、被保険者が行った仕事の結果に起因して、仕事の終了の後ににおいて、他人の身体・生命を害し、または他人の財物を損壊したことについて法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する。

⑦ 店舗賠償責任保険

飲食店、小売店、卸売店等が店舗の所有・使用・管理に起因する賠償責任、店舗の用法に伴う業務の遂行に起因する賠償責任、商品、製品、飲食物などの財物が他人に引き渡された後に、その品質・取扱いに伴って生じた事故に起因する賠償責任を補償する保険である。

「店舗」のために施設・生産物賠償責任保険をセットにした保険。

⑧ 受託者賠償責任保険

企業には単に預かっているものや加工することを目的に預かっているものが数多くある。この保険では、他人から預かっている物（受託物）が火災、盗難にあたり破損により、その保管物について正当な権利を有する者に対して損害を与えた場合に被る賠償に対して補償する保険である。

⑨ 会社役員賠償責任保険（D & O保険）

会社役員が、その業務遂行のために行った行為に起因して、保険期間中に株主代表訴訟や第三者訴訟など損害賠償請求された場合に、「法律上の損害賠償金」および「争訟費用」の損害に対して保険金が支払われる。なお、「法律上の損害賠償金」の中には税金、罰金、課徴金、懲罰的損害賠償金等は含まない。無記名式で、保険期間中の退任者、新任者、死亡した役員の相続人に対する請求も補償の対象となる。保険料は、基本補償（普通保険約款）部分については会社が負担し、株主代表訴訟担保特約部分については被保険者（役員）負担となる。

6 企業費用・利益総合保険

建物、設備などが火災、落雷、爆発、風水害などに罹災した場合、休業中の営業利益および経常費を補償する保険。建物や動産は、火災などの損害を受けると、火災保険から保険金が支払われるが、人件費やテナント料、営業利益などの損害は、火災保険では補償されない。

利益保険は、営業利益および経常費を対象に契約でき、人件費など経常費の一部だけでも契約できる。

保険金額は、年間の営業利益+固定費が基本となり以下の方式が一般的である。

- ・約定てん補期間方式：1カ月から12カ月の範囲で補償期間を設定する。
- ・約定付保割合方式：付保割合を10%から100%で設定する。

7 動産総合保険

保険の対象である「動産」について、一般に所在する場所を問わず、すべての偶然な事故によって生じた損害に対して保険金が支払われる保険である。

オールリスク担保方式であり、担保危険を列挙・限定することなく、免責規定で除外されていない限り、すべての偶然の事故による損害に対して保険金が支払われる。保険証券記載の担保地域であれば、保管中、使用中、輸送中を問わず、保険金支払いの対象となる。

引受例としては、特定動産、保管・運送中の動産（商品包括）、展示・巡回販売中の動産、リース・レンタル物件などがある。

8 機械保険

機械、機械設備または装置が「**火災**および火災または化学反応による爆発・破裂**以外**」の不測かつ突発的な事故によって損害を被った場合、損害発生直前の稼働可能な状態に回復するために必要な修理費用をてん補する保険である。

オールリスク担保方式であり、担保危険を列挙・限定することなく、免責規定で除外されていない限り、すべての偶然の事故による損害に対して保険金が支払われる。機械の修理費のための保険であり、保険金額は「再調達価額」を基準として設定する。

この保険は、修繕費の保険であるため「火災」で焼失した場合の全損時の補償としては、火災保険を別途契約する必要がある。

9 盗難保険

特定場所内に収容されている動産について、盗難によって生じた損害に対し保険が支払われる。家財の盗難は住宅総合保険、店舗総合保険で担保されるので、この保険の主な契約対象は、企業の商品、原材料、機械機具類となっている。この保険は、担保する危険の測定が困難なために、保険契約者・被保険者によっては危険の発生の余

地が高い場合もあり、保険会社は引受けにあたって、保険の対象、収容場所および警備状況に関して正確な調査を行ったうえで引き受けている。

10 工事保険

工事保険とは、各種工事を対象として着工から完成引渡しまでの間に、工事現場で発生した偶然の事故により、保険の対象（工事対象物件、材料、仮設工事の目的など）に損害が生じた場合にその復旧費を支払う保険である。

工事保険は対象工事の種類によって、次の3つに分かれる。

- ・ **建設工事保険**：ビル、住宅などの建設工事が対象である。
- ・ **組立保険**：ビル付帯工事（給排水、空調設備など）、建物内・外装、機械設備、プラント・構築物などの組立工事や据付工事が対象である。
- ・ **土木工事保険**：道路舗装、上・下水道、建物・機械設備の基礎のみ、トンネルなどの土木工事。

なお、いずれの工事保険も一般にオールリスク担保方式であり、担保危険を列挙・限定することなく、免責規定で除外されていない限り、すべての偶然の事故による損害に対して保険金が支払われる。

11 労働災害総合保険

被用者の労災事故により、事業主が被る次の損害に対して保険金が支払われる保険である。一般的に**全従業員を対象**として一括して引き受けることが原則であるが、パート・アルバイトを除外して引き受けることも可能である。

保険金は事業主に支払われるが、全額を被災被用者またはその遺族に支払わなければならない。

政府労災保険の支給が保険金支払要件となる。

- ・ **法定外補償保険（条項）**：政府労災保険の給付対象となる労働災害*について、事業主が政府労災保険に上乘せして給付する災害補償金を補償する。

※ 通勤災害は、特約を付加した場合のみ補償する。

- ・ **使用者賠償責任保険（条項）**：事業主に責任がある政府労災保険の給付対象となる労働災害について、政府労災保険等の給付や法定外補償規定に基づく支払いを超える法律上の損害賠償責任を負担することによって支払う損害賠償金等を補償する。

法定外補償保険と使用者賠償責任保険を組み合わせた保険であるが、希望により、その**いずれか一方のみを契約することもできる**。

政府労災保険に加入している事業者が対象となっている。政府労災未加入の事業者は加入することはできない。また、「中小事業主」や「大工・左官などの一人親方」も、政府労災保険に**特別加入している場合は労働者と一緒に入ることができる**。なお、特約により通勤災害も担保できる。

POINT!

損害保険の商品種類は多いが特徴をつかんで得点源にしよう！
自賠責保険の補償内容や時効など幅広い知識が必要！
地震保険は必須の知識となるので注意したい！

チェックテスト

- (1) 自賠責保険に加入せずに自動車やオートバイを運転した場合、1年以下の懲役または500千円以下の罰金が科せられる。
- (2) 自賠責保険において、被害者に損害賠償金を支払った加害者が、加入する損害保険会社に保険金を請求する加害者請求の時効は、原則として事故が起こった日から3年以内とされている。
- (3) 自賠責保険では、被害者に60%を超える過失がある場合、被害者に支払われる保険金額について減額が行われる。
- (4) 賃貸住宅に住んでいるAさんが、ガス爆発事故を起こし、借家および隣家を損失させてしまった場合、失火責任法の規定が適用されないため、Aさんは家主および隣家の所有者に対して賠償責任を負う。
- (5) 住宅火災保険や住宅総合保険では、火災の消火活動の際の水濡れによる損害に対して保険金が支払われる。
- (6) 住宅総合保険に個人賠償責任担保特約を付帯した場合、日本国内・国外における損害賠償責任に備えることができ、被保険者と生計をともにする同居の親族に対する損害賠償責任についても補償される。
- (7) 地震保険を付帯することができる火災保険の契約を締結するときに、地震保険の付帯を希望しない場合、契約者は申込書の地震保険確認欄に押印する必要がある。
- (8) 地震保険は、既加入の火災保険契約がある場合には、火災保険の保険期間内に途中で付帯することもできる。
- (9) 機械保険は、保険の目的である機械設備等が、火災、物理的原因による破裂・爆発および従業員の誤操作等による不測かつ突発的な事故によって損害を受けた場合に、その修理費を補償する保険である。

解答

- (1) ○ (2) × (3) × (4) ○ (5) ○
(6) × (7) ○ (8) ○ (9) ×

第9章

保険と税金

過去の出題状況	2019.1	2019.5	2019.9	2020.1	2020.9	2021.1
生命保険と税金	☆	☆	☆	☆		
生命保険の経理処理	☆			☆	☆	
損害保険と税金	☆		☆	☆	☆	
損害保険の経理処理	☆			☆	☆	

1. 生命保険と税金

個人が支払う生命保険料、受け取った保険金などにかかる税金について理解する。

2. 生命保険の法人の経理処理

法人が支払う生命保険料、保険金などを受け取った場合にかかる経理処理について理解する。

3. 損害保険と税金

個人が払う損害保険料（地震保険料）、受け取った保険金などにかかる税金や医療費控除について理解する。

4. 損害保険と法人の経理処理

法人が支払う損害保険料、受け取った保険金などにかかる経理処理について理解する。特に圧縮記帳に関する内容が重要である。

1 生命保険と税金

1 保険料と税金（生命保険料控除）

生命保険料控除は、納税者が各年における生命保険契約等の生命保険料のうち生命保険金等の受取人のすべてが自己または配偶者その他の親族*とする生命保険契約等に係るものに限る保険料が該当し、(1) 一般の生命保険料、(2) 個人年金保険料の区分に応じて計算される金額をその年分の所得金額から控除することができる。

※ 6親等以内の血族と3親等以内の姻族であり、生計を一にしていなくてもよい。

(1) 一般の生命保険料控除

生命保険契約のほか、生命保険会社や損害保険会社と締結する第三分野の保険（傷害保険を除く）、簡易生命保険契約、JA（農協）共済、こくみん共済coop、県民共済・年金共済（少額短期保険除く）、確定給付企業年金に係る規約またはこれに類する退職年金に関する契約などの保険料および掛金をいう。

(2) 個人年金保険料控除

(1)のうち、次のすべての要件を満たす個人年金保険契約の保険料または掛金をいう（個人年金保険料税制適格特約を付加した契約に限る）。

- ・年金受取人は、保険契約者（保険料・掛金を払い込む者）または配偶者であること。
- ・年金受取人は被保険者と同一人であること。
- ・保険料または掛金の払込みは、年金支払開始日前10年以上にわたって定期に行うものであること（一時払契約は不可）。
- ・年金の種類が確定年金・有期年金の場合、年金の支払いは、年金受取人の年齢が60歳に達した日以降の日で10年以上の期間にわたって定期に行われるものであること（終身年金の場合、年金支払開始日における被保険者の年齢は問わない）。

(注1) 個人年金保険料控除の対象契約に各種入院給付特約等が付されている特約保険料（掛金）は、一般の生命保険料控除の対象または介護医療保険料控除の対象。

(注2) 変額個人年金保険の保険料は一般の生命保険料控除の対象。

生命保険料控除は、2011年12月31日以前に契約を締結した保険料等に係る生命保険料控除（以下「旧制度」という）と、2012年1月1日以降に契約を締結した保険料等に係る生命保険料控除（以下「新制度」という）に区分された。また、新制度では、介護保障・医療保障（特約）等の保険料等は、一般の生命保険料控除ではなく、介護医療保険料控除としての取り扱いとなる。

■旧制度（一般・年金それぞれに適用）

・旧制度：所得税**10万円**・住民税**7万円**限度

	年間保険料	控除額
所得税	25,000円以下	支払金額
	25,000円超 50,000円以下	支払金額×1/2 + 12,500円
	50,000円超 100,000円以下	支払金額×1/4 + 25,000円
	100,000円超	50,000円
住民税	15,000円以下	支払金額
	15,000円超 40,000円以下	支払金額×1/2 + 7,500円
	40,000円超 70,000円以下	支払金額×1/4 + 17,500円
	70,000円超	35,000円

■新制度（一般・年金・介護医療それぞれに適用）

・新制度：所得税**12万円**・住民税**7万円**限度

	年間保険料	控除額
所得税	20,000円以下	支払金額
	20,000円超 40,000円以下	支払金額×1/2 + 10,000円
	40,000円超 80,000円以下	支払金額×1/4 + 20,000円
	80,000円超	40,000円
住民税	12,000円以下	支払金額
	12,000円超 32,000円以下	支払金額×1/2 + 6,000円
	32,000円超 56,000円以下	支払金額×1/4 + 14,000円
	56,000円超	28,000円

新制度と旧制度の両制度を適用する場合の所得税の控除額は、合計**12万円**が限度。一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除では、**旧制度のみを適用**とする場合はそれぞれ**5万円**が限度、**新制度を同時に適用**する場合はそれぞれ**4万円**が限度となる。

- ・新制度では、傷害のみに基因して保険金が支払われる特約（災害割増特約、傷害特約、災害入院特約など）は控除の対象とならない。
- ・2012年以降の更新契約は、更新月までは旧制度、更新月から保険契約全体が新制度の対象となる。
- ・特約を中途付加した場合、中途付加した月から保険契約全体が新制度の対象^{*}となる。
- ・保険契約者を変更しても新制度の対象とならない。
- ・特約部分の保険金額を減額しても新制度の対象とならない。

※ リビング・ニーズ特約や、指定代理請求特約、災害割増特約、傷害特約などを中途付加しても新制度の対象とならない。

正味払込保険料(控除対象となる保険料) = 表定保険料 - 配当金

- ・積立配当金を契約者からの申し出があったとき、いつでも支払うことを定めている場合、表定保険料から当該年度の配当金を差し引いた保険料が控除対象となる。なお、約款で特定のとき以外は配当金を支払わないことを定めている場合、表定保険料より差し引く必要はない。
- ・配当金額が表定保険料を上回る場合、控除しきれない配当金額は、別契約の保険料から控除することになる。
- ・配当金で増加保険金を買増しする商品については、表定保険料額が控除対象となる。
- ・自動振替貸付が、その年中に行われた場合、その年の生命保険料控除の対象となる。
- ・復活保険料は、支払いが実際に行われた年に控除の対象となる。
- ・一時払保険料は、保険料を支払った年の控除対象となる。
- ・前納保険料は、その年中に到来する払込期日が到来している保険料が控除の対象となる。
- ・保険金受取人は、生計を一にしていなくても要件を満たせば控除の対象となる。

2 保険金・年金・給付金と税金

(1) 死亡保険金と税金

個人が死亡保険金を受け取った場合は、相続税、所得税、贈与税のいずれかの課税対象となる。

■死亡保険金を受け取ったときに課税される税金

契約者	被保険者	受取人	対象となる税金
A	A	B	相続税
A	B	A	所得税（一時所得）
A	B	C	贈与税

(注) 相続を放棄した人（民法上の相続人ではない）も、受取人であれば死亡保険金を受け取ることができるが、非課税限度額（「500万円×法定相続人の数」）の適用を受けることはできない。

(2) 満期保険金と税金

契約者	被保険者	受取人	対象となる税金
A	—	A	所得税（一時所得）
A	—	B	贈与税

(注) 解約した場合に契約者が受け取る解約返戻金も、所得税（一時所得）の課税対象となる。

(3) 契約者死亡による名義変更（権利の評価）

死亡した契約者が生前に保険料を負担しているときは、その生命保険料に関する権利の評価の価額（評価額）が新しい契約者（相続人）の相続財産をして相続税の課税対象となる。

- ・契約者（保険料負担者）と被保険者が異なる契約で、契約者が保険期間中に死亡し

た場合、生命保険契約についての相続財産評価は、「解約返戻金の額」である。

- ・契約者死亡による名義変更後（相続税の対象になった後）、契約が満期の際は、名義変更後の契約者が保険料を負担していたものとして課税関係が生じる。

(4) 個人年金保険と税金

夫が保険料を負担し、妻が年金受取人というように年金受取人と保険料負担者とが異なっている場合には、年金支払い開始時に、保険料負担者である夫から妻が贈与によって年金受給権を取得したものとみなされて贈与税が課税される。

年金受取人の死亡により年金受給権を相続した場合は相続税の対象となる。

■年金受給権の価額（次のいずれか多い金額）

- A 解約返戻金の金額
- B 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には当該一時金の金額
- C 確定年金：1年間に受けるべき金額×残存期間に応ずる予定利率の複利年金現価率
終身年金：1年間に受けるべき金額×平均余命に応ずる予定利率の複利年金現価率

贈与税の課税対象となる年金の受給権の評価額は以下の計算による。

$$\text{年金受給権の価額} \times \frac{\text{年金受取人以外が負担した保険料の総額}}{\text{正味払込保険料の総額}}$$

・年金受取時

個人が受け取る年金は、雑所得の対象となる。しかし、契約者と年金受取人が異なる場合、年金受給開始時に「定期金に関する権利」として相続税または贈与税の課税対象となった部分は非課税となる。よって、一定の方法により課税部分と非課税部分に区分し、課税部分が所得税（雑所得）の課税対象となる。

このとき1回目の年金は、非課税となる。なお、権利の評価額が98%以上の場合、所得税は課税されず全額が非課税となる。

$$\text{雑所得の金額} = \text{その年に受け取る年金額} - \text{必要経費}$$

$$\text{その年に受け取る年金額} = \text{基本年金額} + \text{増額年金額} + \text{増加年金額}$$

$$\text{必要経費} = (\text{基本年金額} + \text{増額年金額}) \times \text{必要経費率}$$

$$\text{必要経費率} = \frac{\text{正味払込保険料総額}}{\text{年金の支払い総額またはその見込額}}$$

（注）必要経費率は小数点第3位以下を切り上げ、第2位まで算出する。

年金の年額からそれに対応する保険料等を控除した残額が**25万円以上**の場合、10.21%源泉徴収される。なお、契約者と年金受取人が異なる場合、源泉徴収は行わない。

■確定年金

$$\text{年金の支払い総額} = \text{年金年額} \times \text{支給期間}$$

■有期年金

$$\text{年金の支給総額の見込額} = \text{年金年額} \times \begin{matrix} \text{支給期間の年数と年金支払い開始日} \\ \text{における被保険者の余命年数のいずれか} \\ \text{短い年数} \end{matrix}$$

■終身年金

$$\text{年金の支給総額の見込額} = \text{年金年額} \times \text{年金開始日における余命年数}$$

■保証期間付終身年金

$$\text{年金の支給総額の見込額} = \text{年金年額} \times \begin{matrix} \text{年金開始日における余命年数と} \\ \text{保証期間年数とのいずれか長い年数} \end{matrix}$$

■余命年数表（所得税法施行令82条の3別表）

年金の支給開始日における年齢	余命年数		年金の支給開始日における年齢	余命年数	
	男	女		男	女
55歳	23年	27年	63歳	17年	20年
56	22	26	64	16	19
57	21	25	65	15	18
58	20	25	66	14	18
59	20	24	67	14	17
60	19	23	68	13	16
61	18	22	69	12	15
62	17	21	70	12	14

・保証期間付終身年金の場合

保証期間分の年金を一括して受け取ることができるが、保証期間経過後に年金受取人が生存している場合は年金が支払われるので、一括して受け取る金額は**雑所得**として課税される。

・確定年金の場合

一括して受け取ると、その時点で契約は消滅する。したがって、一括して受け取った金額は**一時所得**として課税される。

(5) 一時払養老保険の満期保険金・解約返戻金の取り扱い

① 保険期間5年以下の一時払養老保険

保険期間5年以下の一時払養老保険の満期保険金・解約返戻金の差益については、金融類似商品として預貯金と同様に差益金に対し20.315%の源泉分離課税の取り扱いになる。

$$\text{差益金} = \{(\text{満期保険金} + \text{満期時配当金}) \text{ または } \text{解約返戻金}\} - (\text{一時払保険料})$$

なお、一時払養老保険のほか、次の要件すべてにあてはまる契約も保険種類を問わず源泉分離課税の適用を受ける。

- ① 保険期間が5年以下のもの。ただし、保険期間が5年を超える場合でも、5年以内に解約した場合を含む。
- ② 保険料の払込みが一時払いのもの。ただし、次の場合は一時払いとみなす。
 - a 契約初年度に、保険料払込期間中に払い込むべき保険料総額の2分の1を前納（または一括払い）した契約
 - b 契約初年度と次年度の2年間に、保険料払込期間中に払い込むべき保険料総額の4分の3を前納（または一括払い）した契約
- ③ 普通死亡保険金が満期保険金と同額か、または満期保険金より少なく、かつ災害死亡保険金の倍率が5倍未満の契約

(注1) 一時払個人年金保険（変額個人年金含む）で**確定年金**を選択している場合、積立期間5年以内の解約は金融類似商品として課税（差益金に対して20.315%源泉分離課税）。

(注2) 一時払個人年金保険（変額個人年金含む）で確定年金を選択している場合、積立期間5年超の解約返戻金は、一時所得として総合課税の課税対象となる。

- ② 保険期間5年超の一時払養老保険
保険期間が5年超の満期保険金（解約返戻金）は、一時所得として総合課税（契約者と受取人が同一でない場合は贈与税）の対象となる。他の所得と総合するときは2分の1とする。

■一時所得の金額

$$\text{一時所得の金額} = \frac{\text{満期保険金}}{\text{(解約返戻金)}} + \text{配当金} - \text{一時払保険料} - \text{特別控除額(50万円)}$$

(6) 非課税となる保険金・給付金

- ・次の保険金を被保険者または指定代理請求人が受け取った場合、非課税である。特定疾病保険金、リビングニーズ特約保険金 など
- ・身体の傷害に起因して支払いを受ける生命保険・損害保険の給付金は、被保険者、配偶者や直系血族あるいは生計同一親族が受け取る場合、非課税である。高度障害保険金、入院・手術給付金、介護年金、介護一時金、所得補償保険金 など

(7) 契約者配当金

契約者が受け取った配当金は、保険料の事後精算的な性質より課税関係は生じない。ただし、保険金や解約返戻金が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、配当金は保険金・解約返戻金として取り扱われる。

(8) 契約者の変更

契約者を変更した時点では課税関係は発生しない。

(9) 支払調書

2018年より支払調書の提出基準や記載事項が以下のように変更された。

■ 支払い調書の提出基準の変更

これまで	・ 次の金額で生命保険の解約、保険金や年金の支払を行う場合 一時金（解約返戻金）100万円超、年金20万円超
追加	・ 死亡による契約者の変更の場合も提出（解約返戻金100万円超）

■ 支払調書の記載事項の変更

これまで	・ 受取人の氏名、住所 ・ 契約者（保険料払込者）の氏名、住所、個人番号 ・ 被保険者の氏名、住所 ・ 保険金額（解約返戻金の場合は解約返戻金相当額） ・ 既払込保険料総額 ・ 保険事故発生年月日
追加	・ 支払時の契約者の直前の契約者の氏名、住所 ・ 契約者変更の回数（施行日以降の契約者変更回数） ・ 支払時の契約者の既払込保険料（施行日をまたぐ契約者の記載は不要）
新設	・ 死亡した契約者の氏名、住所、死亡日 ・ 新契約者の氏名、住所 ・ 解約返戻金相当額 ・ 既払込保険料総額 ・ 死亡した契約者の既払込保険料

(注) 上記の変更により、名義変更前後の保険料負担が明確になる。

(注) 法人からの退職金の一部として個人が受けた現物支給について保険料負担額が明確になる。

POINT!

生命保険料控除は改正点も含めて必須である。

2 生命保険の法人の経理処理

法人が契約者となり支払う保険料の経理処理は、保険の種類により以下のように異なる。

1 定期保険

4に該当しない定期保険の保険料の原則的な取り扱いは以下のとおり。

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	経理処理
法人	従業員・役員	法人または被保険者の遺族*	損金算入

借方	貸方
定期保険料(損金)*	現金・預金

* 特定の従業員・役員が被保険者の場合は給与となる。

2 終身保険

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	経理処理
法人	従業員・役員	法人	資産計上
法人	従業員・役員	被保険者の遺族	給与

① 受取人が法人

借方	貸方
保険料積立金(資産)	現金・預金

② 受取人が遺族

借方	貸方
給与(損金)	現金・預金

3 養老保険

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	満期保険金受取人	経理処理
法人	従業員・役員	法人	法人	資産計上
法人	従業員・役員	被保険者の遺族	被保険者	給与
法人	従業員・役員	被保険者の遺族	法人	1/2資産計上 1/2損金算入

① 死亡保険金受取人を遺族、満期保険金受取人を法人とする場合

全員加入を原則とした普遍的加入が基本、加入条件を付ける場合も公平とするなど生存、死亡退職金の準備を目的に加入するものをハーフタックスプラン(2分の

1 養老保険) といひ、保険料の **2分の1** を福利厚生費として **損金算入** できる。

ただし、役員・部課長・その他特定の者のみを加入させる場合は、福利厚生費とはならず、被保険者の給与・報酬となる。

■保険料の経理処理（ハーフタックスプラン）の例

〈事例〉

すべての役員・従業員を被保険者（死亡：受取人は遺族、満期：受取人は法人）
保険金額500万円 保険料年払い200万円（60歳払） 60歳満期

借 方		貸 方	
保険料積立金（資産）	100万円	現金・預金	200万円
福利厚生費（損金）*	100万円		

※ 特定の者のみ加入の場合は給与となる。

被保険者が1人死亡し死亡保険金が支払われた（受取人は遺族）。
死亡した者の保険料積立金は50万円（配当金はない）

借 方		貸 方	
雑損失（損金）	50万円	保険料積立金（資産）	50万円

被保険者1人が60歳で満期を迎え、満期保険金505万円（配当金含む）を受け取った。

満期を迎えた者の支払保険料400万円、配当金積立金5万円

借 方		貸 方	
現金・預金	505万円	保険料積立金（資産）	200万円
		配当金積立金（資産）	5万円
		雑収入（益金）	300万円

4 定期保険および第三分野の保険の取り扱い

各定期保険および第三分野の保険の保険料に関する新たな取り扱いが2019年6月28日に発遣された。

これに伴い、これまでの個別通達を廃止し、商品グループにかかわらず同一の基準が適用されることになった。この新たな取扱いは2019年7月8日以降の契約に係る保険料について適用される。

既契約については、これまでの商品ごとの個別通達の適用対象保険契約に係る経理処理が継続される。

改正ポイントは、個別通達および文章回答が廃止され、単一的なルールが新たに創設された。対象は法人を契約者とするもので、支払保険料が給与の取り扱いとならない保険期間3年以上の定期保険と第三分野の保険であり、最高解約返戻率（配当金を除く）が50%超になるものとされ、資産計上期間や金額、取崩期間は最高解約返戻率

に応じて決められた。また、第三分野の保険で保険期間が終身であるものは、保険期間開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までが計算上の保険期間とされた。

■改正後（最高解約返戻率50%以下：保険料は全額損金算入）

最高 解約返戻率	50%超 70%以下	70%超 85%以下	85%超
資産計上期間	保険期間の当初 40%		最高解約返戻率となる期間*
資産計上	40% を資産計上	60% を資産計上	1年目から10年目 保険料×最高解約返戻率の90% 11年目以降 保険料×最高解約返戻率の70%
損金算入	60%を損金算入	40%を損金算入	上記の残額
取崩期間まで	当期分保険料の全額を損金算入		
資産計上額の 取崩期間	保険期間の 75% 相当期間経過後		解約返戻金相当額が最も高い期間経過後
	当期分保険料の全額を損金算入するとともに資産計上した前払保険料を保険期間終了まで均等に取崩し損金算入		

※ $\frac{\text{解約返戻金相当額} - \text{直前期間の解約返戻金相当額}}{\text{年換算保険料相当額}} > 70$ があるときは最も遅い期間

これらの期間が5年未満のときは5年とし、保険期間が10年未満のときは保険期間の50%相当期間となる。

〈その他〉

- ・年未満の端数があるときは、資産計上期間は月単位で計算し、月未満の端数は月未満の端数を切り捨てる。取崩期間も月単位で計算するが、月未満の端数は切り上げる。
- ・「資産計上期間」経過後、取り崩しまでの保険料は、保険期間の経過に応じて損金算入する。
- ・解約返戻率に端数が生じた場合、端数の切り捨ては行わずに最高解約返戻率を計算する。なお、実務の現状を考慮し、小数点2位以下の端数を切り捨てている場合、それによる区分の判定は問題ないものとされている。
- ・最高解約返戻率が70%以下で、かつ、年換算保険料相当額（1人の被保険者につき2以上の定期保険等に加入している場合にはそれぞれの年換算保険料相当額の合計額）が30万円以下の保険に係る保険料を支払った場合については、その支払った保険料の額は、原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入する。

例外規定として、保険期間を通じて解約返戻金がなく（ごく少額の払戻金のある契約を含む）、保険料の払込期間が保険期間よりも短いもので、当該事業年度に支払った保険料額が1人の被保険者につき30万円以下のときは、その支払った日の属する事業年度の損金に算入することができる。

既契約については、これまでの経理処理を行うことになることから、**5**以降（損害保険商品の第3分野の保険についても同様）は、これまでの経理処理について記載している。

5 長期平準定期保険・逡増定期保険（2019年7月7日までの契約）

- ① 定期保険のなかで以下の算式を満たす②の逡増定期保険に該当するものを除くものを長期平準定期保険とし、定期保険と逡う特別な経理処理を行う。なお、無解約返戻金のタイプは、一般の定期保険として取り扱逡。

「被逡者の年齢 + 逡険期間 > 70歳」かつ「被逡者の年齢 + 逡険期間 × 2 > 105」

逡険期間の前半6割の期間	逡険期間の後半4割の期間
<ul style="list-style-type: none"> ・1/2逡損金算入 ・1/2逡産計上（前逡逡険料） 	<ul style="list-style-type: none"> ・全逡逡損金算入 ・前半の逡産計上逡を4割の期間で逡等に取り崩し、逡損金算入

（逡）逡増定期逡険については前半6割の期間における逡産計上逡の割合が逡化する。

- ② 逡増定期逡険（2008年2月28日以逡の契約）

逡険期間の逡過により逡険逡額が5逡までの逡围で逡加する定期逡険のうち、その逡険期間満了の逡における被逡者の年齢が45歳を逡えるものを逡う。

	逡 分	前逡期間	逡産計上逡
逡増定期逡険	A 逡険期間満了の逡における被逡者の年齢が45歳を逡えるもの（BまたはCに逡当するものを逡除く）	逡険期間の逡始の逡から逡逡逡険期間の60%に逡当する期間	逡逡逡険料の2分の1に逡当する逡額
	B 逡険期間満了の逡における被逡者の年齢が70歳を逡え、かつ、逡険逡加入逡の被逡者の年齢 + 逡険期間 × 2 が95を逡えるもの（Cに逡当するものを逡除く）	同 上	逡逡逡険料の3分の2に逡当する逡額
	C 逡険期間満了の逡における被逡者の年齢が80歳を逡え、かつ、逡険逡加入逡の被逡者の年齢 + 逡険期間 × 2 が120を逡えるもの	同 上	逡逡逡険料の4分の3に逡当する逡額

- ③ 逡増定期逡険（2008年2月27日以前の契約）

逡険期間の逡過により逡険逡額が5逡までの逡围で逡加する定期逡険のうち、その逡険期間満了の逡における被逡者の年齢が60を逡え、かつ、逡逡逡険に逡加入した逡における被逡者の年齢に逡険期間の2逡に逡当する逡を加えた逡が90を逡えるものを逡う。

	区 分	前払期間	資産計上額
通増定期保険	A 保険期間満了の時における被保険者の年齢が60歳を超え、かつ、加入時の被保険者の年齢 + 保険期間 × 2 が90超の契約 (BまたはCに該当するものを除く)	保険期間の開始の時から当該保険期間の60%に相当する期間	支払保険料の2分の1に相当する金額
	B 保険期間満了の時における被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、保険加入時の被保険者の年齢 + 保険期間 × 2 が105超 (Cに該当するものを除く)	同 上	支払保険料の3分の2に相当する金額
	C 保険期間満了の時における被保険者の年齢が80歳を超え、かつ、保険加入時の被保険者の年齢 + 保険期間 × 2 が120超	同 上	支払保険料の4分の3に相当する金額

(注) A、B、Cに該当しない契約は、前払期間にかかわらず、**全額損金算入**。

(注) ①～③の前払期間に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた期間を前払期間とする。

①②③の契約形態において、特定の者のみ (役員または部課長など特定の従業員) を被保険者とし、死亡保険金受取人を被保険者の遺族とする場合は、支払保険料の額を給与の扱いとする。

■保険料の経理処理 (長期平準定期保険に該当のケース) の例

〈事例〉

40歳男性 保険期間80歳満了 保険料年払い60万円

- ・ 保険期間40年のうち前半6割期間 (24年間)

借 方		貸 方	
定期保険料 (損金)	30万円	現金・預金	60万円
前払保険料 (資産)	30万円		

前半24年間に前払保険料 (資産) が30万円 × 24年間 = 720万円

これを後半4割期間 (16年間) で均等に損金処理を行っていく。

720万円 ÷ 16年 = 45万円が損金算入される。

後半4割期間の年払い保険料60万円も損金算入となる。

- ・ 保険期間の後半4割期間 (16年間)

借 方		貸 方	
定期保険料 (損金)	60万円	現金・預金	60万円
定期保険料 (損金)	45万円	前払保険料	45万円

6 ガン保険・医療保険 (終身タイプ、2019年7月7日までの契約)

終身払込は保険料支払いのつど、損金算入する。有期払込の場合は以下のとおりとなる。

〈支払時〉

$$\begin{aligned} \text{払込保険料} \times \frac{\text{保険料払込期間 (年数)}}{105\text{歳} - \text{加入時年齢}} &= \text{損金算入額} \\ \text{払込保険料} - \text{上記損金算入額} &= \text{積立保険料(資産計上)} \end{aligned}$$

〈払込満了後の取崩し〉

$$\text{累積払込保険料} \times \frac{1\text{年}}{105\text{歳} - \text{払込満了時年齢}} = \text{損金算入額 (年額)}$$

(注) この払込満了後の取り崩しに係る損金算入額は、払込満了時が事業年度の中途である場合には、月数あん分により計算する。

① 医療保険終身型（終身払い）

〈事例〉

月払い保険料5万円（主契約部分3万円、特約部分2万円）

借 方		貸 方	
医療保険料（損金）	3万円	現金・預金	5万円
特約保険料（損金）	2万円		

② 医療保険終身型（有期払い）

〈事例〉

月払い保険料7万円（主契約部分5万円、特約部分2万円）

55歳加入、65歳払済（保険料払込期間10年）

借 方		貸 方	
医療保険料（損金）	1万円	現金・預金	7万円
前払保険料（資産）	4万円		
特約保険料（損金）	2万円		

■保険料払込満了後の経理処理

$(4\text{万円} \times 12\text{月} \times 10\text{年}) \div (105\text{歳} - 65\text{歳}) = 12\text{万円}$

毎年の決算時に資産計上を取り崩して損金算入する。

借 方		貸 方	
医療保険料（損金）	12万円	前払保険料	12万円

7 ガン保険（2012年4月27日以降2019年7月7日までの契約）

① 終身払込

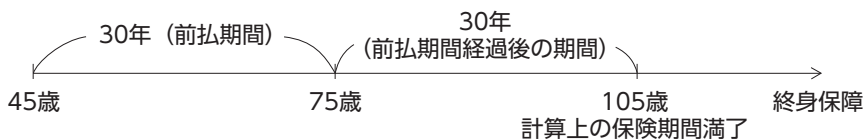
加入時の年齢から**105歳**までの保険期間の**50%**に相当する期間（前払期間）は、**2分の1**を損金に算入し、2分の1を前払保険料として資産計上する。前払期間経

過後は、資産計上した前払保険料を一定の算式により損金算入する。

$$\text{資産計上額の累計額} \times \frac{1}{105\text{歳} - \text{前払期間経過年齢}} = \text{損金算入額(年額)}$$

〈事例〉

年払い保険料50万円
45歳加入、終身払込



・加入時から30年目までの前払期間 $(105\text{歳} - 45\text{歳}) \times \frac{1}{2}$

借 方		貸 方	
支払保険料	25万円	現金・預金	50万円
前払保険料	25万円		

・31年目以降 (前払期間経過後)

借 方		貸 方	
支払保険料	75万円	現金・預金	50万円
		前払保険料	25万円

25万円 × 30年 = 750万円 (前払期間の資産計上額)

750万円 ÷ (105歳 - 75歳) = 25万円 (前払期間経過後の期間年数により均等に損金算入する)

② 有期払込

イ 前払期間

(a) 保険料払込期間が終了するまでの期間

次の算式により計算した金額 (以下「当期分保険料」という) を算出し、各年の支払保険料の額のうち、当期分保険料の2分の1に相当する金額と当期分保険料を超える金額を前払金等として資産に計上し、残額については損金の額に算入する。

$$\text{支払保険料(年額)} \times \frac{\text{保険料払込期間}}{\text{保険期間}} = \text{当期分保険料(年額)}$$

(b) 保険料払込期間が終了した後の期間

当期分保険料の2分の1に相当する金額を上記において計算される資産計上額の累計額から取り崩して損金の額に算入する。

ロ 前払期間経過後

保険期間のうち前払期間を経過した後の期間にあつては、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める処理を行う。

(a) 保険料払込期間が終了するまでの期間

各年の支払保険料の額のうち、当期分保険料を超える金額を前払金等として資産に計上し、残額については損金の額に算入する。

また、次の算式により計算した金額（以下「取崩損金算入額」という）をイの(a)による資産計上額の累計額（すでにこの(a)の処理により取り崩した金額を除く）から取り崩して損金の額に算入する。

$$\left(\frac{\text{当期分保険料}}{2} \times \text{前払期間} \right) \times \frac{1}{105\text{歳} - \text{前払期間経過年齢}} = \text{取崩損金算入額}$$

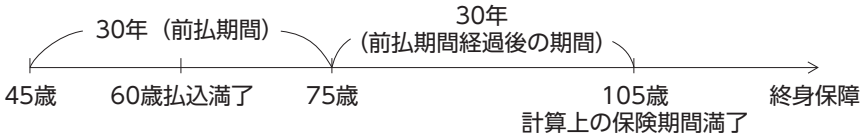
(b) 保険料払込期間が終了した後の期間

当期分保険料の金額と取崩損金算入額をイおよびロの(a)による資産計上額の累計額から取り崩して損金の額に算入する。

〈事例〉

年払い保険料200万円

45歳加入、60歳払込満了 終身保障



・ 加入時から15年目まで（保険料払込期間）

借 方		貸 方	
支払保険料	25万円	現金・預金	200万円
前払保険料	175万円		

当期分保険料：200万円×15年÷60年＝50万円の2分の1を損金とする

・ 16年目から30年目まで（前払期間中、保険料払込満了後）

借 方		貸 方	
支払保険料	25万円	前払保険料	25万円

・ 31年目以降（前払期間経過後）

借 方		貸 方	
支払保険料	75万円	前払保険料	75万円

前払期間に資産計上した前払保険料の額：

$$(175\text{万円} \times 15\text{年}) - (25\text{万円} \times 15\text{年}) = 2,250\text{万円}$$

前払期間経過後の期間で均等に取り崩す：

$$2,250万円 \div (105歳 - 75歳) = 75万円$$

(注) 例外的取り扱い

保険契約の解約等において払戻金のないもの（保険料払込期間が有期払込であり、保険料払込期間が終了した後の解約等においてごく少額の払戻金がある契約を含む）である場合には、上記①および②にかかわらず、保険料の払込みの都度、当該保険料を損金の額に算入する。

8 定期付養老保険、定期付終身保険の保険料の前納・一時払いの場合

養老（終身）保険の保険料は保険料積立金として資産に計上する。定期保険特約保険料は未経過部分を前払保険料として資産に計上し、期間の経過に応じて損金に算入する。

9 保険料が短期払いの場合

保険料の払込方法には、保険料払込期間と保険期間が一致する全期払いと保険料払込期間が保険期間よりも短い短期払いがある。

短期払いの貯蓄性の保険（養老保険、終身保険など）であれば、保険料支払いのつど、資産に計上し、貯蓄性のない保険（定期保険、定期保険特約など）は**払込保険料の総額を保険期間であん分し、その年度に対応する部分だけを損金に算入する**。

10 収入保障保険の経理処理

被保険者の死亡時に年金形式で支払われる収入保障保険の経理処理は、2003年12月15日に次の方法で取り扱う旨を国税庁から生命保険協会あてに連絡があった。

[A法]

- ・被保険者死亡時：1回目の年金の全額を「雑収入」として益金に計上する。
- ・翌年以降：年金を受け取るつど、その全額を「雑収入」として益金に計上する。
- ・年金の一部を一括受取した場合：その時点の未払年金現価を全額益金に計上し、一括受取額との差額を「未収金等」として資産に計上する。

〈仕訳例 [A法]〉

- ・役員の被保険者が死亡し収入保障保険部分（全額損金算入）から年金開始後5年間にわたり毎年年額100万円を受け取った後、一部一括払により180万円を一時金で受け取り、6年目以降は年金額を60万円に減額した。6年目から10年までに受け取る予定であった年金現価は450万円である。

1年目から5年目

	借方	貸方
現金・預金	100万円	雑収入
		100万円

一部一括払により一時金を受け取ったとき

借 方		貸 方	
現金・預金	180万円	雑収入	450万円
未収金	270万円		

6年目から10年目

借 方		貸 方	
現金・預金	60万円	未収金	54万円*
		雑収入	6万円

※ 270万円(未収金)÷5=54万円

仮に5年目を受け取った後、残額の全額450万円を一括で受け取ったとき

借 方		貸 方	
現金・預金	450万円	雑収入	450万円

[B法]

・被保険者死亡時

- ① 1回目および翌年以降に受け取る年金を現価等で評価した金額を「未収金」として資産に計上し、同額を「雑収入」として益金に計上する。
 - ② 1回目の年金については、①の資産計上額を年金受取回数で除した金額を取り崩し、受取年金額との差額を「雑収入」として益金に計上する。
- ・翌年以降：年金を受け取るつど、上記②と同様の処理を行う。

〈仕訳例 [B法]〉

・役員の被保険者が死亡し収入保障保険部分（全額損金算入）から毎年年額100万円を受け取る。今後10年間の年金年額100万円に対する未払年金現価は940万円である。

1年目

借 方		貸 方	
未収金	940万円	雑収入	940万円
現金・預金	100万円	未収金	94万円
		雑収入	6万円

2年目から10年目

借 方		貸 方	
現金・預金	100万円	未収金	94万円
		雑収入	6万円

仮に3年目を受け取った後、残額を一時金として670万円受け取ったとき

借 方		貸 方	
現金・預金	670万円	未収金	658万円*
		雑収入	12万円

※ 94万円×7=658万円

11 払済保険への変更

払済保険とは、保険料の払い込みが困難になった等の理由から保険料の支払いを中止し、元の契約の保険期間を変えないで、その時点での解約返戻金相当額に応じて、元の契約と同じ種類の保険（第三分野の保険を含む）を一時払養老保険、一時払終身保険、一時払個人年金保険などに変更することをいう。

- ① 払済保険に変更した場合は、原則として、洗替処理を行う。ただし、養老保険、終身保険および年金保険（定期保険特約が付加されていないものに限る）から同種類の払済保険に変更した場合には、洗替経理処理^{*}を行わないこととしても差し支えない。
- ② 上記の取り扱いは、原則として、2002年1月1日以降払済保険への変更がなされたものについて適用する。

※ 洗替経理処理とは、変更時点における解約返戻金相当額とその保険契約に係る資産計上額の差額について、払済保険に変更した日の属する事業年度の益金または損金の額に算入することをいう。

通増定期保険を払済終身保険に変更する場合は洗替経理処理を行う。

〈仕訳例 定期保険特約付終身保険〉

- ・ 元契約の資産計上額

保険料積立金（終身保険部分の保険料累計額）	100万円
前払保険料（定期保険特約部分が長期平準定期保険に該当 [*] ）	500万円
- ※ 全額損金算入の場合は、前払保険料はない。
- ・ 払済終身保険への変更時の解約返戻金相当額 800万円

借 方		貸 方	
保険料積立金	800万円	保険料積立金	100万円
		前払保険料	500万円
		雑収入	200万円

12 保険金・給付金・解約返戻金の経理処理

(1) 法人が受取人のとき（保険契約が消滅するケース）

資産に保険料積立金（前払保険料等）および配当金積立金が計上してあれば、それを取り崩し、受け取った満期保険金、死亡保険金、解約返戻金との差額を雑収入（雑損失）として益金（損金）に算入する。定期保険のように保険料積立金等がない場合は全額雑収入となる。なお、この場合、配当金積立金があれば、その差額を雑収入として益金に算入する。

(2) 被保険者ないし遺族が受取人のとき

満期保険金ないし死亡保険金が被保険者および遺族が受取人の場合は、原則として給与扱いになっているので、法人の経理処理は必要ない。ただし、資産に配当金積立

金が計上してある場合はその額を取り崩し、雑損失として損金に算入する。

借 方	貸 方
雑損失 ××××	配当金積立金 ××××

(3) 入院給付金

法人が医療保険ないし災害・疾病関係特約により支払われた給付金を受け取った場合は、全額を雑収入として益金に算入する。

借 方	貸 方
現金・預金 ××××	雑収入 ××××

これを法人の慶弔見舞金規程などにより見舞金として支払った場合、それが社会通念上妥当な額であれば損金に算入される（これを超える部分は役員・従業員の給与となる。役員に対しては賞与とされ損金不算入となる）。

借 方	貸 方
見舞金 ××××	現金・預金 ××××

POINT!

生命保険の経理処理は基本的内容から学習しよう！

3 損害保険と税金

1 個人契約の損害保険と税金

(1) 保険料と税金（地震保険料控除）

- ・地震保険料控除

2007年分の所得税（住民税は2008年度分）から、損害保険料控除が改組され、「地震保険料控除」が創設された。控除の対象となる保険契約は、地震保険に限られる。

居住用家屋・生活用動産を保険の対象とする地震保険契約の保険料を支払った場合には、次の金額を地震保険料控除として所得控除することができる。

所得税	地震保険料の全額（最高50,000円）
住民税	地震保険料の1/2（最高25,000円）

- ・経過措置

経過措置として、2006年までに契約した長期契約は、旧損害保険料控除を適用できる（所得税は最高15,000円、住民税は最高10,000円）。ただし、地震保険と重複する場合には、所得税は合わせて最高50,000円、住民税は合わせて最高25,000円となる。長期契約とは、保険期間が10年以上で、かつ満期返戻金が支払われる損害保険契約のことである。

（注1）経過措置の対象となる長期契約の積立型の傷害保険や年金払積立傷害保険など。

（注2）長期契約に該当する契約で、2007年1月1日以降に契約内容を変更したものは除く。

2 保険金・給付金と税金

(1) 非課税となる保険金・給付金

次の保険金・給付金は非課税となる。

- ① 「モノ」に損害が生じたことにより支払われる保険金。

損害賠償金、火災保険金、車両保険の保険金など

- ② 身体の傷害に係る保険金で、本人、配偶者、直系血族、生計同一親族が受け取った場合。

損害賠償金、入院給付金、後遺障害保険金、介護費用保険金、所得補償保険金、自動車保険金（搭乗者傷害保険金、自損事故保険金、無保険車傷害保険金）など

(2) その他

死亡保険金（傷害保険、自動車保険）、満期返戻金、年金払積立傷害保険の給付金（年金）は、生命保険と同様の課税関係となる。

(3) 自動車保険

- ・ **対人賠償・対物賠償保険・車両保険**の保険金は非課税となる。
遺族が物損事故を起因とする賠償金などを受け取る場合は、相続財産となる。
- ・ 搭乗者傷害保険につき、後遺障害保険金、医療保険金などは契約形態にかかわらず非課税である。死亡保険金は、契約形態により課税関係が異なる。
- ・ 自損事故保険の課税関係は、傷害保険と同じである。
- ・ 無保険車傷害保険の保険金は、損害賠償金と同じであるため非課税扱いとなる。
- ・ **人身傷害補償保険**の保険金は、課税部分と非課税部分が混在する。
- ・ 上記の搭乗者傷害保険、自損事故保険に相当する保険金は、相続税、所得税、贈与税または非課税となる。また、損害賠償相当額は非課税となる。

(4) 雑損控除と災害減免法

	雑損控除	災害減免法	
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失 詐欺や脅迫は対象外	災害による損失に限定	
対象となる資産の範囲等	生活用資産：住宅・家財・現金等 (山林・事業用資産、生活に通常必要でない資産以外のもの)	住宅や家財 ただし、損失額が住宅や家財の価額の 2分の1 以上であることが必要	
控除額の計算または所得税の軽減額	(イ) (ロ) のうちいずれか多い金額	その年の 所得金額	所得税の軽減額
	(イ) 差引損失額－所得金額の10分の1	500万円以下	全額免除
	(ロ) (イ) の差引損失額のうち災害 関連費支出の金額－5万円	500万円超 750万円以下	2分の1 軽減
	災害関連支出とは災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用などやむを得ない支出をいう	750万円超 1,000万円 以下	4分の1 軽減
住民税への適用	適用される	適用されない	
参考事項	3年間繰越控除できる	繰越できない	
	損害額の評価は被災時の時価による		
		損害を受けた年分の所得金額が 1,000万円以下 の人に限定	

(注) 所得税法が災害減免法のどちらか有利な方法を選択できる。

3 医療費控除

納税者あるいは納税者と同一生計の配偶者その他の親族の医療費を支払った場合は200万円を限度として、次の式により算出される金額の医療費控除を受けられる。

$$\text{医療費控除の額} = \left(\begin{array}{l} \text{医療費} \\ \text{の 額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金・損害} \\ \text{賠償金等} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{「その年の所得の合計額} \times \frac{5}{100} \text{」} \\ \text{または「10万円」のいずれか少ない額} \end{array} \right)$$

■医療費控除の範囲について

- ・ 医療費控除は、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費であれば控除対象の医療費の額となる。
- ・ 翌年に払った医療費は、翌年分の医療費控除の対象となる。
- ・ 医療費控除の計算は、医療費の額から次のような保険金や損害賠償金等によって補てんされるものを控除する。
 - ① 生命保険や損害保険契約（共済を含む）に基づき医療費の補てんを目的として支払いを受ける傷害費用保険金、医療保険金、入院費給付金など
 - ② 社会保険から支給される高額療養費など
 - ③ 医療費の補てんを目的として支払いを受ける損害賠償金
 - ④ 会社の互助会等から医療費の補てんを目的として支払いを受ける給付金
- ・ 一方、次のようなものは医療費を補てんする保険金等に該当しない。
 - ① 死亡・高度障害となったことに基因して支払いを受ける保険金、損害賠償金
 - ② 療養のため労務に服することができなくなったことなどに基因して支払いを受ける保険金（**所得補償保険の保険金**など）、損害賠償金
 - ③ 社会保険から給付される傷病手当金、出産手当金
 - ④ 使用者その他の者から支払いを受ける見舞金
- ・ 12月に支払った医療費を補てんするための保険金の額が、3月の確定申告の際に確定していない場合は、保険金の額などを見積もって、その額を医療費から控除する。

4 個人事業主の損害保険と税金

(1) 火災保険

- ① 個人事業主の火災保険金の取り扱い（事業用の建物などが保険の対象）。
 - ・ 掛捨て型である火災保険の保険料は、全額必要経費となる。
 - ・ 積立型である場合には積立保険料（平準積立保険料）は資産に計上する。
 - ・ 積立保険が保険金の支払いにより契約が消滅する場合、資産計上していた額は必要経費にはできず、事業主貸しに振り替えるため事業損益には関係しない。
 - ・ 併用住宅の場合、店舗部分の割合に応じた額が必要経費の対象となる。
 - ・ 従業員の建物の保険料を払った場合は福利厚生費、特定の者のみの場合は給与となる。

- ② 事業主自身の生活用資産の損失に対して支払われる火災保険金は、個人が取得する火災保険と同様、非課税となる。

一方、事業用資産の損失に対する火災保険金については、次のように取り扱われる。

- ・たな卸資産に対する火災保険金

商品等のたな卸資産の損害について火災保険金を受取った場合には、全額が事業所得の**収入金額に算入**される。

一方、損害を受けた商品等たな卸資産の売上原価は必要経費に算入される。

- ・たな卸資産以外の事業用資産に対する火災保険金

個人事業主がたな卸資産以外の事業用資産、たとえば店舗などの事業用固定資産の損壊に伴い廃棄損を生じた場合には、受け取った火災保険金を廃棄損から差し引き、なお、廃棄損があればこれを必要経費に算入する。

また、逆に**受取保険金額が廃棄損を上回れば、上回った部分は非課税所得**となる。

(2) 自動車保険

- ① 個人事業主と自動車保険の保険料

- ・事業用の自動車に対する保険料は、全額必要経費となる。

- ② 事業用自動車と保険金

- ・事業用の自動車が損害を被った際に受ける対物賠償保険金（賠償金）は非課税である。

- ・車両保険の保険金は修繕しない場合とする場合、次のように取り扱いが異なる。

イ 修繕しなかった場合

損害を受けた事業用自動車を修繕せず廃棄処分としたとき、その損害額は保険金額によって補てんされた部分の金額を除いて、その事業に係る所得金額の計算上、必要経費に算入する。また、取得した保険金のうち、**損害額を上回った部分がある場合、その部分は非課税扱い**となる。

必要経費に算入する損害額は、その事業用自動車の未償却残高（事故発生直前の帳簿価格）から事故発生後のその資産の時価と発生資材の時価（カーナビなどの処分可能価格）との合計額ならびに保険金額を差し引いた残額に相当する金額となる。

ロ 修繕する場合

損害を受けた事業用自動車を廃棄処分とせず修繕した場合には、修繕にかかった費用の全額を必要経費に算入する。一方、補てんされる保険金額は事業所得の収入金額に計上する。

- ・対人賠償保険、無保険者傷害保険の保険金は賠償金としての性格を有するため非課税となる。

- ・搭乗車傷害保険、自損事故保険、人身傷害補償保険は、個人の契約と同じである。

(3) 傷害保険

① 個人事業主と傷害保険の保険料

- ・従業員を被保険者とする掛捨て型保険料は、**福利厚生費**とする。ただし、**特定の従業員に限定した場合は給与**となる。
- ・従業員を被保険者とする積立型の保険料は、積立部分（平準積立保険料）を満期まで資産に計上し、補償部分を必要経費とする。
- ・個人事業主自身または生計を一にする親族を被保険者として加入する場合、従業員と同時に加入しても個人の契約として取り扱うことになり、**必要経費にはならない**。

② 傷害保険と保険金

イ 死亡保険金受取人が事業主

- ・資産計上がある場合には、それを取り崩して必要経費に算入する。
- ・受け取った保険金は事業収入となる。ただし、死亡退職金、弔慰金として支払う場合、その額は必要経費となる。

ロ 死亡保険金受取人が遺族

- ・資産計上がある場合にはそれを取り崩して必要経費に算入する。
- ・従業員の遺族が受け取った場合、事業主の保険料負担分は従業員が負担していたものとみなされ、保険金はみなし相続財産として相続税の課税対象となる。

ハ 傷害保険金受取人が事業主

- ・事業主が受け取る保険金は、事業収入となる。従業員に支給する見舞金は必要経費となる。見舞金が社会通念上相当な額を超える場合は給与となる。

ニ 傷害保険金受取人が従業員

- ・従業員が受け取った保険金は非課税である。

ホ 積立型傷害保険の満期保険金受取人が事業主

- ・被保険者が従業員の場合、個人事業主として取得した満期返戻金は一時所得になるが、満期まで積立保険料部分（平準積立保険料）を資産に計上し、一方で補償保険料部分を必要経費に算入しているため、一時所得の金額は個人の場合と計算が異なる。
- ・個人事業主の場合、満期返戻金から積立保険料累計額を差し引いた金額から一時所得の特別控除を控除した金額が一時所得の金額となる。他の所得と総合するときは2分の1とする。

$$\left\{ \left(\begin{array}{l} \text{満期返戻金} + \\ \text{契約者配当金} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{積立保険料累計額} \\ \text{特別控除額} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right) \right\} = \text{一時所得の金額}$$

5 法人の損害保険と経理処理

保険の種類	保険料負担者	契約者	被保険者	法人	従業員
普通の契約	法人	法人	役員・従業員	損金	非課税（注）
	法人	役員・従業員	役員・従業員	損金（給料）	給料として課税
満期返戻金付きの長期契約	法人	法人	役員・従業員	積立保険料部分は資産計上	非課税（注）
	法人	役員・従業員	役員・従業員	全額給料として損金処理	給料として課税（保険料相当額）

（注）保険料の処理方法：特定の従業員のみを対象とする場合は、積立保険料を除く保険料は給料として課税される。

■ 損金として処理できる保険料の額

通常その事業年度に対応する期間の分のみであるが、1年以内の分の支払保険料で毎年継続して支払日の属する事業年度の損金に算入しているときは、その事業年度の損金としての処理が認められる。1年を超える期間分の保険料は、前払費用（保険料）となり、翌事業年度以降対応する事業年度の損金として処理する。

■ 前払費用（保険料）計算例

〈条件〉

事業年度 1月より1年間

保険期間 4月より1年間

- ① 年度期間内の保険料を損金にしている場合

$$\text{支払保険料} \times \frac{9(\text{月})}{12(\text{月})} = \text{損金算入額}、\text{支払保険料} \times \frac{3(\text{月})}{12(\text{月})} = \text{前払費用額}$$

- ② 1年間の保険料を継続して損金に算入している場合

$$\text{支払保険料} \times \frac{12(\text{月})}{12(\text{月})} = \text{損金算入額}$$

(1) 自動車保険の保険料

法人が、使用する自動車の自賠責保険の保険料、任意自動車保険の保険料を支払った場合は、損金として処理する。

「前払費用（保険料）の処理」については、火災保険の保険料処理と同様である。

- ・役員・従業員の所有する自動車を業務用に使用している場合
法人が負担する保険料は、損金となる。
- ・役員・従業員の所有する自動車を通勤用に使用している場合
法人が負担する保険料は、役員・従業員の給与として損金処理する。

(2) 傷害保険の保険料

法人の場合の役員・従業員およびその家族の傷害保険の保険料処理方法は、個人事業主の場合とほとんど同じである。役員・従業員やその家族のために支払った傷害保険の保険料は損金となり、満期返戻金付きの長期の契約では、積立保険料部分（平準積立保険料）の額は、保険期間の満了（保険契約の解除または失効を含む）のときまで資産に計上し、その他の部分の金額は保険期間の経過に応じて損金として処理する。

法人が保険契約者となって、役員・従業員がその家族の傷害保険の保険料を負担した場合、保険料は損金となる。満期返戻金のある長期の契約の場合は、積立保険料は資産に計上し、その他の部分は損金とする。役員・従業員その家族が保険契約者、被保険者の場合は、保険料は給与となる。

(3) 介護費用保険の保険料

全役員および全従業員、または全従業員を被保険者とする2019年7月7日までの契約の場合は以下のとおりである。

■回払のとき（払済年齢が60歳以上で、かつ払込期間が15年超の場合）

被保険者が60歳までの期間	保険料の2分の1を資産（「前払費用」）に計上し、残り2分の1は保険期間の経過に応じて損金（福利厚生費）として処理する。
被保険者が60歳を超えた期間	回払保険料全額+上記で資産に計上していた部分について75歳までの15年間で均等分割した額を損金（福利厚生費）として処理する。

（注）役員・従業員に課税は生じない。

払済年齢が60歳未満または払込期間が15年以下の場合、総支払保険料を一時払保険料とみなして、一時払いの処理をする。

一時払いのときは一時払保険料を契約時から75歳に達するまでの年数で割った額を修正年払保険料とし、回払の方法で処理する。

■上記以外の場合

回払のとき	役員のみを加入対象とする場合は、全額を給与（役員報酬）とする（過大な役員報酬となる部分については損金算入できない）。特定の従業員を加入対象とする場合は、回払保険料の全額を給与として損金算入する。
一時払いのとき	役員のみを加入対象とする場合は、一時払保険料の全額が役員報酬となる。特定の従業員を加入対象とする場合は、一時払保険料の全額を給与（賞与）として損金算入する。

(4) 長期傷害保険（終身保障タイプ、2019年7月7日までの契約）

■契約形態

契約者	被保険者	保険金受取人
法人	役員または従業員	法人

■ 経理処理（「終身」の保険期間を「105歳満了」として計算）

保険期間	保険料経理処理
保険期間の開始から当該保険期間の70%に相当する期間（前払期間）	支払保険料の4分の3を資産計上し、残額については損金算入する。
前払期間を経過した後の期間（当該保険期間の後半30%に相当する期間）	支払保険料の全額を損金算入するとともに、前払期間に資産計上した累計額につき、次の算式により計算した金額を取り崩して損金の額に算入する。 $\text{資産計上額の累計額} \times \frac{1}{105 - \text{前払期間経過年齢}} = \text{損金算入額（年額）}$

■ 長期傷害保険（終身タイプ）の経理処理の例

〈事例〉

契約者：法人

被保険者：役員・従業員（全員加入）

死亡保険金受取人：法人

被保険者：役員45歳時

保険料：年払保険料24万円（終身払）

〈保険期間の開始から保険期間（105歳まで）の70%に相当する期間（前払期間）〉

この前払期間は支払保険料の4分の3を資産計上し、残額は損金に算入する。

$(105歳 - 45歳) \times 0.7 = 42年$ ……前払期間

前払期間の経理処理

借方		貸方	
支払保険料	6万円	現金・預金	24万円
前払費用	18万円		

〈前払期間を経過した後の期間（当該保険期間の後半30%に相当する期間）〉

資産計上の累計額 $\times 1 / (105 - \text{前払経過年齢}) = \text{損金算入額}$ となる。

43年目以降の経理処理は以下のとおり、 $18万円 \times 42年 \div 18年 = 42万円$

借方		貸方	
支払保険料	66万円	現金・預金	24万円
		前払保険料	42万円

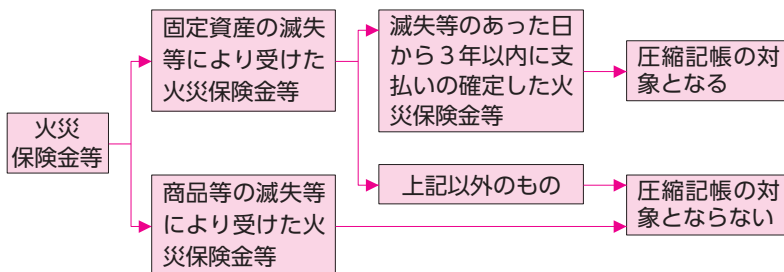
(5) 火災保険の保険金

火災等により建物・動産に損害が生じ、保険金を受け取った場合、その保険金は、会社の所得の計算上益金となるが、一方において損害額は損金として処理される。したがって、保険金が損害のあった建物・動産の帳簿価額を下回るときは課税されない。

い。ただし、建物等の固定資産の場合で、受け取った保険金（利益保険の保険金等は含まない）でその建物等に代わる建物等（代替資産）を取得または改良したときは、上記の帳簿価額を上回る額（保険差益）に一時に課税されることのないよう課税の時期を延期する方法として圧縮記帳が認められる。

ポイント

- ① 圧縮記帳は課税免除ではなく課税の繰り延べである。
- ② 圧縮記帳の対象は、法人所有の固定資産に限られている。
- ③ 車両保険の保険金で代替車を取得した場合も圧縮記帳が認められる。



- ① 代替資産
被災した資産と同種のものであることが必要である。
- ② 保険差益
保険金から建物等の滅失等により支出する経費を控除した額が帳簿価額を上回る場合のその額のことであり、保険差益をそのまま処理しておくこと課税の対象となり、新しい建物等（資産）の取得に支障が出るのが考えられる。

$$\text{保険差益} = \text{保険金} - \left(\text{建物等の損害発生直前の帳簿価額のうち被災部分相当額} + \text{支出した経費} \right)$$

- ③ 圧縮記帳
圧縮記帳とは、保険差益を損金に算入し、新しく取得した建物等（資産）の帳簿価額を、その損金に算入した額だけ減額する処理の方法をいう。したがって、受け取った保険金は益金に算入されるが、圧縮限度額が損金に算入されて相殺されるので、その金額については、その時点で課税されないことになる。ただし、圧縮記帳される額には限度があり、その限度額は次の式で計算される。

$$\text{圧縮限度額} = \text{保険差益} \times \frac{\text{代替建物等(資産)に使った保険金(分母の金額が限度)}}{\text{保険金等の額} - \text{支出した経費}}$$

(注) 支出した経費とは、建物等の取壊し費用、焼け跡の整理費用等をいう。

■ 圧縮限度額等の計算例

〈条件〉

- ・ 焼失した建物の帳簿価額 500万円
- ・ 焼け跡の取り片づけ費用 100万円
- ・ 受け取った火災保険金（全損） 2,100万円
- ・ 新築した建物の取得価額 1,800万円

- ① 保険差益……2,100万円 - (500万円 + 100万円) = 1,500万円
- ② 圧縮限度額……1,500万円 × $\frac{1,800万円(分母の金額が限度)}{2,100万円 - 100万円} = 1,350万円$
- ③ 新築した建物の帳簿価額……1,800万円 - 1,350万円 = 450万円

なお、商品等の棚卸資産の損失に伴う保険金は、販売代金に代わるものとして圧縮記帳の対象にならない。保険金は全額益金として計上する。

保険金の受取りによって保険契約が失効した場合は、資産に計上されていた積立保険料を損金に算入する。

(6) 自動車保険の保険金

① 賠償保険

業務上の事故により受け取った賠償保険金は、対人事故・対物事故の場合とも所得を生じないので課税されない。

② 車両保険

- ・ 車両を修繕した場合、修繕費は損金として、車両保険の保険金は益金として処理する。
- ・ 保険金で、代替車を購入した場合は、購入した自動車の帳簿価額を、保険金と事故車との差額（保険差益）分だけ減額する方法（圧縮記帳）が認められる。

(7) 傷害保険の保険金

① 死亡保険金

死亡保険金は、受け取る者により、次のように扱われる。

- ・ 役員・従業員の相続人が保険金を受け取ったとき

相続人に相続税が課税される法定相続人1名につき500万円までの部分については非課税となる。保険金が、法人に支払われた後、退職金等として退職給与規定等に基づいて役員・従業員に支払われたものであるときは、退職手当金として相続税が課税されるが、法定相続人1名につき500万円までの部分について非課税となる。

- ・ 役員・従業員以外の者の死亡により役員・従業員が保険金を受け取ったとき
一時所得として所得税が課税される。
- ・ 法人が保険金を受け取ったとき

法人の益金に計上するが、法人の退職給与規定等に基づき役員・従業員の退職金等として支給したときは損金となる。

・資産に計上した積立保険料があるとき

保険金の受け取りによって保険契約が失効した場合は、資産に計上されていた積立保険料を損金に算入する。

② 医療保険金・後遺障害保険金・所得補償保険金

・法人が保険金受取人のとき

保険金は雑収入として益金に算入し、それを役員・従業員に見舞金などとして支給したときには損金に算入する。ただし、役員に対する見舞金が賞与または過大報酬に当たる場合は、損金算入はできない。

役員・従業員が受け取った見舞金は、社会通念上常識的な金額であれば、非課税である。常識的な額を超える場合は給与として課税の対象になる。

・役員・従業員が保険金受取人のとき

非課税である。

POINT!

個人と税金では地震保険料控除が重要である！

法人の経理処理の圧縮記帳は出題頻度が高いので注意！

チェックテスト

- (1) 契約者：夫、被保険者：妻、年金受取人：妻とする60歳年金開始の10年確定年金に妻が51歳の時点で加入した際の保険料は、個人年金保険料控除の対象とすることが可能である。
- (2) 生命保険料控除において「旧制度」と「新制度」の各保険料控除の適用がある場合、所得税で最高120千円、個人住民税で最高84千円を控除することができる。
- (3) 一時払変額個人年金保険（終身年金）を保険期間の初日から5年以内に解約した場合、いわゆる金融類似商品として、その解約差益は源泉分離課税の対象となる。
- (4) 自動車保険の被保険者が交通事故により死亡し、被保険者の遺族が人身傷害補償保険の保険金を受け取った場合、当該保険金のうち事故の相手方の過失割合に応ずる金額は非課税となる。
- (5) 契約者をAさん、被保険者をAさんの妻とする普通傷害保険において、Aさんが死亡保険金および後遺障害保険金を受け取った場合、受取保険金は、所得税・住民税の課税対象となる。
- (6) Bさんが所得税の雑損控除の適用を受ける場合、Bさんが居住する家屋の火災により受け取った火災保険金で補てんされる金額については、Bさんの申告する損失額から差し引くことになる。
- (7) 契約者・被保険者をCさんとする自動車保険の人身傷害補償保険において、運転者であるCさん自身が死亡したことによる死亡保険金をCさんの遺族が受け取った場合、Cさんの過失分の有無を問わず、遺族の受取保険金は非課税となる。
- (8) 保険金の額が確定する前に、法人が滅失等をした所有の固定資産に係る代替資産の取得等をした場合は、圧縮記帳の対象とならない。
- (9) 店舗たる建物を保険の目的とした場合、圧縮記帳は、法人所有の建物のみならず、個人事業主が所有している建物に対しても適用できる。
- (10) 圧縮記帳は、火災保険契約に基づく保険金のみならず、自動車保険契約（車両保険）に基づく保険金についても適用できる。

解答

- (1) × (2) × (3) × (4) ○ (5) ×
(6) ○ (7) × (8) × (9) × (10) ○

Memo

第9章

保険と税金

索引

【英字】

ABL	37
D&O保険	124
EV	54
PL保険	124

【ア行】

アカウントビリティ	3
アカウント型保険	89
圧縮記帳	157
意向確認書面	55
一部損	115
一部保険	106
一般勘定	68
一般財形貯蓄	19
一般の生命保険料控除	130
移転	45, 46
異動	104
医療保険（特約）	100
インパクトローン	37
請負業者賠償責任保険	124
受取人	74
内払金請求	118
延長（定期）保険	80
エンベディッド・バリュー	54

【カ行】

海外旅行傷害保険	121
外貨建保険	92
介護医療保険料控除	130
介護特約（保険）	97
会社役員賠償責任保険	124
買取型	23
解約	82
解約返戻金	74
加害者請求	118
価額協定保険特約	110

確定年金	93
火災保険	109
可処分所得	12
家族傷害保険	121
借入形態	37
借換え	21
借換融資	23
仮渡金請求	118
元金均等返済	20
ガン入院特約	97
ガン保険	100
元利均等返済	20
機械保険	125
企業費用・利益総合保険	125
基礎利益	54
基本年金	92
キャッシュフロー表	12
救済保険会社	57
給付金	74
給付反対給付均等の原則	104
教育一般貸付	30
教育ローン	29
金融商品取引法	5
クーリング・オフ	53
国の教育ローン	30
組立保険	89, 126
繰上げ返済	21
経済的全損	106
契約者	74
契約者貸付	78
契約者配当金	136
契約転換制度	80
結合	45
減額	79
現価係数	14
現在価値	13
減債基金係数	14

現実全損	106	地震火災費用保険金	111
建築年割引	114	地震保険	112
限定告知型保険	90	地震保険料控除	149
権利の評価	132	施設所有（管理）者賠償責任保険	124
工事保険	126	自然保険料	71
更新	83	自損事故保険	119
交通傷害保険	121	失効	77
高度障害保険金	82	実損払方式	106
高齢者向け返済特例制度	26	疾病入院（特約）	96
顧客に対する説明義務	3	指定代理請求制度	82
顧客利益の優先	3	自動付帯	112
告知	75	自動振替貸付	77
告知義務	104	自賠責保険	116
国内旅行傷害保険	121	支払調書	136
国民生活事業	38	資本回収係数	14
個人年金保険	92	借家人賠償責任担保特約	123
個人年金保険料控除	130	車両保険	119
個人賠償責任保険	123	終価係数	14
個人バランスシート	13	就業不能保険	101
固定金利	20	収支相等の原則	69
固定金利選択型	20	終身年金	93
子ども保険	29	終身保険	86
ゴルフ保険	123	住宅火災保険	109
コンプライアンス	3	住宅取得	18
		住宅総合保険	110
【サ行】		住宅ローンの借換え	21
災害減免法	150	収入保障保険	85
災害入院特約	96	受託者賠償責任保険	124
災害割増特約	96	守秘義務の遵守	3
財形住宅貯蓄	20	純保険料	70, 104
財形住宅融資	22	準有配当保険	73
財形貯蓄	19	傷害特約	96
財形年金貯蓄	20	傷害保険	119, 121, 153
財形保険	96	奨学金	30
再調達価額	105	少額短期保険業	63
再保険	116	使用者賠償責任保険	126
債務不履行責任	107	証書借入	37
雑損控除	150	小半損	115
時価（額）	105	将来価値	13
自己資金	19	職業倫理	3
死差益	72	女性疾病入院特約	97

所得補償保険	100
人身傷害補償保険	119
人生の三大資金	10
信用保証協会保証付貸付	40
生活習慣病入院特約	97
請求の時効	118
生産物賠償責任保険	124
成人病入院特約	97
製造物責任	108
政府の再保険	116
政府の保障事業への請求	118
生命保険料控除	130
税理士法	4
セーフティネット貸付	39
責任開始期(日)	75
責任準備金	70
先進医療特約	97
全損	105, 115
全部保険	106
増額年金	92
増加年金	92
総合福祉団体定期保険	94
ソルベンシー・マージン比率	54
損益計算書	36
損金として処理できる保険料の額	154

【タ行】

第三分野の保険	99
貸借対照表	36
耐震診断割引	114
耐震等級割引	114
対人賠償保険	119
大数の法則	69
代替資産	157
大半損	115
対物賠償保険	119
代理貸付	37
宅地建物取引業法	5
ダブルフラット	24
短期入院特約	97
団体信用生命保険料	19

団地保険	110
中途増額	78
中途付加	78
超過保険	106
長期総合保険	111
貯蓄型	19
通院特約	97
通知義務	104
積立家族傷害保険	122
積立型の火災保険	111
積立ファミリー交通傷害保険	122
積立普通傷害保険	122
定期保険	84
定期保険特約付終身保険	87
遞減定期保険	85
遞増定期保険	84
手形借入	37
手形割引	37
店舗休業保険	111
店舗総合保険	110
店舗賠償責任保険	124
当座借越	37
動産・債権担保融資	37
動産総合保険	125
搭乗者傷害保険	119
盗難保険	125
特定疾病保障保険	90
特定損傷特約	96
特別勘定	68, 90
土木工事保険	126
トンチン年金	94

【ナ行】

任意の自動車保険	119
年金現価係数	14
年金終価係数	14
年金受給権の価額	133
年金払積立傷害保険	122

【ハ行】

賠償責任保険	123
--------	-----

賠償保険	119
配当金	72
払済保険	79, 147
被害者請求	118
非課税となる保険金・給付金	135, 149
引受基準緩和型保険	90
費差益	72
被保険者	74
被保険利益	104
ヒューマン・バリュー特約	95
比例払方式	105
ファミリー交通傷害保険	121
夫婦年金	94
付加保険料	70, 104
普通火災保険	109
普通傷害保険	121
復活	77
復旧	77
物保険	109, 119
不法行為責任	107
フラット35	22
フラット35S	25
フラット50	25
分離	45
平準定期保険	84
平準保険料	71
変額個人年金保険	91
変額保険	90
弁護士法	4
変動金利	20
法定外補償保険	126
保険価額	105
保険型	19
保険期間	74
保険業法	4
保険金	74, 105
保険金額	105
保険契約者保護機構	57
保険差益	157
保険事故	74
保険の対象	105

保険法	61
保険募集人	50
保険料	74
保険料の経理処理	138
保険料払込期間	74
保険料払込免除	77
保険料猶予期間	77
保険料率	105
保証期間付終身年金	93
保証期間付有期年金	94
保証料	19
補償割合	58
保有	46
本請求	118

【マ行】

マル保融資	40
無選択型保険	90
無配当保険	72
無保険車傷害保険	119
免震建築物割引	114
免責金額	105
元受保険	105

【ヤ行】

有期年金	94
有配当保険	72
猶予期間	77
養老保険	87
予定事業費率	69
予定死亡率	69
予定利率	69

【ラ行】

ライフイベント表	12
ライフプランニング	11
利差益	72
リスク・コントロール	45
リスク・ファイナンシング	46
リスクの回避	45
リスクの軽減	45

リスクの予防	45
リスクマネジメント	44
利得禁止の原則	104
リビング・ニース特約	98
利率変動型積立終身保険	89
労働災害総合保険	126
ローン保証料	19

Memo

<執筆者>

林 繁裕 (はやし・しげひろ)

社会保険労務士／1級ファイナンシャル・プランニング技能士／CFP®認定者
／FP林社会保険労務士事務所代表

大手生命保険会社を経て2003年にFPとして独立。その後、社会保険労務士事務所を開業。個人FP相談、企業の労務管理を専門とし、その経験知識を活かした企業の従業員教育研修、FP技能検定受検対策・証券外務員試験対策などの講師業務とともに、執筆業務をこなしている。

*CFP®は、米国外においてはFinancial Planning Standards Board Ltd. (FPSB) の登録商標で、FPSBとのライセンス契約の下に、日本国内においてはNPO法人日本FP協会が商標の使用を認めています。

よくわかるFPシリーズ

ねんぽん
2021-2022年版

ごうかく ぎのうし きょう
合格テキスト FP技能士1級 ①ライフプランニングと資金計画・リスク管理

(2013年度版 2013年6月30日 初版 第1刷発行)

2021年6月5日 初版 第1刷発行

編著者	TAC株式会社 (FP講座)
発行者	多田敏男
発行所	TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)
	〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18 電話 03 (5276) 9492 (営業) FAX 03 (5276) 9674 https://shuppan.tac-school.co.jp
印刷	株式会社 ワコープラネット
製本	株式会社 常川製本

© TAC 2021

Printed in Japan

ISBN 978-4-8132-9669-0
N.D.C. 338

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で転載、複写されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。

乱丁・落丁による交換、および正誤のお問合せ対応は、該当書籍の改訂版刊行月末日までといたします。なお、交換につきましては、書籍の在庫状況等により、お受けできない場合もございます。また、各種本試験の実施の延期、中止を理由とした本書の返品はお受けいたしません。返金もいたしませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。